

資 料 編

水防法-----	197
気象業務法（抄）-----	221
水防協議会条例-----	227
宮城県水防協議会規程-----	228
水防資材費補助について-----	229
水防活動実施の報告について-----	231
東北地方における災害等の相互応援に関する協定-----	234
水防計画作成の手引き（水防管理団体版）-----	245
迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会要綱-----	308
宮城県無線局一覧表-----	311

水 防 法

(昭和24年6月4日法律第193号)

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者

をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財

産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服

務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る

事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知

しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土

交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織

の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
 - 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法

第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関

に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者

の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

- 第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

- 第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

- 第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
 - 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に

届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

気 象 業 務 法 （抄）

（昭和27年6月2日法律第165号）

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 観測（第四条—第十二条）
- 第三章 予報及び警報（第十三条—第二十四条）
- 第三章の二 気象予報士（第二十四条の二—第二十四条の二十七）
- 第三章の三 民間気象業務支援センター（第二十四条の二十八—第二十四条の三十三）
- 第四章 無線通信による資料の発表（第二十五条・第二十六条）
- 第五章 検定（第二十七条—第三十四条）
- 第六章 雑則（第三十五条—第四十三条の五）
- 第七章 罰則（第四十四条—第五十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報
- 三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
- 四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表
- 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
- 六 前各号の業務を行うに必要な研究
- 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁長官の任務）

第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うように努め

なければならない。

- 一 気象、地震及び火山現象に関する観測網を確立し、及び維持すること。
- 二 気象、地震動、火山現象、津波及び高潮の予報及び警報の中核組織を確立し、及び維持すること。
- 三 気象、地震動及び火山現象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。
- 四 地震（地震動を除く。）の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。
- 五 気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。
- 六 気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。

第二章 観測（略）

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

- 2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。
- 5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
- 4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

（航空予報図の交付）

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象（地震を除く。）又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

（予報業務の許可）

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）を定めて行う。
- 3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

（許可の基準）

第十八条 気象庁長官は、許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

- 一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。
- 二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。
- 三 特定予報業務を行おうとする場合にあっては、第十九条の三の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下この号及び第十九条の二において同じ。）の予報の業務を行おうとする場合にあっては、当該業務に係る気象又は地象の予想を行う事業所につき、同条前段の要件を備えることとなつていること。
- 五 地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合にあっては、当該業務に係る地震動、火山現象又は津波の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 六 気象関連現象予報業務を行おうとする場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。
 - イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合 当該気象関連

現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ロ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件を備えることとなつてゐること及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。

2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。

一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき。

3 気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予想の方法が第一項第六号イの技術上の基準に適合するものであることについて、砂防又は水防に関する事務を行う国土交通大臣に協議しなければならない。

(変更認可)

第十九条 許可を受けた者が第十七条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(気象予報士の設置及び業務)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該気象又は地象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

一 気象又は地象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者

二 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うもの

(特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者の説明義務)

第十九条の三 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。

(警報事項の伝達)

第二十条 許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

（業務改善命令）

第二十条の二 気象庁長官は、許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第二十一条 気象庁長官は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

（予報業務の休廃止）

第二十二条 許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

（警報の制限）

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（予報及び警報の標識）

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

第三章の二 気象予報士（略）

第三章の三 民間気象業務支援センター（略）

第四章 無線通信による資料の発表（略）

第五章 検定（略）

第六章 雑則（略）

第七章 罰則（略）

附 則（略）

水 防 協 議 会 条 例

(平成11年12月21日宮城県条例第68号)

(設置)

第一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）第八条第一項の規定に基づき、宮城県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数等)

第二条 協議会の委員の定数は、十五人以内とする。

2 委員（関係行政機関の職員である委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第五条 協議会に幹事及び書記を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則（略）

宮城県水防協議会規程

(趣旨)

第一条 この規程は、水防協議会条例（平成十一年宮城県条例第六十八号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、宮城県水防協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第二条 協議会の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長に届け出なければならない。この場合においては、委員は、その代理者を出席させることができる。

3 前項の規定により、代理者が出席するときで、委員の書面による委任がある場合は、委員が出席したものとみなす。

(会議録)

第三条 協議会に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席委員及び欠席委員の氏名
- 三 説明等のため出席した者の氏名
- 四 諸報告の概要
- 五 議事の概要
- 六 その他会議において必要と認める事項

(幹事会)

第四条 会長は、協議会の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

2 幹事会の運営については、協議会の例に準ずるものとする。

(専決処分)

第五条 会長は、協議会に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、専決処分することができる。

- 一 水防に関する情報を収集する。
- 二 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 三 知事に対し、緊急を要する必要な意見を具申すること。
- 四 宮城県水防計画の軽易な事項の修正について、幹事会の検討を得て知事に意見を具申すること。
- 五 その他軽易な事項

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

水防資材費補助について

〔 昭和 59 年 11 月 22 日 建設省河治発第 59 号
都道府県土木主管部長あて 河川局治水課長通達 〕

昭和 59 年 11 月 2 日付けで激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 59 年政令第 315 号)が施行されたことに伴い、水防資材費補助については、昭和 60 年度要求より別添「水防資材費国庫補助基準」に基づき取扱うこととしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管下水防管理団体に対しても、その旨周知徹底方お願いする。

水防資材費国庫補助基準

第 1 国庫補助の対象

次の各号に掲げるものを補助対象とする。

(1) 一般災害に係るもの

1 月 1 日から 10 月 31 日までの間に行った水防活動に際して使用した水防資材の費用について補助するものとする。

ただし、激甚災害に指定された期間内のものを除くものとする。

(2) 激甚災害に係るもの

激甚災害に指定された期間内において行った水防活動に際して使用した水防資材の費用について補助するものとする。

第 2 補助基本額及び補助率

第 3 により算出した水防資材費の合計額が、都道府県にあつては 150 万円以上、水防管理団体にあつては 25 万円以上となる場合にその合計額の 3 分の 1 を補助する。ただし、激甚災害に係るものについて、都道府県にあつては 190 万円、水防管理団体にあつては 35 万円を越える部分がある場合にその超過額の 3 分の 2 を補助する。

第 3 国庫補助の対象となる水防資材の範囲及び費用の算定

- (1) 第 1 及び第 2 に規定する水防資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和 26 年政令第 107 号)第 4 条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものは、補助基本額から控除するものとする。

- (2) 使用した水防資材費の算定は、次の各号によるものとする。

イ 水防倉庫等の備蓄資材を使用した場合は、当該資材の購入価格とする。

ロ 水防法第 21 条の規定により公用徴収した資材については、その弁償価格とする。

- ハ 都道府県から有償で補給を受けた資材については、都道府県における当該資材の購入価格とする。
- ニ 一般市場から購入して使用した資材については、通常の場合における時価の範囲とする。
- ホ 前記各号の資材で数次に分けて購入し、又は徴収した資材のうち、その一部のみを使用した場合において個別に単価の明らかなでない場合は、その平均単価をもつて使用した資材の単価とみなす。

水防活動実施の報告について

〔昭和 61 年 4 月 30 日 建設省河治発第 22 号〕
土木部長あて 建設省河川局治水課長通達

標記については、本年 4 月 1 日以降からは、左記により取扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

記

1 洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。

2 報告日及び調査対象期間は、次によるものとする。

(報告日) (調査対象期間)

- ① 6 月 10 日 (1 月 1 日～ 5 月末日, (1 月～ 5 月))
- ② 8 月 10 日 (～ 7 月末日, (6 月～ 7 月))
- ③ 10 月 10 日 (～ 9 月末日, (8 月～ 9 月))
- ④ 1 月 15 日 (～ 12 月末日, (10 月～ 12 月))

ただし、当該期間において水防活動を行わない場合は、報告の必要はない。

3 その他

- ① 水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。
- ② 水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。
- ③ 本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

水防活動報告書様式

水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	合 計					
	人	人	人	人					
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨 量 水 位 の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成29年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)		
〇概要 〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

東北地方における災害等の相互応援に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「東北地方整備局」という。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社（以下「構成機関」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
- 二 構成機関への職員の派遣
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
- 五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力
- 八 必要最小限の災害等緊急対応
- 九 その他必要と認められる事項

（災害等状況調査並びに連絡）

第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。

2 東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他の構成機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしくは電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要請手続きを行うものとする。

(応援要請によらない応援)

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

(応援の実施)

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

(応援の終了)

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議のうえ終了するものとする。

(費用負担)

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

- 1 平成 21 年 3 月 26 日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

仙台市長 郡 和子

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この協定実施細目は、東北地方における災害等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。なお、「災害等」とは、構成機関相互の応援が必要と認められる事案をいう。例えば、地震、大雨等の自然災害、林野火災、原子力災害、及び鳥インフルエンザの発生等をいう。

(東北地方整備局の応援内容の想定)

第 2 条 国土交通省東北地方整備局（以下、「東北地方整備局」とする。）が実施する協定の第 2 条で定める応援内容は、次のとおり想定している。

1. 「情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む）」とは以下の項目をいう。

(1) 画像提供

河川、砂防、道路 CCTV、ヘリコプター画像、衛星通信車、Ku-SAT 画像の提供、TV 会議の開催、海保、自衛隊等から提供された画像の転送、他の地方整備局から提供された画像の転送等。

(2) 情報収集

被災自治体に派遣された現地情報連絡員（リエゾン）による情報収集等。

2. 「構成機関への職員の派遣」とは、東北地方整備局、他の地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所の職員による緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を想定している。

3. 「災害に係る専門家の派遣」とは、国土交通省以外の機関である独立行政法人土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所等の専門家の派遣を想定している。

4. 「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」とは、以下の項目をいう。

(1) 貸与機械

東北地方整備局は、構成機関に貸与する機械設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表及び道路維持用機械・除雪機械一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

(2) 運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の機械設備の稼働時間等、その運用結果について、様式-3 を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

(3) 貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与機械設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

5. 「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」とは、以下の項目をいう。

(1) 貸与通信設備

東北地方整備局は、構成機関に貸与する通信設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

(2) 操作員の派遣

貸与する通信設備の操作員を、通信設備と共に派遣できるものとする。

(3) 運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の通信設備の稼働時間等、その運用結果について、様式－3を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

(4) 貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与通信設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

6. 「通行規制等の措置」とは、直轄国道の如何に係わらず、道路啓開、応急復旧及び通行規制の支援をするものとする。

7. 「構成機関の関係団体等に対する要請」とは、「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条3項に基づき、自治体の災害等に関し、東北地方整備局が（一社）日本建設業連合会等に出動を要請するものである。

8. 「必要最小限の災害等緊急対応」とは、以下の項目をいう。

(1) 災害等緊急対応事業

災害等発生直後の緊急調査等で発見された被災箇所で、最終的に応急復旧等を実施する者が不明あるいは未調整で、実施主体や分担が決定されるまでの間、放置すれば被害拡大及び二次災害のおそれがあるため、民生の安定上、国が主体となって、緊急的に対応を実施する必要がある場合に実施

(2) 要請に基づく緊急対応

災害等により被災があった構成機関から要請を受けた場合に実施

(連絡担当部局)

第3条 協定第3条で定める連絡のため、構成機関は、相互応援のための連絡担当部課名、連絡責任者及び同補助者の役職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 協定第4条で定める応援要請は、口頭もしくは電話で連絡責任者に連絡するものとし、後に、様式－1を用いて文書を速やかに提出するものとする。

(応援内容)

第5条 協定第6条で定める応援内容を決定した場合は、別添様式－2を用いて応援先構成機関あて報告するものとする。

(費用負担)

第 6 条 東北地方整備局が行う以下の応援内容については、協定第 8 条の定めによらず以下のとおり費用を負担するものとする。

1. 協定第 2 条第 2 号の「構成機関への職員の派遣」の費用負担

東北地方整備局等の職員による応援については、東北地方整備局の負担とする。

2. 協定第 2 条第 3 号の「災害に係る専門家の派遣」の費用負担

災害に係る専門家の派遣については、東北地方整備局又は各独立行政法人の負担とする。

3. 協定第 2 条第 4 号「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」及び第 5 号「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」の費用負担

(1) 費用負担

①貸与機械・通信設備の使用料は無償とする。

②貸与期間中の燃料、操作員の賃金等は、貸与を受けた構成機関が支払うものとする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合はこの限りでない。

(2) 負担区分（応急組立橋）

応急組立橋の貸与に係る費用は、搬出から運搬、設置、撤去、返納まで、全て 貸与を受けた構成機関が負担するものとする。

(3) 負担区分（応急組立橋以外）

貸与機械・通信設備（応急組立橋以外）の配備に関する負担区分は次によるものとする。

① 当初設置までに要する費用は東北地方整備局が負担する。

② 貸与期間中の再移動、再設置に要する費用は貸与を受けた構成機関の負担とする。

③ 東北地方整備局は、当初設置終了後、貸与を受ける構成機関へ機械・通信設備の管理を移管するものとする。貸与期間中の機械・通信設備の損傷については、貸与を受けた構成機関が弁償するものとする。

④引き揚げに要する費用のうち、機械・通信設備の運搬（回送）費は東北地方整備局が負担する。

(4) 用語の定義

①（3）の当初設置とは、災害対策用機械・通信設備を設置し機器本来の運用が可能な状態をいう。

②（3）の再設置とは、災害対策用機械・通信設備の移設または機能の増強の為の機器の増設等を行う場合をいう。

4. 協定第 2 条第 8 号の「必要最小限の災害等緊急対応」の費用負担

(1) 災害等緊急対応事業の費用負担

「災害等緊急対応事業」として実施した場合の費用については、東北地方整備局が負担する。

(2) 要請に基づく緊急対応の費用負担

「要請に基づく緊急対応」として実施した場合の費用については、要請を行った構成機関の負担とする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合についてはこの

限りではない。

(付則)

この協定実施細目は、平成 3 1 年 3 月 2 5 日から効力を生ずる。

様式－ 1

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

(応援を要請される構成機関の長) 殿

応援を要請する構成機関の長
(公印省略)

応援要請書

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり
応援要請します。

1. 場所 (位置図等を添付)

2. 応援要請内容

(参考：記載内容の項目及び詳細)

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先 (TEL/FAX)

様式－ 2

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

(応援を要請した構成機関の長) 殿

応援を要請された構成機関の長
(公印省略)

協定第 6 条に基づく応援の実施について

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第 6 条の規定に基づき、
平成 年 月 日付け○○－○○○○で要請のあったことについては次のとおり
行います。

1. 応援内容

(参考：記載内容の項目及び詳細)

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先 (TEL/FAX)

様式－ 3

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

(応援を要請された構成機関の長) 殿

応援を要請した構成機関の長
(公印省略)

運用報告

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目第 2 条の規定に基づき、次のとおり運用報告します。

機械および機器 名称	出動場所	稼動状況 (運転日数 及び運転時間)	その他

担当者 所属
職氏名
連絡先 (TEL/FAX)

水防計画作成の手引き

(水防管理団体版)

令和5年12月
国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

令和5年12月版「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」

本手引きは、水防管理団体が水防計画を作成する際に参考となるよう、水防計画の作成イメージ例（指定水防管理団体としてある市を想定）を示すとともに解説として作成時に留意すべき事項を示したものである。

また、各事項について、法律に規定されている等の理由により必ず記載すべきと考えられるものは【必須】、特に規定等はないものの水防事務を円滑に進めるためには記載するの
が望ましいと考えられるものは【推奨】、それ以外でも記載しておくとも参考となるものは【任意】と区分し、解説に記述した。

指定水防管理団体は、本手引きを参考にし、管轄地域の実情に合わせて適宜補足、変更を加え、水災の警戒、防御、被害軽減に寄与するよう関係者が検討・協議を進め、都道府県の水防計画に応じた水防計画を作成することとする。

なお、地域防災計画と水防計画の策定事務の簡素化を図ることが可能であるため、計画を修正する場合は、以下の方法による対応も可能である。

- ・地域防災計画と水防計画を一体化する方法

※この場合、水防計画が地域防災計画に含まれる旨をインターネット等で明示することが望ましい。

- ・地域防災計画の水防に関する事項は要点のみを簡潔に記載し、詳細は別に定める水防計画によるものとする旨を明示する方法

〇〇市町村水防計画

<目次例>

第1章 総則

- 1.1 目的
- 1.2 用語の定義
- 1.3 水防の責任等
- 1.4 水防計画の作成及び変更
- 1.5 津波における留意事項
- 1.6 安全配慮

第2章 水防組織

第3章 重要水防箇所

第4章 予報及び警報

- 4.1 気象庁が行う予報及び警報
- 4.2 洪水予報河川における洪水予報
- 4.3 水位周知河川における水位到達情報
- 4.4 水位周知下水道における水位到達情報
- 4.5 水位周知海岸における水位到達情報
- 4.6 水防警報

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1	水位の観測、通報及び公表	13.2	公用負担
5.2	雨量の観測及び通報	第 14 章	水防報告等
5.3	水位等の通報系統図	14.1	水防記録
第 6 章	気象予報等の情報収集	14.2	水防報告
第 7 章	ダム・水門等の操作	第 15 章	水防訓練
7.1	ダム・水門等	第 16 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
7.2	操作の連絡等	16.1	洪水、内水、高潮対応
7.3	連絡系統	16.1.1	洪水浸水想定区域の指定状況
第 8 章	通信連絡	16.1.2	内水浸水想定区域の指定状況
8.1	通信連絡系統	16.1.3	高潮浸水想定区域の指定状況
8.2	災害時優先通信の取扱い	16.1.4	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置
8.3	その他の通信施設の使用	16.1.5	洪水・内水・高潮ハザードマップ
第 9 章	水防施設及び輸送	16.1.6	予想される水災の危険の周知等
9.1	水防倉庫及び水防資器材	16.1.7	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
9.2	輸送の確保	16.1.8	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
第 10 章	水防活動	16.1.9	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
10.1	水防配備	16.1.10	浸水被害軽減地区
10.2	巡視及び警戒	16.2	津波対応
10.3	水防作業	16.2.1	津波災害警戒区域の指定
10.4	緊急通行	16.2.2	市町村地域防災計画の拡充
10.5	警戒区域の指定	16.2.3	津波ハザードマップの作成・周知
10.6	避難のための立退き	16.2.4	避難促進施設に係る避難確保計画
10.7	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	第 17 章	水防協力団体
10.8	水防配備の解除	17.1	水防協力団体の指定
第 11 章	水防信号、水防標識等	17.2	水防協力団体の業務
11.1	水防信号	17.3	水防協力団体と水防団等の連携
11.2	水防標識	17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用
11.3	身分証票		
第 12 章	協力及び応援		
12.1	河川管理者の協力及び援助		
12.2	下水道管理者の協力		
12.3	水防管理団体相互の応援及び相互協定		
12.4	警察官の援助要求		
12.5	自衛隊の派遣要請		
12.6	国（河川事務所、地方气象台等）との連携		
12.7	企業（地元建設業等）との連携		
12.8	住民、自主防災組織等との連携		
第 13 章	費用負担と公用負担		
13.1	費用負担		

< 水防計画例 >

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、〇〇県知事から指定された指定水防管理団体たる〇〇市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、〇〇市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、〇〇市の地域にかゝる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

< 解説 >

【推奨】 目的は計画の前提となるものであり、法第 1 条の目的を達するため、法第 33 条第 1 項により指定水防管理団体の水防計画を策定するといった内容を記述することが望ましい。なお、水害予防組合等、活動範囲を明記する必要がある水防管理団体については、水防管理団体の活動範囲について記載することが望ましい。

〇〇市町村水防計画

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

(6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10

条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、總會の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定められた内水危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定められた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えたときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えたときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

＜解説＞

【注意】水防計画内で使用する用語について、法の条文等を引用するなどして、その定義を記述する。

【必須】水位到達情報及び洪水予報並びに洪水等に関する防災用語の防災情報体系については、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成 18 年 10 月 1 日、国河情第 3 号）及び「洪水時における情報提供の充実について」（平成 26 年 4 月 8 日、国水環第 2 号）に基づき記述すること。

【必須】法第 2 条第 8 項及び法第 16 条に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事による水防警報は「発令」ではなく、「発表」と記述すること。

【必須】「はん濫」は、「常用漢字表」（平成 22 年内閣告示第 2 号）により、各行政機関が作成する公文文において「氾濫」と表記するものとされている。既存の各種システム等が「洪水等に関する防災情報体系のあり方について」（洪水等に関する防災用語改善検討会

平成 18 年 6 月 22 日提言」で定義された用語を「はん濫」のまま用いている場合には整合性に留意する必要がある。

【必須】法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位、法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位、または法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位に相当する水位について記述すること。なお、河川については「洪水時における情報提供の充実について」の通知に基づき、原則として平成 27 年 4 月から洪水特別警戒水位は氾濫危険水位に相当するものと変更することとした。

【注意】上記「洪水時における情報提供の充実について」の通知に基づき、氾濫危険水位は中町村長の避難指示の発令判断の目安、避難判断水位は高齢者等避難の発令判断の目安である旨記載しても良い。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑬水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の 2 第 2 項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の 2）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者により報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑭警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑮警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑳水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉗消防事務との調整（法第 50 条）
- (3) 国土交通省の責任
 - ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- （4）河川管理者の責任
 - ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
 - ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水管リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- （5）気象庁の責任
 - ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
 - ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
- （6）居住者等の義務
 - ①水防への従事（法第 24 条）
 - ②水防通信への協力（法第 27 条）
- （7）水防協力団体の義務
 - ①決壊の通報（法第 25 条）
 - ②決壊後の処置（法第 26 条）
 - ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
 - ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
 - ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

<解説>
【任意】法に規定されている水防に関係する各主体の責任、義務、またそれに関連する主な事務内容について記述する。

1.4 水防計画の作成及び変更

- （1）水防計画の作成及び変更

市町村は、毎年、都道府県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、〇〇県知事に届け出るものとする。

また、市町村は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

- （2）水防協議会の設置

市町村は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。
- （3）大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

<解説>

【推奨】水防管理団体の水防計画について、都道府県との協議時期等を記述しておくことが望ましい。また、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するための水防協議会を設置している場合は、その設置に関しても記述しておくことが望ましい。（なお、水防協議会を設置していない水防管理団体については、法第 33 条の規定により、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体については当該市町村防災会議に諮ることとなる。）大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会については、協議が調った事項は法第 15 条の 9 第 3 項（同項を第 15 条の 10 第 3 項において準用する場合を含む）により水防計画作成者の責任においてこれを実施する責務を負うため、記述しておくことが望ましい。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能になることがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合同等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

251

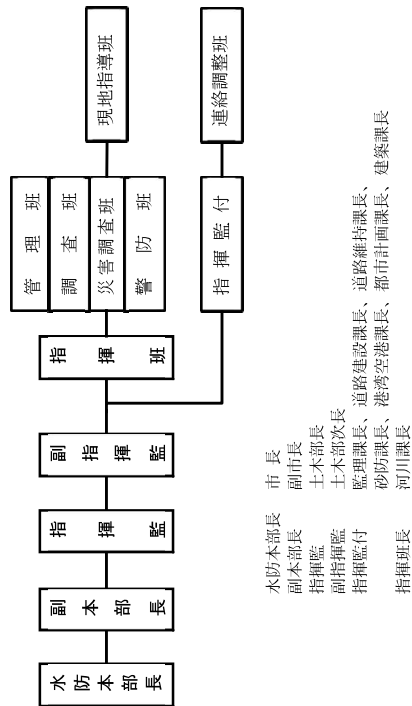
第2章 水防組織

市町村の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれが高まったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(例)



注) 上図は洪水・内水を想定したものであるが、津波、高潮時においては指揮班長を「河川課長」と「海岸担当の課長」とする。

班 名	班 長	班 員	業 務
指揮班	河川課長	土木部長・副長・補佐、技術補佐	水防業務全般にわたる指揮及び緊急処策
管理班	河川課管理係長	河川課管理係員	水防業務全般にわたる企画、水防器材及び気象情報の整備（雨量、水位、風速、流量、潮位、気象情報）の調査、記録及び通報
調査班	河川課災害係長	河川課災害係員	土木災害関係の通報、土木災害状況の記録報告、災害発生復旧の調査費配分
災害調査班	河川課防災海岸係長 道路維持課維持補修係長	河川課防災海岸係員 道路維持課維持補修係員	河川、海岸災害の調査 道路の災害調査
	港湾空港課防災係長 砂防課砂防係長	港湾空港課防災係員 砂防課砂防係員	港湾の災害調査 砂防の災害調査
	建築課監察指導係長 建築課住宅政策室住宅企画係長	建築課監察指導係員 建築課住宅政策室主任企画係員	宅地建物の災害調査 住宅の災害調査
警防班	河川課治水係長 " 開発係長	河川課治水係員 " 開発係員	水防方法の指導
連絡調整班	監理課企画調整係長	監理課企画調整係員	部内の連絡調整

本表に含まれない者は指揮監の指示により臨時に所要の業務を分担する。

(注) 上表は洪水・内水を想定したものであるが、津波、高潮時においては「河川担当の役職者」の部分に

「海岸担当の役職者」を加える。

<解説>

【必須】 水防管理団体の水防組織について、都道府県の水防組織に準じて水防本部及び本部各班（現地指導班を含む）の事務分担等について、各水防管理団体の実情に合わせて記述する。災害対策本部が設置された場合の水防本部の取扱いも適宜補足すること。

【推奨】 平成 27 年の水防法改正に伴い、水防法の目的に内水が明示されたが、従前より内水に対する水防活動は、洪水に対する水防活動の一環として含まれてきたものであることから、体制変更の必要はないが、実情に応じ適宜見直すものとする。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料3－1のとおりであり、市町村内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市町村内に到達する設定箇所は、資料3－2のとおりである。

また、都道府県内の設定箇所は、資料3－3のとおりである。

<解説>

【必須】 「水防体制の強化について」（昭和 57 年 1 月 25 日建設省河治発第 6 号）において、重要水防箇所は水防計画の内容とすることとされており、国及び都道府県管理の重要水防箇所の設定基準、管轄地域内における設定箇所及び氾濫した場合に市町村内に氾濫水が到達する設定箇所について記述する。設定箇所については、河川名、地先名、左右岸、延長、位置、重要度、注意を要する理由、水防対策工法等を一覧表にまとめておく。また、水防管理団体が独自に水防上注意の必要な箇所を設定している場合、その場所も合わせて整理しておく。管轄地域外であっても、当該箇所が氾濫した場合に市町村内に氾濫水が到達する場合には、当該箇所を管轄する水防管理者又は量水標管理者から水位の通報、水防管理者等（水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者）から決壊・漏水等の通報を受けることとなる。

【必須】 重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う（第 10 章参照）。

【推奨】 河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。

【推奨】 設定箇所については、担当する水防団や住民の避難場所等も記載しておくことが望ましい。また、位置が把握しやすいように、地図上に示しておくことが望ましい。

【推奨】 水防管理団体は、決壊・漏水等が発生したときは、直ちに関係者に通報しなければならぬため、氾濫した場合に氾濫水が到達する関係市町村を重要水防箇所ごとに整理しておくことが望ましい（第 10 章参照）。

【推奨】 重要水防箇所評定基準（案）は、平成 31 年 2 月に見直されているので、これを踏まえた重要水防箇所の見直しを図る。

第 4 章 予 報 及 び 警 報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

〇〇気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を〇〇地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(大雨警報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(洪水注意報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表
北部	〇〇	〇 〇 市	〇 〇 川流域＝〇〇	〇〇川流域＝△ △、〇〇	〇〇川 [△△]
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。					

(洪水警報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表
北部	〇〇	〇 〇 市	〇〇川流域＝ 〇 〇	〇〇川流域＝△ △、〇〇	〇〇川 [△△]
【備考】					
※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。					
※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。					
※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。					
※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。					
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。					
※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。					

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報 (浸水害) の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報 (浸水害) の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報 (常時 10 分毎に更新)。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報 (常時 10 分毎に更新)。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報 (常時 10 分毎に更新)。

(高潮注意報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m
【備考】			
※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。			
※潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。			
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(高潮警報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m
【備考】			
※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。			
※潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。			
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(津波警報・注意報の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるとき発表 (予想される津波の最大波の高さが高いところで 3 m を超える場合)

津 波 警 報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表 (予想される津波の最大波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合)

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表 (予想される津波の最大波の高さが高いところで 0. 2 m 以上、1 m 以下の場合)

津 波 予 報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	1 0 m ～	1 0 m 超	巨大
	5 m ～ 1 0 m	1 0 m	
	3 m ～ 5 m	5 m	
津波警報	1 m ～ 3 m	3 m	高い
津波注意報	2 0 c m ～ 1 m	1 m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波注意報発表基準) (例)

津波予報区	区域	発表基準
〇〇湾	〇〇県(△△岬以東に限る)	〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合
【備考】		

(津波警報発表基準) (例)

津波予報区	区域	発表基準
〇〇湾	〇〇県(△△岬以東に限る)	(大津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合
【備考】		

(ウ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを発表します。 ※各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 3 津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが2 0 c m未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km 以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100km を超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	2 0 c m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するそ	高いところでも2 0 c m未満の海面変動のため被害の心配

を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

(例)

予報 区域名	河川名	区 域
〇〇川 上流	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで
	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

(例)

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾 濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾 濫 危険水位
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇 〇 県 〇 〇 市 〇〇	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m

③洪水予報の担当官署

(例)

予報区域名	担当官署
〇〇川上流	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 4－1 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

(例)

予報区域名	洪水浸水想定区域
〇〇川上流	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料 4－2 のとおり。

(3) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

(例)

予報 区域名	河川名	区 域
〇〇川 上流	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで
	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

(例)

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾 濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾 濫 危険水位
〇〇 川上 流	〇〇川	〇〇	〇 〇 県 〇 〇 市 〇〇	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m

③洪水予報の担当官署

(例)

予報区域名	担当官署
〇〇川上流	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 4－1 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

(例)

予報区域名	洪水浸水想定区域
〇〇川上流	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料 4－3 のとおり。

<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の第2項及び第3項の規定により国土交通省と気象庁又は都道府県と気象庁が共同で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、情報の種類、発表基準のほか、予報区域名、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。法第10条第2項に規定された氾濫後の予報が実施されている場合は、氾濫後の予報に関しても同様の内容について記述する。なお、平成25年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣が指定した河川について大臣から、知事が指定した河川については知事から、洪水予報が関係市町村長にも通知される。

【必須】伝達経路については、予報区域別に、資料4-3に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、手段についても明確にしておくこと。

【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

【必須】原則として、洪水予報は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・浸食による氾濫についても情報を提供することが必要であり、水防法では、異常な漏水等が発生した場合には、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならぬこととされている。そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。

【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、洪水予報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報の発令を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。

- 4.3 水位周知河川における水位到達情報
- (1) 種類及び発表基準
- 知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣か

ら、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

- (2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知
- ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

- ②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所
- (例)

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m (洪水特別警戒水位)	〇.〇〇m	〇〇市

- ③水位到達情報の通知の担当官署
- (例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

- ④水位到達情報の通知の発表形式
- 発表形式は、資料4-4のとおり。
- ⑤洪水浸水想定区域
- (例)

河川名	洪水浸水想定区域
〇〇川	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－5 のとおり。

(3) 都道府県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域	
〇〇川	左岸	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで
	右岸	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫 危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	関係 水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－4 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

(例)

河川名	洪水浸水想定区域
〇〇川	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－6 のとおり。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第 13 条の規定により国土交通省又は都道府県が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、平成 25 年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣が指定した河川について大臣から、知事が指定した河川については知事から、水位到達情報が関係市町村

長にも通知される。

【必須】水位周知河川における水位到達情報の発表は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき行いうる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成 18 年 10 月 1 日河川局長通知）に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、及び避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表並びに氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意水位解除）の発表を行うことができるよう、情報の種類や発表基準に適宜補足を行うこと。なお、「洪水時における情報提供の充実について」（平成 26 年 4 月 8 日、国土環境第 2 号）に基づき、原則として平成 27 年 4 月から洪水特別警戒水位は氾濫危険水位に相当するものと変更することとした。

【必須】伝達経路については、対象河川区間別に、資料 4－5、4－6 に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位周知観測所に換算した水位のうち、その観測所の受け持つ水位周知区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

【必須】原則として、水位周知は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・浸食による氾濫についても情報を提供することが必要であり、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が水位到達情報に反映されないこととなる。一方、水防法では、異常な漏水等が発生した場合には、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならないこととされている。そのため、第 10 章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。

【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、水位到達情報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報の発令を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。

4.4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。市町村長は、当該市町村長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫

危険水位（雨水出水水位警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下
水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び都道府県知事に通知し、必要に応
じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水
氾濫危険情報解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水水位警戒水位）に到達し たとき
内水氾濫危険情報 解除	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水水位警戒水位）を下回り、 氾濫のおそれなくなるとき

(2) 都道府県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

(例)

排水施設等	区 域	
〇〇ポンプ施設	〇〇市	〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地
	〇〇市	〇〇町、〇〇町、〇〇町〇〇番地～〇〇番地
	〇〇市	〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地
〇〇貯留施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町、〇〇町〇〇番地～〇〇番地

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

排水施設等	観測所 名	地 先 名	氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防 管理団体
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

排水施設等	担当官署
〇〇ポンプ施設	〇〇事務所
〇〇貯留施設	〇〇事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－7 のとおり。

⑤内水浸水想定区域

(例)

排水施設等	内水浸水想定区域	
〇〇ポンプ施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町

	〇〇市	〇〇町、〇〇町
〇〇貯留施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町
	〇〇市	〇〇町、〇〇町

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－8 のとおり。

(3) 市が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

(例)

排水施設等	区 域	
〇〇ポンプ施設	〇〇市	〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地
〇〇貯留施設	〇〇市	〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

排水施設等	観測所 名	地 先 名	氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防 管理団体
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇.〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

排水施設等	担当官署
〇〇ポンプ施設	〇〇事務所
〇〇貯留施設	〇〇事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－7 のとおり。

⑤内水浸水想定区域

(例)

排水施設等	内水浸水想定区域	
〇〇ポンプ施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町、〇〇町
〇〇貯留施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町、〇〇町

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－9 のとおり。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することと
されており、法第 13 条の 2 の規定により都道府県又は市町村が行う水位到達情報の通

知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる下水道や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、法第 13 条の 4 に基づき、都道府県知事が発表する水位到達情報については、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長へ通知する必要がある。

【必須】法第 13 条の 2 に定める雨水出水特別警戒水位は、発表する情報においては内水氾濫危険水位という名称を用いるとともに、情報の種類は水位周知河川と同様「内水氾濫危険情報」として行うよう、発表する情報の種類及び発表基準の表を記載すること。

【必須】伝達経路については、対象下水道別に、資料 4－7～4－10 に示した水防法に基づき経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。内水氾濫危険水位到達から氾濫するまでの時間はきわめて短いことから、伝達系統にはメールの活用等、臨時に伝達できる手段を記載すること。なお、市町村が発表する情報については、都道府県へも伝達するよう、水防計画に定めるものとする。

【必須】内水氾濫危険水位は、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、主に一般的なビル等の地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。

【推奨】対象水位周知下水道の浸水想定区域に含まれる市町村名、地区名も記述しておくことが望ましい。

4.5 水位周知海岸における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位（法第 13 条の 3 に規定される水位）に達したときは、高潮氾濫発生情報を発表し、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表し、関係機関等へ通知すること。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
高潮氾濫発生情報	・ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・ 高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合

高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・
------------	---

(2) 水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う海岸名、区域

(例)

海岸名		区 域
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇海岸	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇から〇〇橋まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

海岸名	観測所名	地 名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	高潮特別 警戒水位	計画高 潮位	関係水 防管理 団体
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇	〇〇 県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇 m	〇〇市
△△海岸 (〇〇県)	△△	〇〇 県 △△市 △△	—	—	△.△△m	△.△△ m	△△市

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

海岸名	担当官署
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－10 のとおり。

⑤高潮浸水想定区域

(例)

海岸名	高潮浸水想定区域
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－11 のとおり。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第 13 条の 3 の規定により都道府県が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる海岸等の区間や基準水位観測所、情報の伝達手段を記述する。なお、法第 13 条の 4 に基づき、避難情報発令の判断に資するため、知事は関係市町村長へ通知する必要がある。

【必須】法第 13 条の 3 に定める高潮特別警戒水位は、「高潮氾濫発生情報」として行うよう、発表する情報の種類及び発表基準の表を記載すること。 【推奨】水位周知海岸における水位到達情報の発表は、法第 13 条の 3 の規定に基づき行う高潮特別警戒水位への到達情報の発表のほか、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に達する前であっても、高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合には、高潮氾濫発生情報の発表を行うことができればよい、発表基準の表に記載することが望ましい。 【必須】伝達経路については、対象海岸区間に、資料 4－1－1 に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。 【必須】市町村毎若しくは氾濫ブロック毎に最も早く決壊による氾濫が発生する箇所（以下、「決壊氾濫開始箇所」という。）を把握する。また、堤防等は決壊せず堤防天端等を越流する場合のみ氾濫するよう条件を変更した高潮浸水シミュレーションを実施し、最も早く越流による氾濫を開始する箇所（以下、「越流氾濫開始箇所」という。）を把握する。 「決壊氾濫開始箇所」における設計高潮位」と「越流氾濫開始箇所」における堤防天端高等から過去の高潮災害時の潮位データや高潮浸水シミュレーションの計算結果により把握した情報伝達等に要する時間内の水位上昇量を差し引いた水位」を基準水位観測所の水位に換算し、そのいずれか低い水位を、高潮特別警戒水位として設定する。 【推奨】対象水位周知海岸の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。また、関係市町村長は、水位到達情報の通知を、水防管理者として及び警戒レベル 5 緊急安全確保の発令を判断する市町村長として知事からそれぞれ受けることとなるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。	
---	--

4. 6 水防警報

4. 6. 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

4. 6. 2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、

又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

(例)

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量とその他の河川状況により、 氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の表情等に応じ定めるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所

(例)

河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	関係 水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水防警報の担当官署

(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－12 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－13 のとおり。

(3) 都道府県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所

(例)

河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	関係 水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水防警報の担当官署

(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－12 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－14 のとおり。

<解説>

【必項】法第 16 条の規定により、国土交通省又は都道府県が行う水防警報について、警報の種類、発表基準のほか、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段等を記述する。伝達経路については、対象河川区間別に、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

4.6.3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

(例)

種類	内 容	発令基準
待機	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤で ・ ざるように待機及び出勤の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距離確保 準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保でききよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。

	対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生や高潮からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生や高潮からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を指示、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮のおそれなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を指示、その対応策を指示する。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生や高潮からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	地区名、位置	
〇〇湾	〇〇地区海岸	延長 〇〇m

②水防警報の担当官署

(例)

海岸名	担当官署
〇〇海岸	〇〇河川事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－15 のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－16 のとおり。

(3) 都道府県が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	地区名、位置	
〇〇湾	〇〇地区海岸	延長 〇〇m

②水防警報の担当官署

(例)

海岸名	担当官署
〇〇海岸	〇〇海岸事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－15 のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－17 のとおり。

<解説>

【必須】法第 16 条の規定により国土交通省又は都道府県が行う水防警報について、警報の種類、発表基準のほか、対象となる海岸や潮位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。伝達経路については、対象別に、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

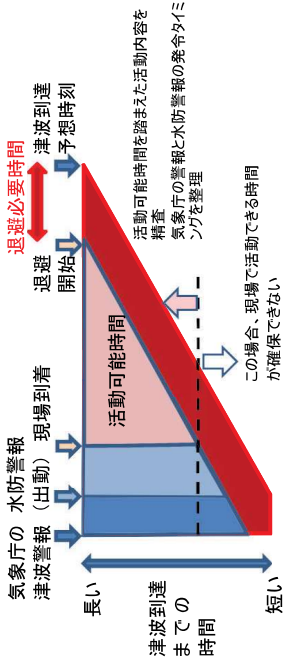
4. 6. 4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

※ 日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※ 各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分にでなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

<解説>

【必須】津波到達予想時刻を踏まえ、「退避時間」に「安全時間」を見込んだ活動可能時間（又は時刻）を設定し、活動することを原則とすべきである（例 津波到達予想時刻が15時20分とされ、退避時間を5分間、安全時間を10分とすれば、活動可能時刻は15時5分までとなる。）。

(「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」（平成24年3月9日付け消防防災第100号 消防庁国民保護・防災部防災課長）の別添2「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」等で定める事項）より抜粋)

（日本近海又は遠地における地震発生による津波時の水防警報発令の考え方、水防警報及び発令基準の詳細については、資料4－18、4－19を参照）

(例)

(海岸・河川)

種類	内容	発令基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1）津波警報等が解除されたとき 2）水防活動の必要があると認められなくなったとき

※ 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

※ 水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。

※ 避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望

ましい。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a. 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b. 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	地区名、位置
〇〇湾	〇〇地区海岸 延長 〇〇m

②水防警報を行う河川名、区域

河口名	位置
〇〇川	〇〇川の河口から〇km まで
〇〇川	〇〇川の河口から〇〇橋まで

③水防警報の担当官署

(例)

海岸名・河川名	担当官署
〇〇海岸	〇〇河川事務所
〇〇川	〇〇河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料4－20、4－21のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料4－13（再掲）、4－16（再掲）のとおり。

(3) 都道府県が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	地区名、位置
〇〇湾	〇〇地区海岸 延長 〇〇m

②水防警報を行う河川名、区域

河口名	位置
〇〇川	〇〇川の河口から〇km まで
〇〇川	〇〇川の河口から〇〇橋まで

③水防警報の担当官署

(例)

海岸名・河川名	担当官署
〇〇海岸	〇〇海岸事務所
〇〇川	〇〇建設事務所

- ④水防警報の発表形式
発表形式は、資料 4－20、4－21 のとおり。
- ⑤水防警報の伝達経路及び手段
水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－14（再掲）、4－17（再掲）のとおり。

第 5 章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

- (1) 水位観測所
市町村内及び市町村が関係する水位観測所は、都道府県管理の水位観測所が〇〇箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が〇〇箇所ある。
- (2) 潮位観測所
市町村内及び市町村が関係する潮位観測所は、都道府県管理の潮位観測所が〇〇箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する潮位観測所が〇〇箇所ある。
- (3) 水位の通報
- ①水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は 4.2 の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料 5－1 に定める水防団待機水位（通報水位）を超えたときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は、都道府県水防本部、国土交通省、気象庁のほか、下流域又は氾濫水が到達するおそれのある関係都府県の機関及び関係水防管理者等を量水標ごとに整理した 5.3
- (1) 水防管理者又は量水標管理者による水位の通報系統図のとおり。
- ②各建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに都道府県水防本部に通報するものとする。
- ③水防本部は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある△△県水防本部及び〇〇建設事務所に直ちに通報するものとする。
- (4) 水位の公表
- ①量水標管理者は、量水標等の示す水位が資料 5－1 に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えたときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。
- ア 公表の開始
水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。
- イ 公表の終了
水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。
- ウ 公表の方法
〇〇県水防本部を通じて、〇〇県ホームページ（URL <http://・・・>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。
- ②水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えたときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。
- ア 公表の開始
水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。
- イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

〇〇県ホームページ（URL <http://...>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。水位状況は、毎時データが〇〇情報システムで受電され次第、直ちに更新する。

（５）欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

<解説> 【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、都道府県内の量水標、験潮儀その他の水位観測施設について、観測施設名、管理者名、河川名、設置位置、各水位（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難断水位、氾濫危険水位）、水位計等の種別（テレメータ、自記等）、観測者（連絡先を含む）等を一覧表にまとめ、記載する。 【必須】法第 12 条において、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者による関係者への水位の通報及び水位の公表が義務付けられている。通報水位及び警戒水位（通報水位）を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位）は、都道府県知事が定めるとされている。なお、水位通報を受ける関係者は、都道府県水防本部、国土交通省、気象庁のほか、下流域又は氾濫水が到達するおそれのある関係都府県の機関及び関係水防管理者等を量水標ごとに整理し、水位通報の義務のある水防管理者及び量水標管理者並びに水位通報を受ける関係者に対しては、都道府県の水防計画の内容を知らせておく必要がある。 【必須】欠測等により水位の通報及び公表が出来ない場合、水防活動や住民の避難等に支障を来す恐れがあり、欠測等が生じた場合の措置について記載する必要がある。 なお、欠測等が長期間に及ぶことが見込まれる場合には、水防計画の変更を行い、関係機関等に周知すること。 【推奨】水位の通報及び公表を行う量水標等は、都道府県管理、国土交通省管理、気象庁管理のだけでなく、水防上の必要に応じて他機関の管理のものも含めて水防計画に定めておくことが望ましい。また、設置位置が把握しやすいように、地図上に示しておくことが望ましい。 【推奨】水位周知下水道の水位観測所については、法第 12 条に基づく水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を設定する義務並びに水位の通報及び公表の義務はないが、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を超える場合には、定期的に水位を通報・公表できるようにすることが望ましい。

5.2 雨量の観測及び通報

（１）雨量観測所

都道府県内の雨量観測所は、都道府県管理の雨量観測所が〇〇箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が〇〇箇所、気象庁管理の雨量観測所が〇〇箇所ある。詳細は、資料 5－2 のとおりである。

（２）雨量の通報

各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報を関係する建設事務所に通報するものとする。

〇〇システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

（３）通報系統

5.3（２）雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

<解説> 【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、都道府県管理の雨量観測所について、河川名、流域河川名、設置位置、雨量計の種別（テレメータ、自記等）、観測者（連絡先を含む）等を一覧表にまとめ、また、雨量の通報系統について記載する。観測員等が通報を行う場合は、通報基準や通報方法も明確にしておく。 【推奨】雨量観測所は、都道府県管理のものだけでなく、他機関の管理のものも含めて一覧表にしておくことが望ましい。また、設置位置が把握しやすいように、地図上に示しておくことが望ましい。
--

5.3 水位等の通報系統図

（１）水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

（例）〇〇川〇km～〇km 区間における水位の通報系統図

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 气象情報

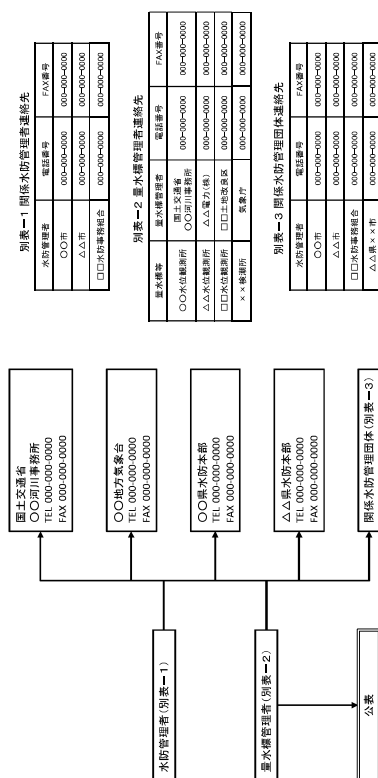
气象厅

- ・あなたの街の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

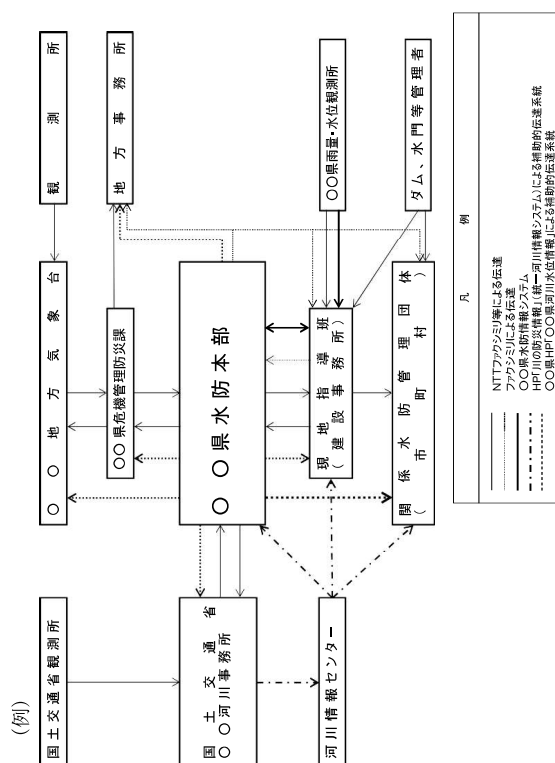
国士交通省

- ・川の防災情報
 - 【PC 版】 <http://www.river.go.jp/>
 - 【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>
 - 【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>
- 3) 潮位・波高
 - 国土交通省 海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
 - 【PC 版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 - 【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>
 - 国土交通省防災情報提供センター
 - ・潮位情報リンク
 - http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html
 - 気象庁
 - ・潮位観測情報
 - <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel1>
 - 海洋の健康診断表
 - <https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>



(2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



＜解説＞

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、水防計画については記述する。法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。

・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) ○○都道府県

・○○都道府県防災情報システム

<http://・・・>

<解説>

【推奨】 平常時からの気象予報や雨量、水位等の観測成果の情報収集先について、ウェブサイトのアド레스等を具体的に記述しておくことが望ましい。

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、資料7のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

各施設の操作規則の概要については別添のとおりである。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

各施設の操作規則の概要については別添のとおりである。

7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、リンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定。

7.3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

<解説>

【必須】 法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡、ダム又は水門若しく

は開門の操作について規定することになり、水防上重要なダム及び水門等の位置や諸元等を一覽表にして示すとともに、洪水時又は洪水のおそれがあるとき、その操作及び連絡体制について記述する。

【推奨】水防上影響を与えるダム、水門等の施設について記述しておくことが望ましい。なお、関連する事項として、河川法には以下の規定がある。

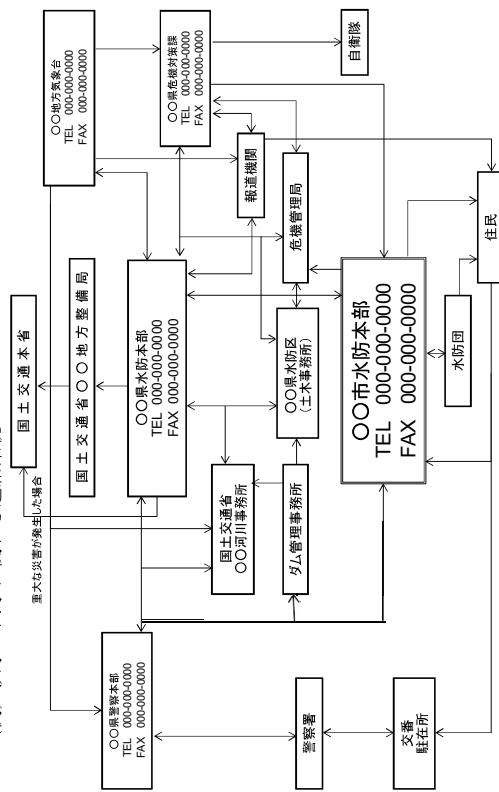
第 52 条（洪水調節のための指示）河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができるので、記述しておくことが望ましい。

第8章 通信連絡

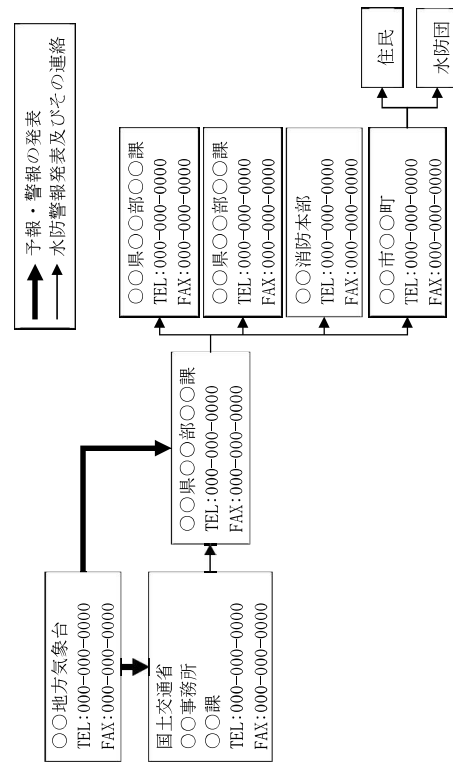
8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

(例) 洪水・内水に関わる連絡系統



(例) 津波、高潮にかかわる連絡系統



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) ○○県警察本部通信施設
- (2) ○○気象台通信施設
- (3) ○○地方整備局通信施設
- (4) ○○旅客鉄道株式会社通信施設
- (5) ○○電力株式会社通信施設

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、水防時に必要な連絡用の通信系統を示す。通常時のみでなく、機器障害時等における代替の通信系統を示すことも重要である。また、その他の通話施設の使用については、関係機関と事前に調整を行い、（携帯電話も不通の場合を想定して）使用可能な通信施設を明確にしておく。

【推奨】災害時優先通信は、あくまで電話を優先扱いするものであって、必ず接続することを保証するものではないため、衛星電話や自営無線等複数の通信手段を用意しておくことが望ましい。

【推奨】災害時優先通信に指定した電話回線は着信もできてしまうため、非常時に利用できるよう発信専用にしておく（電話番号を部外公表しない）ことが望ましい。

第 9 章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ①市町村内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料 9 のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は都道府県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省○○河川事務所長又は都道府県○○建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について規定することとされており、水防管理団体が整備又は水防協力団体と連携して備蓄する水防倉庫及び資器材の数量について、一覧表で整理する。また、国の保有する応急復旧用資器材や都道府県の保有する備蓄資器材の使用に関する必要な手続き等を示す。

【推奨】備蓄資器材については、国、都道府県、水防管理団体及び水防協力団体が保有するものを全て一覧表に整理するのが望ましい。

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市町村内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して都道府県○○建設事務所長に提出しておくものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防に必要な輸送について規定することとされており、非常時における資器材等の輸送経路図の作成及び関係機関への周知について記述するとともに、輸送経路図を添付する。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市町村の非常配備

市町村は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

(例)

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第 1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第 2 配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第 2 配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第 3 配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が第 2 配備で処理できたいと認められるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

(2) 水防団及び消防団の非常配備

① 水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域、連絡先は、資料 10－1 のとおりである。

② 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出动させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

(例)

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することになり、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出动させる
出 動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防のための水防団、消防機関の活動を規定することとされており、水防団等の非常配備について、配備基準や配備体制等を記述する。配備基準については、水防団員等の安全確保を十分配慮したうえで、予警報の発表等、可能な限り具体的に記述する。

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同

で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料 3-2 及び資料 3-4 に定める重要水防箇所(第 3 章参照)を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の面軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の高潮の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・開門の面軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防に必要な監視、警戒について規定することとされており、法第 9 条に規定される平常時及び出水時の巡視・警戒について、水防管理者や河川管理者等が行うべきことを記述する。

【推奨】出水時に關しては、監視を行ううえでの具体的な注意点についても記述することが望ましい。

【注意】巡視に支障のない範囲で、情報収集・伝達等に資するデジタル技術や ICT 機器の活用ができる旨記載してもよい。

【必須】「洪水時における情報提供の充実について」(平成 26 年 4 月 8 日、国水環第 2 号)等に基づき、氾濫危険水位は堤防の高さに基づき設定(越水による氾濫を対象)することとし、堤防の質的要因については浸透・侵食に係る関係市町村長、水防管理団性等を把握するものとした。このことから、浸透・侵食に係る関係市町村長、水防管理団体への情報提供体制及び水防団等による監視の重点箇所等について記述するとともに、毎年その内容に問題がないか確認する。

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料 10-2 のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防のための水防団、消防機関の活動を規定することとされており、水防団員の水防活動時における安全確保など、水防作業を実施するにあたっての留意事項等を記述する。

【注意】必要に応じて、水防工法の説明を記述する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

<解説>

【推奨】法第 19 条に規定された緊急通行及び損失補償の考え方を記述しておくことが望ましい。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属す

る者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

<解説>
【推奨】法第 21 条に規定された警戒区域の指定について、水防団長等の職権を記述しておくことが望ましい。

10.6 避難のための立退き

- ①洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、〇〇警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を都道府県 〇〇建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、〇〇警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

<解説>
【必須】法第 29 条に規定された避難のための立退きについて、水防管理者の職権のほか、水防管理者があらかじめ行っておくべき事項を記述しておく。

【推奨】なお、各自治体の避難に関しては、各地方公共団体で作成されている「避難情報の判断・伝達マニュアル」を適宜活用いただきたい。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

- (1) 決壊・漏水等の通報
- 水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。
- 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。
- 特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第 4 章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、資料 10－3 のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

<解説>
【推奨】法第 25 条に規定された決壊の通報、法第 26 条に規定された決壊後の措置について、水防管理者等（水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者）が行うべき事項を記述しておくことが望ましい。ここで、法第 25 条及び法第 26 条は、水防管理者等の義務を定めたものであり、河川等の管理者が行うものではないことに留意する必要がある。

【推奨】決壊・漏水等の周知については、法第 25 条に規定された水防管理者等による決壊の通報に加え、法第 7 条第 3 項に基づき、河川管理者の協力が必要な事項として、河川管理者が管理する堤防、ダムその他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、関係者及び一般に周知することを記載しておくことが望ましい（第 12 章参照）。

10.8 水防配備の解除

- (1) 水防管理団体の非常配備の解除
- 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったり、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。
- なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。
- (2) 水防団及び消防団の非常配備の解除
- 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくな

り、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防のための水防団、消防機関の活動を規定することとされており、水防団等の非常配備解除について、解除の基準等を記述する。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

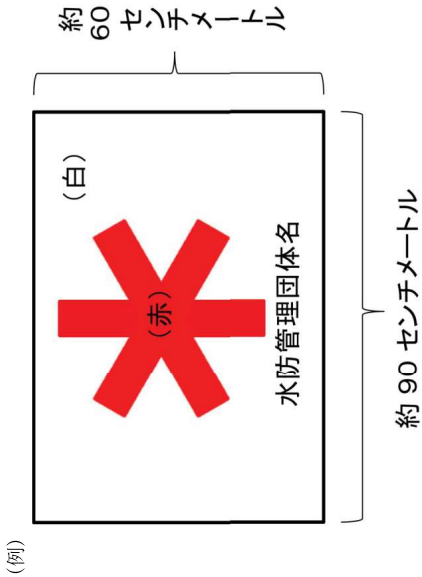
(例)

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒15秒5秒15秒5秒15秒5秒15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒6秒5秒6秒5秒6秒5秒6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒5秒10秒5秒10秒5秒10秒5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分5秒1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

(1) 法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

(例)
水防活動者腕章



(例)

横断幕 (サイズは任意)



11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表) (例)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	

上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

年 月 日

〇〇市長 氏 名

(裏) (例)

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。

(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。

(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。

(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

<解説>

【推奨】法第 20 条に規定された水防信号、法第 18 条に規定された水防標識、法第 49 条第 2 項に規定された身分証票について記述しておくことが望ましい。また、水防管理者の委任を受けて水防活動を実施する民間事業者等は緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、腕章の着用、欄断幕の掲示などにより明示することが望ましい。

第 12 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者○○地方整備局長〔○○県知事、○○市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項> (例)

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報 (○○川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ監視の画像) の提供 (伝達方法については資料○のとおり)

(2) 水防管理団体に対して、氾濫 (決壊又は溢流) 想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者 (関係機関・団体) の提示

(3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき (氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知 (伝達方法については資料△のとおり)

(4) 重要水防箇所の合同点検の実施

(5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- <河川管理者の援助が必要な事項> (例)

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

(2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

(3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

(4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

<解説>

【必須】河川法第 22 条の 2 により、河川管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。知事は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

【推奨】河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。また、法第 15 条の 12 に基づく河川管理者の援

助については、過去の浸水情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について随時把握している河川管理者が援助する内容について記述しておくことが望ましい。

12.2 下水道管理者の協力

下水道管理者〇〇県知事〔〇〇市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項＞（例）

- （１）水防管理団体に対して、下水道に関する情報（〇〇ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供（伝達方法については資料〇のとおり）
- （２）水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- （３）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （４）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （５）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜解説＞

【必須】下水道法第 23 条の 2 より、下水道管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。知事は、水防計画に下水道管理者による下水道に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。

12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき〇〇市町村長又は〇〇消防長に対して応援を求めるものとする。

また、〇〇市町村長又は〇〇消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

12.4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、〇〇警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ〇〇警察署長と協議しておくものとする。

12.5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
 - ②派遣を希望する期間
 - ③派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④派遣部隊が展開できる場所
 - ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項
- なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うこととなるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

＜解説＞

【必須】法第 2 条第 5 項において、水防計画には一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援について規定することとされており、法第 23 条に基づき水防管理団体相互の応援について、水防管理者があらかじめ行っておくべきことを記述する。

【推奨】法第 22 条に基づき警察官の応援要求のほか、自衛隊の派遣要請について、水防管理者があらかじめ行っておくべきことを記述しておくことが望ましい。なお、協定については、参考資料として添付しておくことが望ましい。

12.6 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

（１）水防連絡会

市町村は、都道府県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

（２）ホットライン

市町村は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川事務所や気象台のホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

＜解説＞

【推奨】国の関係機関との連携（水防連絡会やホットライン等）について、具体的に取組めを行っている場合は、その内容を記述しておくことが望ましい。（例、河川事務所と河川の水位状況についての情報共有、地方気象台と気象状況についての情報共有）また、協定については、参考資料として添付しておくことが望ましい。

12.7 企業（地元建設業等）との連携

市町村は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して〇〇と協定を締結している。協定書は資料編に添付のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

第 号

水防活動委任証

名 称 〇〇 株式会社

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。

年 月 日

水防管理者 氏 名

(裏面の記載)

【推奨】 企業（地元建設業等）との連携（水防活動等の委任、資器材の提供等）について、具体的に取り決めを行っている場合は、その内容を記述しておくことが望ましい。また、協定については、参考資料として添付しておくことが望ましい。加えて、水防管理者より水防活動の委任を受けた者には緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、当該委任を受けたことを明らかにする委任証について、様式等の必要事項を定めておくことが望ましい。また民間事業者等が水防活動に際し使用する車両には、必要に応じて水防標識の付与、災害対策基本法施行令第33条第1項における緊急通行車両等の事前届出を適宜処置することが望ましい。

<解説>

12.8 住民、自主防災組織等との連携

市町村は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

<解説>

【推奨】 住民、自主防災組織等との連携（避難支援等）について、具体的に取り決めを行っている場合は、その内容を記述しておくことが望ましい。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつては申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

<解説>

【推奨】 法第41条及び第42条に規定された費用負担の考え方を記述しておくことが望ましい。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、12.7に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(例)

公用負担権限委任証

〇〇〇水防団 〇〇部長

氏 名

上記のものに

区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 氏 名

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書									
第	号	種	類	使	用	員	数	氏	名
年	月	日	収	入	出	分		水	防
								事	務
								務	取
								扱	者
								氏	名
								殿	

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

<解説>

【推奨】法第 28 条に規定された公用負担について、考え方を記述するとともに、公用負担権限委任記及び公用負担命令書について、様式等の必要事項を定めておくことが望ましい。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出勤したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

<解説>

【推奨】水防作業を行った際に、水防管理者が作成する記録について、その内容を記述しておくことが望ましい。

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を資料 14-1、14-2 に示す様式により、水防活動実施後○日以内に土木事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（○○地方整備局）に報告するものとする。

<解説>

【必須】水防報告は、法第 47 条第 1 項、第 2 項に基づき報告を求めるものである。

【推奨】水防管理者は、水防活動が実施された場合は、記者発表、ホームページ掲載、広報誌掲載等による広報活動を実施されることが望ましい。また、○日以内については3 日程度とすることが望ましい。

第 15 章 水防訓練

市町村は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市町村が主催する水防研修や〇〇地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

<解説>

【推奨】水防管理団体が実施する水防訓練について、実施回数や実施時期等を記述することが望ましい。指定水防管理団体においては、法第 32 条の 2 の規定により、毎年水防訓練を実施する義務があるので、その点に留意が必要である。また、法第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 の規定により、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等においても訓練を実施することから、水防管理団体が実施する水防訓練にあたっては、当該施設の所有者又は管理者とも連携を図ること、及び水防管理者から委任を受けた民間事業者等の参加についても記述しておくことが望ましい。また、水防研修についても、併せて記載することが望ましい。

【推奨】法第 32 条の 3 に基づき、津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体の津波避難訓練への参加についても記述しておくことが望ましい。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止の

ための措置

16.1 洪水、内水、高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

〇〇川浸水想定区域図

(〇年〇月公表：国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所)

16.1.2 内水浸水想定区域の指定状況

都道府県知事または市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、都道府県知事については関係市町村長に通知するものとする。

内水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

(例) 下水道

排水施設等	浸水想定区域 公表時点（年 月日）	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス	関係市町村
〇〇ポンプ施設	〇.〇.〇	http://・・・	〇〇市、△△市
〇〇貯留施設	〇.〇.〇	http://・・・	□□市、◇◇市

16.1.3 高潮浸水想定区域の指定状況

都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

(例) 海岸

海岸名	浸水想定区域 公表時点（年 月日）	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス	関係市町村
〇〇海岸 (〇〇県)	〇.〇.〇	http://・・・	〇〇市、△△市

16.1.4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画にお

いて、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合においては、これらの施設の名称及び所在地

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
 - ⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料 16－1 のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.5 洪水・内水・高潮ハザードマップ

本市では、洪水・内水・高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水・高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水・内水・高潮ハザードマップに記載した事項を、市町村のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。この洪水・内水・高潮ハザードマップを有効活用して、平常時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.6 予想される水災の危険の周知等

本市では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握

している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の看板・電柱等への掲示等により公表し、住民等に周知している。

16.1.7 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村から地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料○のとおりである。

なお、現在、避難確保及び浸水防止計画が作成されている地下街等は資料○のとおりであり、市町村の窓口（○○課）又はホームページ（http://www・・・）で閲覧が可能である。

<解説>

【推奨】法第 15 条の 2 により、市町村長は、地下街等の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるので、記述しておくことが望ましい。

16.1.8 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料○のとおりである。

<解説>

【推奨】法第 15 条の3により、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができ、さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができ、また、要配慮者 利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができ、記述しておくことが望ましい。

16.1.9 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村から大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料○のとおりである。

16.1.10 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

水防管理者が指定した浸水被害軽減地区は、資料 16－2 のとおりである。

<解説>

【推奨】法 15 条の8において、浸水被害軽減地区内での土地の形状変更行為は、水防管理者に対して事前届出が必要とされており、水防管理者は、届出があった際、浸水の拡大を抑制する効用を保全する必要がある場合、当該届出者に対して、必要な助言又は勧告を行うことができることとされている。このため、浸水被害軽減地区の指定状況、管理者及びその連絡先（私人の場合）については市町村の水防担当部局等）を記述しておくことが望ましい。

16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそ

れがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

16.2.2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合については、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

市町村長は、本市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長

に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項

③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

④そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

<解説>

【推奨】津波防災地域づくりに関する法律第 71 条により、市町村長は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができるので記述しておくことが望ましい。

第 17 章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第 32 条の 3)

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市町村は、水防協力団体の申請があった場合は、資料 17－1 を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、資料 17－5 によるものとする。

<解説>

【推奨】水防協力団体の位置づけとともに、水防管理団体における申請・指定手続き及び運用が行いやすいよう指定要領等を示すことが望ましい。

資料 3－1 重要水防箇所評定基準（案）（国管理）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

発表者

国土交通省 〇〇市川事務所
気象庁 〇〇地方気象台

第1受報者

機関名

第2受報者

機関名

第3受報者

機関名

〇〇川洪水予報第〇号

〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇時〇分

〇〇市川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

〇〇川氾濫危険情報

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（見出し）

（主文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。今後、この雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇時〇〇分～〇〇日〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇時〇〇分～〇〇日〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

資料 3－2 重要水防箇所（国管理河川）

河川名	地先名	左右岸	延長（m）	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	重点区間 KPO.〇 危険箇所
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	

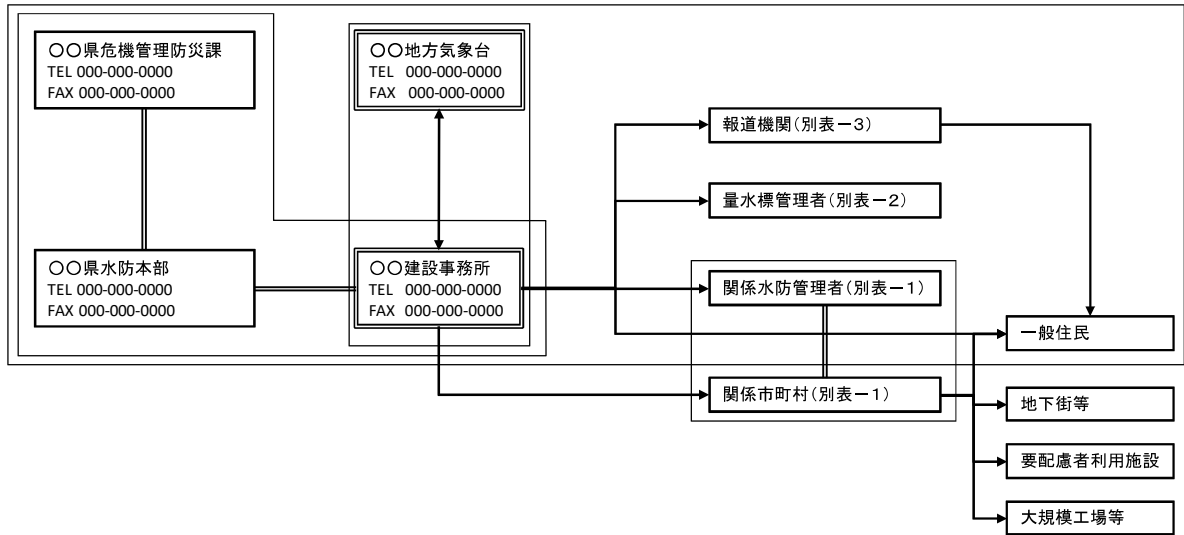
資料 3－3 重要水防箇所（〇〇都道府県管理河川）

河川名	地先名	左右岸	延長（m）	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	重点区間 KPO.〇 危険箇所
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	

286

資料 4－3 水防法に基づく洪水予報（都道府県・気象庁共同発表） 伝達経路等（例）

水防法に定められた洪水予報の通知・周知は必須であるが、気象業務法や地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

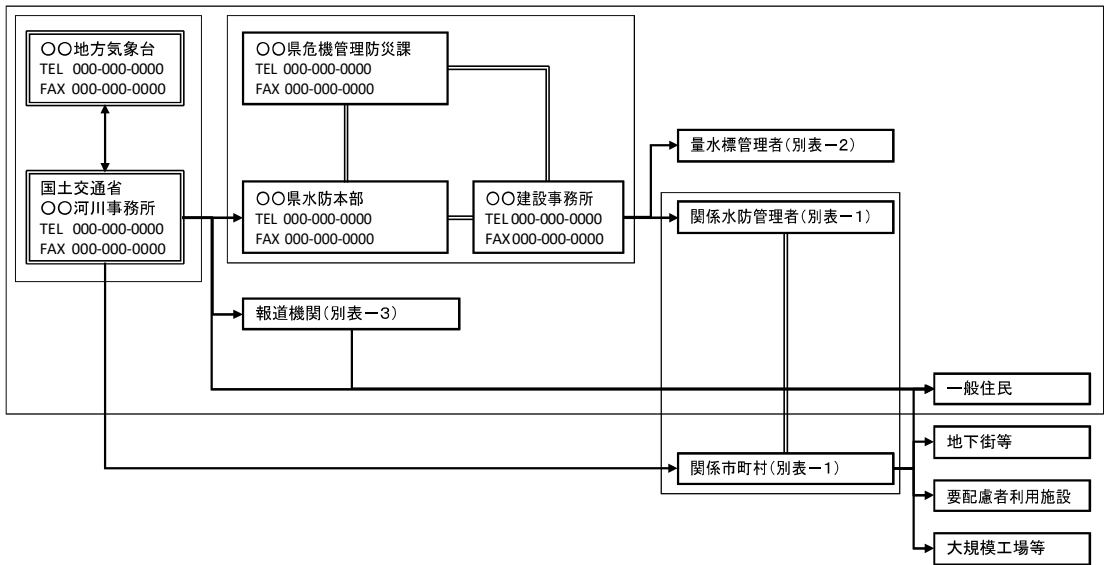
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－2 水防法に基づく洪水予報（国発表） 伝達経路等（例）

水防法に定められた洪水予報の通知・周知は必須であるが、気象業務法や地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(避難)	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

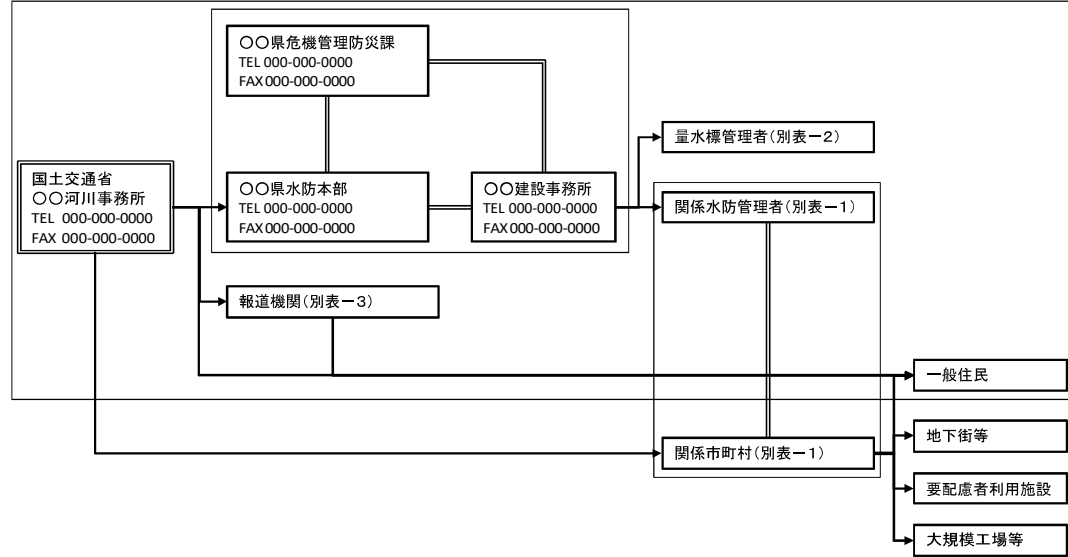
別表－2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－5 水防法に基づく水位到達情報（国土交通省発表）の伝達経路等（例）
水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先			別表－2 量水標管理者連絡先				別表－3 報道機関連絡先		
水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号	量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号	報道機関名	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000	テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防)	000-000-0000	000-000-0000	△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000	〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
□□市(避難)	000-000-0000	000-000-0000	□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000	〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000	××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000			

資料 4－4 水位到達情報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例）

発表者

国土交通省 〇〇河川事務所

正 副

第1受報者

第2受報者

第3受報者

〇〇川 〇〇市△△

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分国
土 交 通 省 〇〇河川事務所 発表
(第 〇〇〇 号)

〇〇川氾濫危険情報

【主文】
【警戒レベル4相当情報「洪水」】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位（×××××××× m）に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）
〇〇川 □□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は●●市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位
（相当換算水位）
×××××××× m

避難判断水位
〇〇〇.〇〇 m

氾濫注意水位
△△△.△△ m

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）
「西暦」「水位」等の情報は、下記のサイトから、ご覧いただけます。
川の防災情報
パソコンから
https://www.river.go.jp
携帯電話から

〇〇市〇〇地区 内水氾濫危険情報

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
〇〇市発表

【見出し】

〇〇市〇〇地区では内水氾濫発生のおそれ

【本文】

〇〇地区の〇〇ポンプ施設では、〇〇日〇〇時〇〇分に内水氾濫危険水位（×.××m）に達しました。

地下空間利用者は地下街管理者等からの避難情報に注意してください。

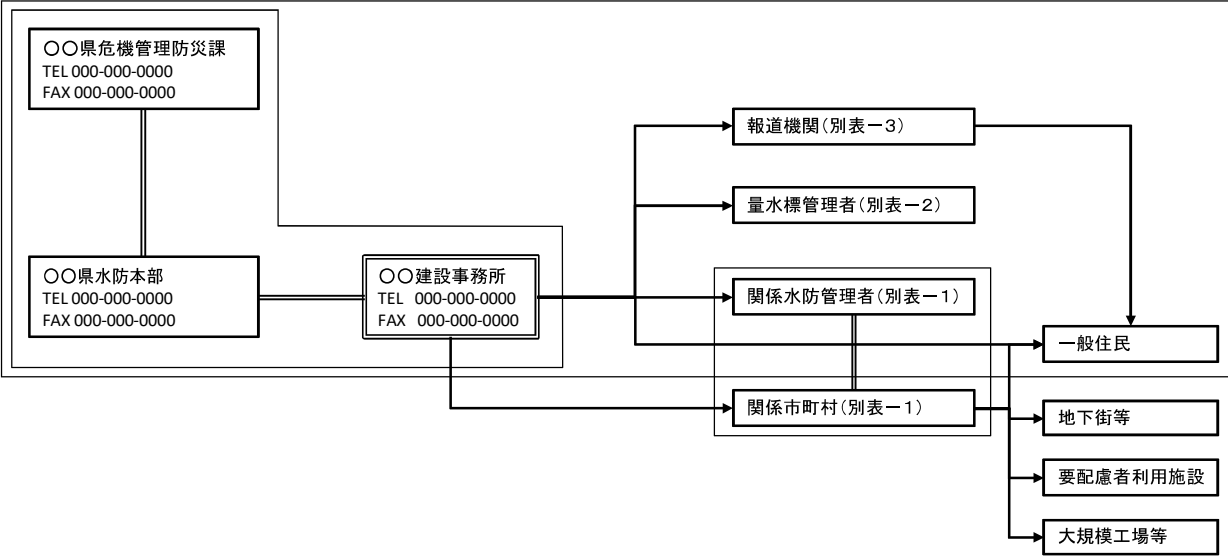
(参考)

〇〇ポンプ施設（〇〇市〇〇町〇丁目〇－〇）
内水氾濫危険水位 ×.××m
内水氾濫危険水位：水防法第 1 3 条の 2 で規定される雨水出水特別警戒水位。地下空間の利用者に対する避難開始を求める段階
内水氾濫：一時的に対象の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる氾濫

問い合わせ先
〇〇市 下水道部 電話：000-000-0000（内線） 〇〇〇

資料 4－6 水位到達情報（都道府県発表）の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市（水防・避難）	000-000-0000	000-000-0000
△△市（水防）	000-000-0000	000-000-0000
△△市（避難）	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町（避難）	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

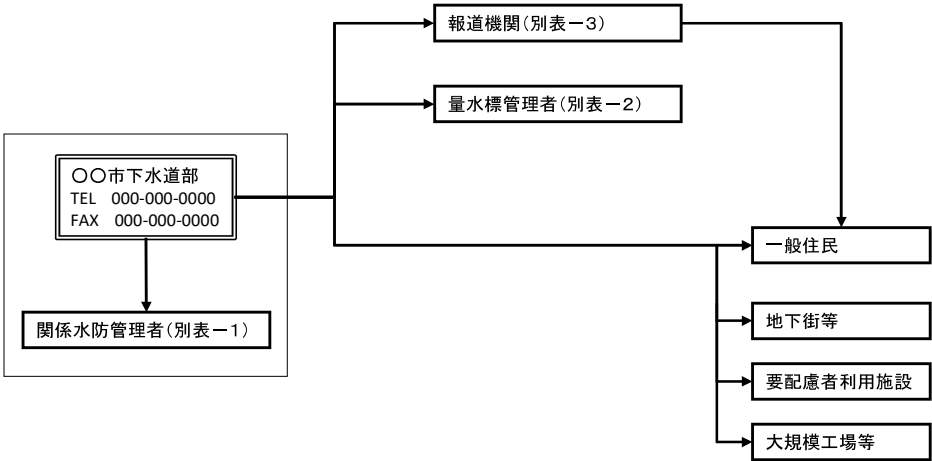
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力（株）	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－9 水防法に基づく水位周知下水道の水位到達情報（市町村発表）の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

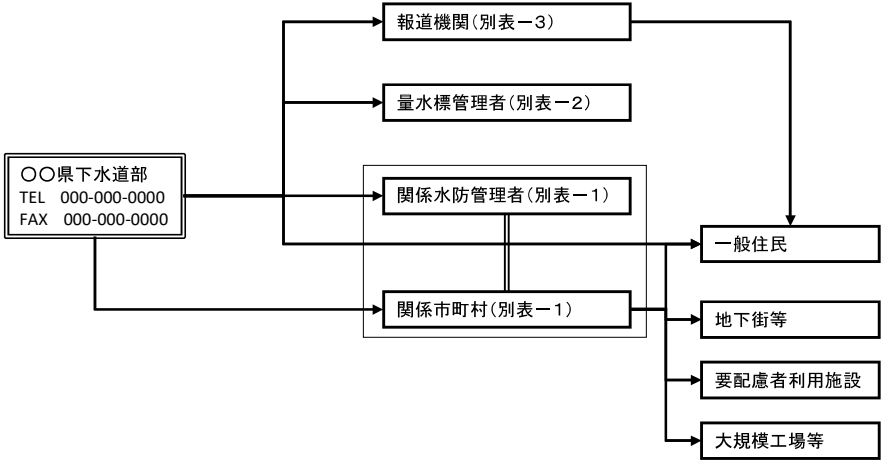
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△県	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－8 水防法に基づく水位周知下水道の水位到達情報（都道府県発表）の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

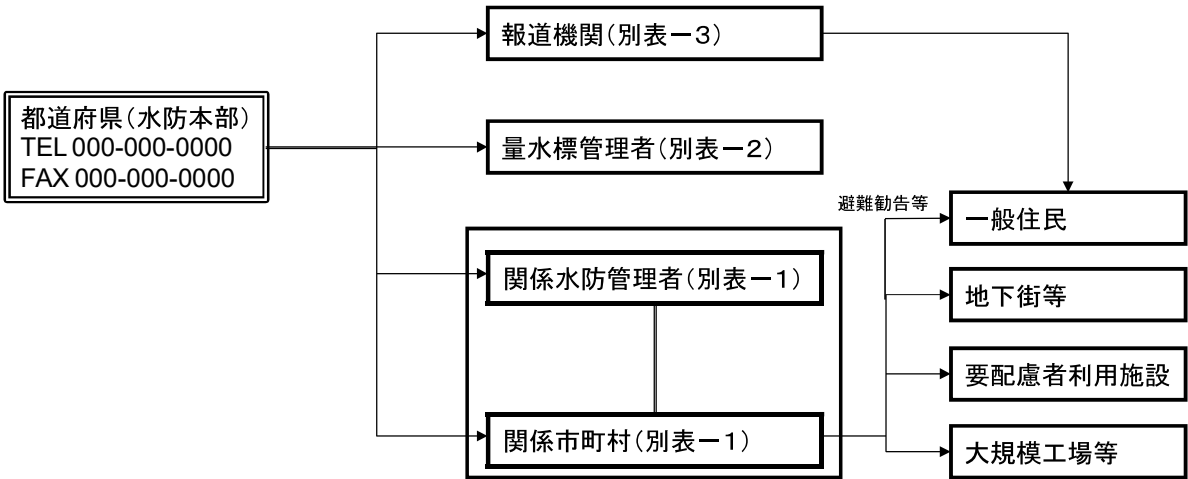
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－11 水防法に基づく水位周知海岸の水位到達情報の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者

量水標管理者	電話番号	FAX番号
国(〇〇气象台)	000-000-0000	000-000-0000
国(〇〇港湾事務所)	000-000-0000	000-000-0000
県(〇〇土木事務所)	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－10 水位周知海岸の水位到達情報の発表形式（例）

X 海岸（〇〇県） 高潮氾濫発生情報

XX 年XX 月 XX 日hh 時mm 分
●●県発表
(第〇号)

【見出し】

X 海岸では、高潮氾濫発生が切迫／高潮氾濫発生。

【本文】

□□検潮所（B 市★★町）の水位は、XX 月 XX 日hh 時 mm 分に高潮特別警戒水位（●●m）に達しました。
〇〇検潮所（A 市◎◎町）の水位は、XX 月 XX 日hh 時 mm 分に高潮特別警戒水位（●●m）に達しました。
いまだ危険な場所にいる場合は、直ちに高所への移動、近傍の堅固な建物への避難等をしてください。

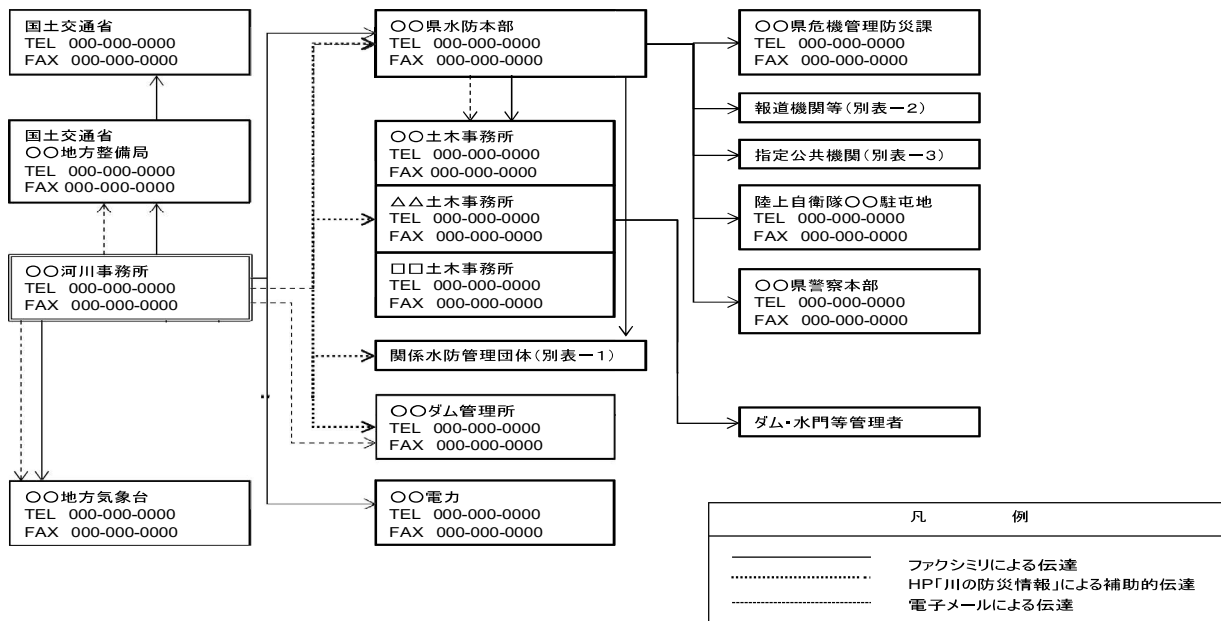
検潮所名	氾濫による浸水が想定される地区※
□□検潮所	●●県 B 市 B 市の高潮浸水想定区域②
〇〇検潮所	●●県 C 市 C 市の高潮浸水想定区域②
	●●県 A 市 A 市の高潮浸水想定区域①

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果の推定です。気象条件や堤防の決壊状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（参考 1） B 市、C 市、A 市には、●●地方気象台から XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に高潮警報（予想最高潮位 B 市●●m、C 市●●m、A 市●●m）が発表されています。

（参考 2） 高潮特別警戒水位
□□検潮所 ●●m
〇〇検潮所（B・C 地区） ●●m
〇〇検潮所（D 地区） ●●m
※高潮特別警戒水位：水防法第 13 条の 3 で規定される水位。警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料。

問い合わせ先
●●県土木部●●課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇



別表-1 關係水防管理団体連絡先

水防管理団体	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
△△市	000-000-0000	000-000-0000
□□市	000-000-0000	000-000-0000
× × 町	000-000-0000	000-000-0000

別表一2 報道機関等連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

別表一3 指定公共機關連絡先

公共機関名	電話番号	FAX番号
〇〇鉄道(株)	000-000-0000	000-000-0000
△△鉄道(株)	000-000-0000	000-000-0000

水防警報（出動）

水 防 警 報 (出 動)		
発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△水位観測所	第〇号

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所発表

【現況】

〇〇川の△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。

△△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位）（に達し、を越え、を下回り）
 （上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）ま
 たは

△△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位）
 （を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被災状況】

(自由に記入)

【尧表】

水防機関は出動してください。

【特記】

(自由に記入)

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況						
基準水位	観測所	警報種別	待機	準備	出動	結束
		〇〇〇〇				
		△△△△				
		□□□□				
		××××				

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	
ハシゴンから	携帯電話から
http://www.hashigon.com	03-3777-1777

正 報

〇〇海 岸
水 防 警 報（ 出 動 ）

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所発表
(第△△号)

【現 況】
△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在×××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

【発 表】
各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
嚴重に警戒して下さい。

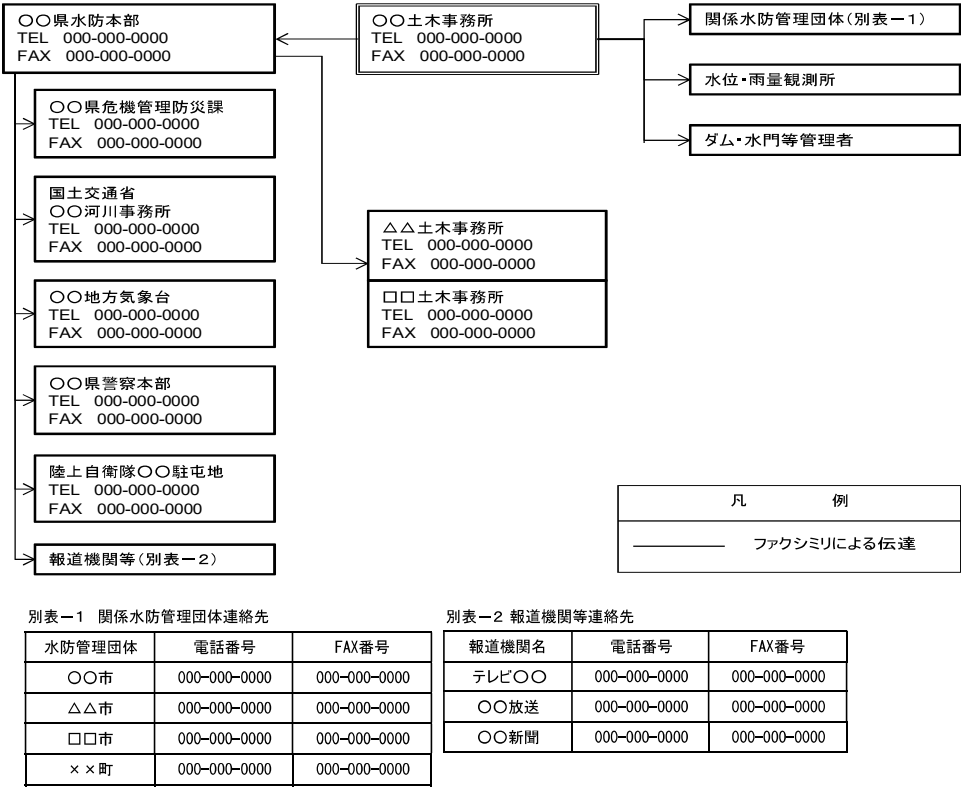
【特 記】
(自由記入)

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	特徴	準備	出動	解除
〇〇〇〇	〇			
△△△△				
□□□□				
×××××				

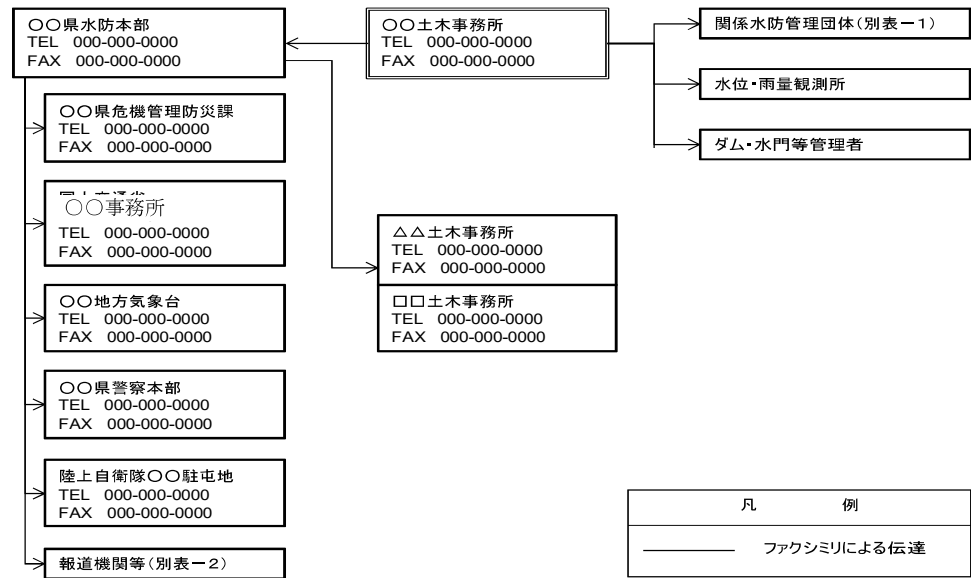
問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。
河川の防災情報
パソコンから
携帯電話から
HTTP://www.river.go.jp/ HTTP://river.go.jp/

資料 4－14 水防警報（都道府県発表）の伝達経路等（例. 河川）



資料 4－17 水防警報（都道府県発表）の伝達経路等（例. 海岸）



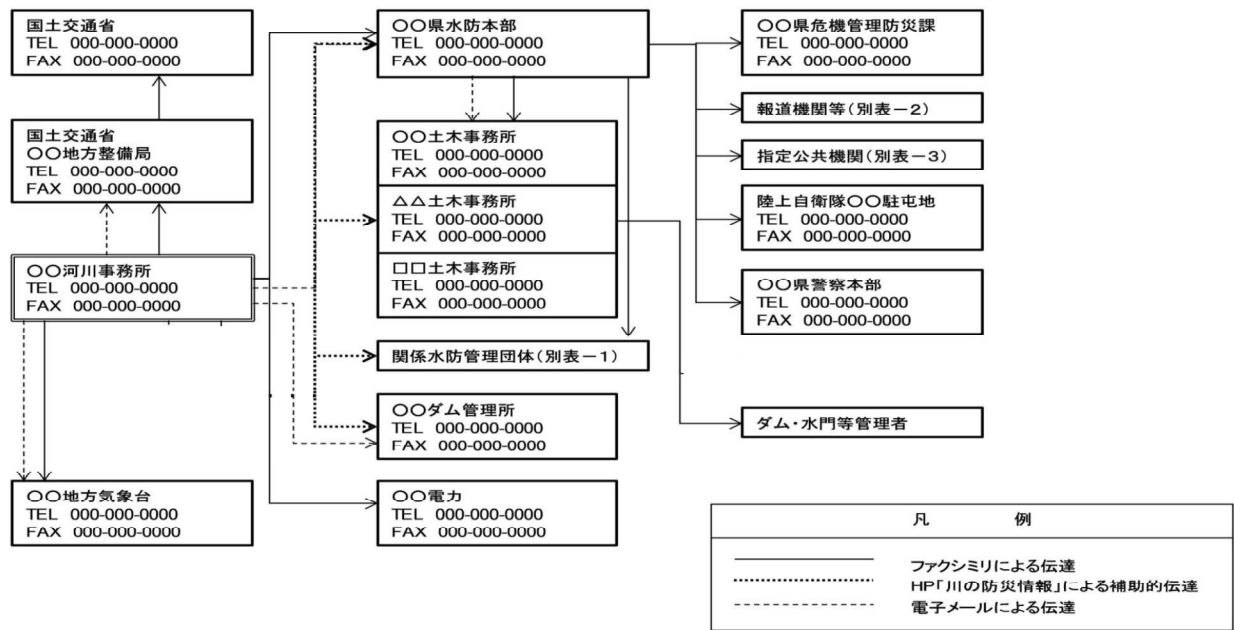
別表－1 関係水防管理団体連絡先

水防管理団体	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
△△市	000-000-0000	000-000-0000
□□市	000-000-0000	000-000-0000
××町	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 報道機関等連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－16 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（例. 海岸）



別表－1 関係水防管理団体連絡先

水防管理団体	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
△△市	000-000-0000	000-000-0000
□□市	000-000-0000	000-000-0000
××町	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 報道機関等連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 指定公共機関連絡先

公共機関名	電話番号	FAX番号
〇〇鉄道(株)	000-000-0000	000-000-0000
△△鉄道(株)	000-000-0000	000-000-0000

資料 4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発令に關しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。

1) 近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

「近地津波」は震源から海岸までの距離の近いにより、到達時間が異なる。この点に留意し、気象庁の津波警報等の種類や津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発令することが望ましい。

「近地津波」の場合は、短時間で津波が襲来する場合が多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発令を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発令基準等を定めておく。

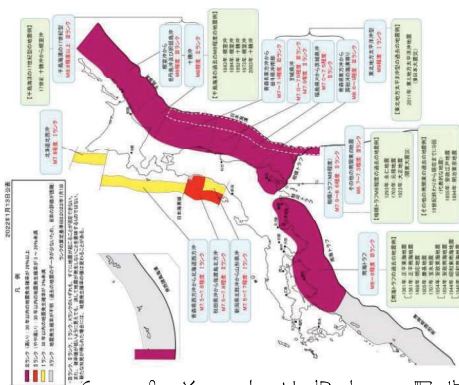
【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような「遠地津波」の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

距離	水防警報	情報収集	出動	到達時間
近い	震源	×	×	極めて短い
	東南海地震	×	○	少し短い
	東北地方太平洋沖	○	△	長い
遠い	チリ地震	○	△	十分長い

×発令しない △状況に応じて発令 ○発令

西日本からみたら地震(津波)と水防警報の関係イメージ



出典「王女加瀬川地域の津波被害」地震調査研究推進本部
近地津波の要因となりうる主な海洋型地震



地点の違いによる津波到達のイメージ

【日本近海の地震であって当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間が長い水防活動のための時間がある程度確保できる。水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

1. 水防活動(巡視、連絡、連絡、連絡、連絡)

※対象の重点化

2. 水防団の活動(依頼された水門・陸間等の操作)

※対象の重点化

3. 活動時間

※「活動可能時間」の有無

4. 情報伝達

※津波等情報の伝達、連絡体制の確保

5. 避難体制

※安全な場所までの避難経路、

退避必要時間等の確認



※日本国内に経済損失をもたらした主な津波を示す。
また、図中の震源は震源から日本までの震源の距離である。

出典：内閣府中央防災会議防災対策部会に附するワーキンググループ資料
遠地津波の要因となる主な地震

資料 4-19 津波時の水防警報の発令基準について（水防管理団体版）

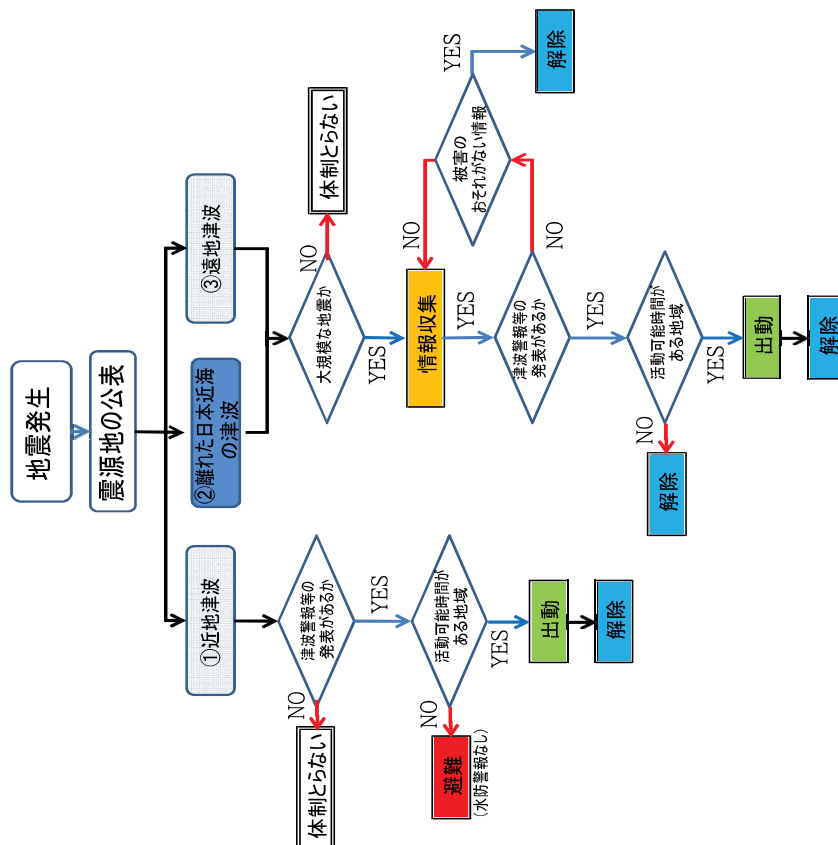
地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発令内容を定める。

「活動可能時間」なし

短い 「活動可能時間」 「現場到達時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いたもの 長い

津波区分	日本近海の津波		遠地津波
	① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
水防警報	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能 日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能 日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能 日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状况等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
	パターンD. 「活動可能時間」が十分確保可能 チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状况等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。		
水防警報	安全確保のため自らも避難 (水防警報は発令しない)	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発令 (「情報収集」なし)	大規模な地震発生等に伴い 水防警報「情報収集」の発令
	気象庁の情報等に基づき 水防警報「情報収集」の発令		
考 方	※対象の地震について、あらかじめ水防警報の発令基準を決めておく 「活動可能時間」なし 対象の地震を決めておく 情報収集発令しない 避難 出動 解除 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき	津波注意報又は警報が発表され、「活動可能時間」があり、かつ水防活動が必要 津波注意報又は警報が解除されたとき 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき	津波注意報又は警報が発表され、「活動可能時間」が確保できること ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令
	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防「出動」を発令し、活動可能時間を少しでも増やす。	チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できずから水防警報を発令。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令

3) 水防警報の検討フロー



【参考】津波時の水防警報の発表基準について（都道府県版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発令内容を定める。

「活動可能時間」なし

短い 「活動可能時間」 「現場到達時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いたもの 長い

津波区分	日本近海の津波		遠地津波
	① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
	パターンA.「活動可能時間」が確保不可能	パターンB.「活動可能時間」が確保可能	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能
	パターンD.「活動可能時間」が十分確保可能		
	日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間が確保できる場合
	安全確保のため自らも避難 「水防警報」は発表しない	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発表 （「情報収集」なし）	気象庁の情報等に基づき 水防警報「出動」の発表 （水防管理団体はすでに水防警報「情報収集」を発令している場合が多い。）
水防警報	※対象の地震について、あらかじめ水防警報の基準を決めておく 対象の地震を決めておく 「活動可能時間」あり 「活動可能時間」なし 避難 出動 解除 1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき		
考 方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防「出動」を発令し、活動可能時間を少しでも増やす。	地理的条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表
			チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できることから水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表

留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。		
		※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。 a. 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など) b. 水防団員の安否確認方法(連絡体制) c. 水防活動内容の精査・重点化 d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認		
＜「水防計画作成の手引き(案)」への記載例＞				
情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・遠地において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	〇〇地区(〇〇川)では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発令しない。	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報等が発表されたとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から津波警報が発表される等、水防活動が必要と認めるとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき	
解除		(内容) ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの (発令基準) 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき		

水 防 警 報（河 川）

種 類		出 動 ・ 解 除		
発表河川			基準水位観測 所	
日時		年	月	日
		時	分	
		国土交通省 ○○地方整備局		
		○○河川事務所発表		
番号		発 表 内 容		
1		○○年○月○日○時○分に「大津波警報・津波警報」が発表され、○○湾では○m の津波が予想されています。		
		津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。		
		津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
		水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
		引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2		水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	
		※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。 a. 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など） b. 水防団員の安否確認方法（連絡体制） c. 水防活動内容の精査・重点化 d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認	
＜「水防計画作成の手引き(案)」への記載例＞			
情報収集	【海岸・河川】 〇〇地区（〇〇川）では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発表しない。	（記載なし）	
出動		（内容） ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの （発表基準） 【海岸】 ・気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報等が発表されたとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき	
解除		（内容） ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの （発表基準） 1）気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2）水防活動の必要があると認められなくなったとき	

資料 5－1 量水標管理者及び水防管理者一覧（例）

観測所名	量水標 管理者名	河川名 港湾名 漁港名 海岸名	設置位置	東京湾 平均 海面	水位						種別	備考
	水防管理者				水防団 待機 水位 （通報 水位）	氾濫 注意 水位 （警戒 水位）	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	天端高		
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事 務所 〇〇市	〇〇川	右岸 24.0k （〇〇市〇〇 町〇〇地先）	+**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	テレメータ	
△△水位観測所	△ △ 電 力 （株） 〇〇市	〇〇川	左岸 20.0k （〇〇市△△ 町△△地先）	+**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	自記	〇〇 市が通 報・公表
□□水位観測所	□□土地改 良区 △△市	△△川	右岸 20.0k （△△市□□ 町□□地先）	+**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	自記	△ △ 市が通 報・公表
××水位観測所	〇〇建設事 務所 △△市	△△川	左岸 10.0k （△△市□□ 町××地先）	+**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	テレメータ	
××検潮所	〇〇气象台 □□水防事 務組合	△△川 △△港	左岸 0.0k （□□市×× 町××地先）	+**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	テレメータ	

資料 4－21 水防警報（海岸）（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例：津波）

水 防 警 報（海 岸）				
種 類	出 動 ・ 解 除	第 _____ 号		
発表海岸	基準港湾	国土交通省 〇〇地方整備局		
日時	年 月 日 時 分	〇〇事務所発表		
番号	発 表 内 容			
1	〇〇年〇月〇日〇時〇分に「大津波警報・津波警報」が発表され、〇〇湾では〇m の津波が予想されています。			
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。			
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

資料 10－1 水防団及び消防団の管轄地域等

(1) ○○水防団 (団長：)					(2) ○○消防団 (団長：)				
分団名	分団長	要水防 河川	管轄区域	集合場所	分団名	分団長	要水防 河川	管轄区域	集合場所
○○分団	○○○○ (0000-00-0000)	○○川	○○地区、△△ 地区	○○詰所 (○○市○○町○○) (0000-00-0000)	○○分団	○○○○ (0000-00-0000)	○○川	○○地区、△△ 地区	○○詰所 (○○市○○町○○) (0000-00-0000)
□□分団	□□□□ (0000-00-0000)	□□川	□□地区、◇◇ 地区	□□詰所 (□□市□□町□□) (0000-00-0000)	□□分団	□□□□ (0000-00-0000)	□□川	□□地区、◇◇ 地区	□□詰所 (□□市□□町□□) (0000-00-0000)

資料 5－2 雨量観測所一覧 (例)

観測所名	河川名	流域河川名	設置位置	種別	管理者	連絡先	備考
○○雨量観測所	○○川	○○川	○○市○○町○○地先	テレメータ	○○建設事務所	000-0000-0000	
△△雨量観測所	△△川	△△川	△△市△△町△△地先	自記	△△建設事務所	000-0000-0000	

資料 7 ダム・水門等一覧 (例)

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
○○ダム	○○川	○○市○○町○○	治水、 上水	○○県	○○県○○事務所長	0000-00-0000	
△△水門	△△川	△△市△△町△△	治水	△△県	△△市長	0000-00-0000	

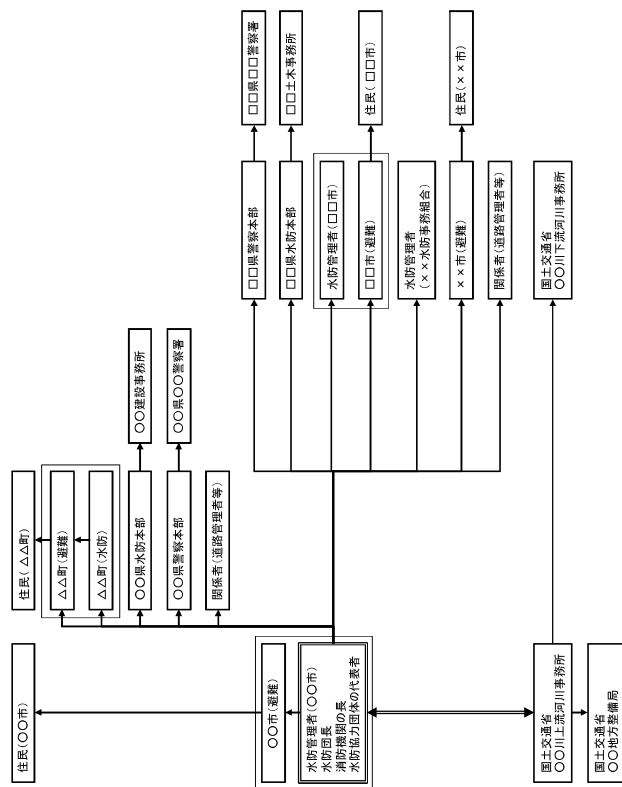
資料 9 水防倉庫及び備蓄資器材一覧 (例)

河川名	名称	管理団体名	所在地	器具				資材				備考
				○○	○○	○○	...	○○	○○	○○	...	
○○川	○○倉庫	○○市	○○町 ○○川右岸	10				100				
○○川	○○倉庫	○○市	○○町 ○○川右岸	10				100				

資料 10-2 水防工法一覧表

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
水が あふ れる 越水	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数 段積み上げる	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端（天端）にぐいを打ち せき板をたてる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代 わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
	水マット工 （連結水 のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆 布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入手 困難）	既製水のう、ポン プ、鉄ハイク
	裏むしろ 張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり 面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体 の固い箇所	むしろ、半割竹、土 俵
	裏シート 張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり 面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困 難）	防水シート、鉄筋ピ ン、軽量鉄ハイク、 土のう
	釜段工 （釜築き、 釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地に円形に積み、土俵にす る	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒、ビニー ルハイク
	水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地にビニロン帆布製中空 円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手 困難）	既製水のうポンプ、 鉄ハイク
	鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地に鉄板を円筒形に組み 立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手 困難）	鉄板、土のう、バイ プ、鉄ハイクぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によ りかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シー ト、ハイク、鉄筋棒
居住側 漏水	水マット 月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先にかかるとようにビニロン帆 布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手 困難）	既製水のう、ぐい、 土のう、ビニロンバ イク
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地に底抜きしたる又はおけ を置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう
	湧水むしろ 張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走 りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 （漏水量の少ない箇 所）	防水シート、丸太、 竹
	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏 水口に土のうなどを詰める	一般河川 （構造物のあるところ、 水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹 ぐい
	むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを 張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう 竹ピン
	継ぎむしろ 張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむし ろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、なわ、ぐい ロープ、竹、土のう
川側 漏水	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数 段積み上げる	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端（天端）にぐいを打ち せき板をたてる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代 わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
	水マット工 （連結水 のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆 布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入手 困難）	既製水のう、ポン プ、鉄ハイク
	裏むしろ 張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり 面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体 の固い箇所	むしろ、半割竹、土 俵
	裏シート 張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり 面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困 難）	防水シート、鉄筋ピ ン、軽量鉄ハイク、 土のう
	釜段工 （釜築き、 釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地に円形に積み、土俵にす る	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒、ビニー ルハイク
	水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地にビニロン帆布製中空 円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手 困難）	既製水のうポンプ、 鉄ハイク
	鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり ）先平地に鉄板を円筒形に組み 立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手 困難）	鉄板、土のう、バイ プ、鉄ハイクぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によ りかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シー ト、ハイク、鉄筋棒

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
川側 漏水	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シー トを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、鉄ハイク、 ロープ、土のう
	たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを 張る	一般河川 （水深の浅いところ）	土俵の代わりに土 のう
	むしろ張り工、継 ぎむしろ張り工、 シート 張り工、たた み張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的 緩流河川	漏水防止と同じ
	木 流 し 工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて 流し、局留を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロー プ、鉄線、ぐい
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇か ごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め 石、ぐい、鉄線
	捨て土のう工 捨て 石 工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇 所に土のう又は大きな石を投入 する	急流河川	土のう、石異形コン クリートブロック
	竹 網 流 し 工	竹を格子形に結束し土のうをつ けて、堤防斜面（のり面）を被覆 する	緩流河川	竹、ぐい、ロープ、 土のう
	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚 などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄 線、蛇かご
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき 、断面の不足を居住側堤防斜面（ 裏のり）で補うため杭を打ち中 詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	ぐい、割竹、板、土 のう、くぎ
	びょうぶ 返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびよ うぶを作り堤防斜面（のり面）を 覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、 わら、かや、土のう
決 壊	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両 肩付近に竹をさし折り曲げて連 結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくい を用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
	ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに 鉄線を用いる	右質堤防	くい、金鋼、鉄線、 土のう
き 裂	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	上端□天端□ 上端□天端□	上端□天端□から居住側堤 防斜面（裏のり）にかけて生じる もので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう

303

令和〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・〇年〇月〇日～〇日)

〇概要
〇〇市消防団は、〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水作業（〇件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

資料 14－1 水防活動実施報告書様式（例）
水防活動実施報告書

年 月 日
作成責任者

出水の概況		川 警戒水位 雨量					m mm			
水防実施箇所		川		左岸 右岸		地先		m		
日	時	自	月	日	時	至	月	日	時	
出動人員	動員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
		人	人	人	人	人	人			
水防作業の概況及び工法		箇所		工 法		m				
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
	使用資器材	かます、俵	居住者の		その他					
		万年、土俵	出 動 状 況							
		なわ	水防関係者の							
丸 太		死 傷								
その他	その他	雨量	水位	の 状 況						
		の	状							
水防活動に関する 自己評価 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

資料 17－1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領	
1. 通則	〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。
2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）	水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして法令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。
3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）	水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。 （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動 （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供 （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供 （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究 （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発 （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務
4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）	（1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書」（資料 17－2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 17－3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。 （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）
5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）	（1）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書」（資料 17－4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。 （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。
6. その他	（1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 16－1 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等

（1）地下街等

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 （電話・FAX）	関連河川
〇〇地下街	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇管理組合	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇川
△△地下街	△△市△△町△△	△△管理組合	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇川

（2）要配慮者利用施設

施設の名称	所在地	連絡先 （電話・FAX）	避難場所	関連河川
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川
△△△△	△△市△△町△△	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川

（3）大規模工場等

大規模工場等の名称	所在地	連絡先 （電話・FAX）	避難場所	関連河川
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川
△△△△	△△市△△町△△	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川

資料 16－2 浸水被害軽減地区

名称	指定番号	位置	種別	高さ	地区の管理者	連絡先	備考
〇〇地区	〇〇第〇号	〇〇市〇〇町〇〇	輪中堤防	〇m	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
〇〇地区	〇〇第〇号	〇〇市〇〇町〇〇	自然堤防	〇m	－	〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	連絡先 〇〇市〇〇課

資料 17－2 水防協力団体指定申請書様式（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書	
〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者〇〇市（区、町、村）長様	年 月 日
住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名	
水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 17－3）を添えて申請します。	

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

(自由記載)

資料 17－3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者〇〇市（区、町、村）長様	年 月 日
住所 (事務所所在地) 法人等の名称 代表者氏名	
水防協力団体協力活動業務計画書	
〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。	
(自由記載)	
【記載例】	
平時の活動事例	
・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供	
・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示	
・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発	
・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施	
・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催	
・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展など	
災害時の活動事例	
・土のうの袋詰めや運搬	
・子どもやお年寄りなどの救護	
・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援	
・土のう袋など水防資器材の設備等の提供	
・水防団員・消防団員の休憩場所の提供	

資料 17－4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書	
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者 〇〇〇〇 様	年 月 日
〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者〇〇市（区、町、村）長	
水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体に指定します。	

資料 17－5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における 水防協力団体との水防協働活動実施要領	
1．通則 〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市（区、町、村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。	
2．水防団等と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係） 水防法第 36 条及び〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。	
3．活動報告書の提出（水防法第 39 条関係） 水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 17－6）を提出させることができる。	
4．情報提供等（水防法第 40 条関係） 水防管理者は、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。	
5．その他 （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。	
附 則 この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。	

資料 17－6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体協力活動報告書	
〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者〇〇市（区、町、村）長 様	年 月 日
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名	
別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 の規定に基づき提出します。	

迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会要綱

(目 的)

- 第1 この協議会は、迫川流域沿岸の洪水に対する共通認識のもと、迫川流域における治水及び健全な農業経営に資するため、洪水その他の災害発生の恐れがある場合における農業用の排水施設等操作の広域一元化を協議し、互譲相互の精神に則り水防活動との調整を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

- 第2 この会は、迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局は、宮城県東部土木事務所登米地域事務所に置く。

(所管事項)

- 第3 協議会は、排水調整を実施するために必要な次の事項をつかさどる。
- (1) 気象及び洪水の予想並びに状況の推移により、河川管理者及び水防管理者からの要請、指示等に対応した農業用の排水施設等操作規則の広域一元化に関する事項
 - (2) 前項に係る要請、指示等の伝達及び確認の方法に関する事項

(構 成)

- 第4 協議会は、宮城県及び岩手県の次の職に在る者をもって構成する。
- (1) 宮城県北部土木事務所長、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所長、宮城県東部土木事務所登米地域事務所長及び岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター所長（以下「土木事務所長等」という。）、並びに宮城県北部地方振興事務所長、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長及び岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長（以下「地方振興事務所長等」という。）
 - (2) 迫川流域の水防管理者（以下「水防管理者」という。）
 - (3) 迫川流域の農業用排水施設管理者
 - (4) 前号に掲げる者のほか、迫川流域の下水等排水施設管理者

(役員等)

- 第5 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹 事 若干名
- 2 会長及び副会長は、会員の互選による。
- 3 幹事は、第4第1号に定める者のほか、会員の互選による。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

- 第6 役員の職務は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
 - (3) 役員は、総会の議案の検討を行う。

(会 議)

- 第7 協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会及び役員会とする。
- 2 会議は、次の各号に掲げるときに、会長が招集し主催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員からの要請があったとき
- 3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議長は、会長がこれを務める。

(排水調整の方法等)

第8 排水調整は、原則として、次に掲げる手順に従い行う。

- (1) 土木事務所長等は、水防警報が発令され、迫川流域の各水位観測所の水位が、別表の排水調整基準における排水調整水位（以下「排水調整水位」という。）に達すると予想される場合は、水防管理者に対して、排水調整すべき旨の要請を行う。また、その内容を県水防本部長及び地方振興事務所長等に報告する。
- (2) 前号の要請を受けた水防管理者は、すみやかに農業用排水施設等の管理者（以下「排水施設管理者」という。）に対して、排水調整のための協力要請を行う。
- (3) 土木事務所長等は、迫川流域の各水位観測所の水位が排水調整水位に達し、なおも上昇のおそれのある場合は、水防管理者に対して、排水調整すべき旨を指示する。また、その内容を県水防本部長及び地方振興事務所長等に報告する。
- (4) 前号の指示を受けた水防管理者は、すみやかに排水施設管理者に対して、排水施設の運転を停止するよう指示する。
- (5) 前号の指示を受けた排水施設管理者は、排水調整を実施したうえで水防管理者にその内容を報告し、当該報告を受けた水防管理者は、その内容を土木事務所長等に報告する。
- (6) 前号の報告を受けた土木事務所長等は、その内容を県水防本部長及び地方振興事務所長等に報告する。
- (7) 排水調整を必要としなくなったときは、前各号の例にならい、その旨の伝達を行う。
- (8) 緊急事態の発生、又はやむを得ない事情が生じた場合は、排水調整基準によらず、土木事務所長等の判断により排水調整を行うことができる。
- (9) 土木事務所長等及び地方振興事務所長等は、水防管理者及び排水施設管理者に対して、排水調整が円滑に実施されるよう指導を行う。

(雑 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、排水調整の具体的方策に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成8年2月14日から施行する。
- この要綱は、平成8年11月19日から施行する。
- この要綱は、平成10年2月13日から施行する。
- この要綱は、平成13年8月27日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年7月3日から施行する。
- この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年7月6日から施行する。
- この要綱は、平成20年6月24日から施行する。
- この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

別表（第8条関係）

排 水 調 整 基 準

（単位：K P， m）

河川名	地 先 名	量水標NO	排水調整 水 位	警戒水位 (通報水位)	計 画 高水位	計 画 堤防高	現 況 堤防高
迫 川	佐沼 治水基準点	NO. 164 (錦橋)	K. P 9. 00	8. 426 (7. 826)	10. 247	11. 447	11. 90
	若柳	NO. 292	K. P 13. 20	13. 041 (12. 541)	15. 622	16. 822	16. 82
夏 川	小谷地橋	NO. 144	K. P 10. 80	10. 500 (9. 400)	11. 529	12. 187	11. 76
	佐沼	NO. 164 (錦橋)	K. P 9. 00	8. 426 (7. 826)	10. 247	11. 447	11. 90
荒 川	沼口	NO. 52	K. P 8. 00	7. 450 (7. 000)	8. 50	9. 50	9. 00
	佐沼	NO. 164 (錦橋)	K. P 9. 00	8. 426 (7. 826)	10. 247	11. 447	11. 90
旧迫川	大沼	NO. 43	K. P 6. 531	5. 931 (5. 432)	7. 52	8. 72	9. 49

宮 城 県 無 線 局 一 覧 表

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
統 制 局	防災宮城	固定局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
		基地局		
	LASCOM宮城県仙 台スーパーバード 地球	地球局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
本 庁 局	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球一	地球局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V77～ 79, 99	地球局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
	防災宮城 914, 923～926	陸上移動局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
	防災宮城 730～739	陸上移動局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
	防災宮城 991～996	陸上移動局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
中 継 局	防災籠峰山	固定局	防災推進課長	石巻市高木字籠峯山1-6 籠峯山中継所内
		基地局		
	防災青麻山	固定局	防災推進課長	刈田郡蔵王町宮字青麻下山2-46 青麻山中継所内
		基地局		
	防災大盤平	固定局	防災推進課長	石巻市北上町十三浜字立神267 大盤平中継所内
		基地局		
	防災雨塚山	陸上移動局	防災推進課長	白石市小原字雨塚山1-48 雨塚山中継所内
	防災仙台東	固定局	防災推進課長	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1 仙台東中継所内
		基地局		
	防災上品山	固定局	防災推進課長	石巻市三輪田字高森46-2 上品山中継所内
	防災高崎山	固定局	防災推進課長	牡鹿郡女川町大字小乗浜字向53-7 高崎山中継所内
	防災小々汐	固定局	防災推進課長	気仙沼市小々汐89-118 小々汐中継所内
		基地局		
	防災小池ヶ平	固定局	防災推進課長	遠田郡涌谷町下郡字小池ヶ平3-27 小池ヶ平中継所内
		基地局		
	防災三門山	固定局	防災推進課長	亘理郡亘理町逢隈上郡字山入54-3 三門山中継所内
基地局				
防災室根山	固定局	防災推進課長	岩手県一関市千厩町奥玉宇飛ヶ森11-183 室根山中継所内	
防災柳目	固定局	防災推進課長	栗原市一迫柳目字柳目葉ノ木沢69-2 柳目中継所内	
	基地局			
防災支倉	陸上移動局	防災推進課長	柴田郡川崎町大字支倉字殿上山2-35 支倉中継所内	

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
中継局	水防黒森山	固定局	仙台地方ダム総合事務所長	仙台市青葉区芋沢字横向山164 黒森山中継所内
	防災黒森山	固定局	防災推進課長	仙台市青葉区芋沢字横向山164 黒森山中継所内
	防災笹倉山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2 笹倉山中継所内
	防災笹倉山	基地局	防災推進課長	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2 笹倉山中継所内
	防災長谷地	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町原長谷1-37 長谷地中継所内
地方局	防災大河原合庁	固定局	大河原地方振興事務所長	柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V70	地球局	大河原地方振興事務所長	柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎内
	防災仙台合庁	固定局	仙台地方振興事務所長	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V71	地球局	仙台地方振興事務所長	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内
	防災仙台地振水産 漁港部	陸上移動局	仙台地方振興事務所 水産漁港部長	塩釜市新浜町1-9-1 仙台地方振興事務所水産漁港部内
	防災仙台土木	固定局	仙台土木事務所長	仙台市宮城野区幸町4-1-2 仙台土木事務所内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V95	地球局	仙台土木事務所長	仙台市宮城野区幸町4-1-2 仙台土木事務所内
	防災大崎合庁	固定局	北部地方振興事務所長	大崎市古川旭四丁目1-1 大崎合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V72	地球局	北部地方振興事務所長	大崎市古川旭四丁目1-1 大崎合同庁舎内
	防災栗原合同庁舎	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所長	栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V73	地球局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所長	栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎内
	防災栗駒	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉玉山1 北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所内
	水防栗駒	基地局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉玉山1 北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所内
	防災登米合同庁舎	固定局 基地局	東部地方振興事務所 登米地域事務所長	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V74	地球局	東部地方振興事務所 登米地域事務所長	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎内
	防災石巻合同庁舎	固定局	東部地方振興事務所長	石巻市蛇田字新沼田12番地4街区1画地 石巻合同庁舎内
	防災気仙沼合庁	固定局	気仙沼地方振興事務所長	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎内
	宮城防災航空隊	固定局 基地局	防災ヘリコプター 管理事務所長	岩沼市空港西1丁目15番地 防災ヘリコプター管理事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
地方局	防災仙台塩釜港湾	陸上移動局	仙台塩釜港湾事務所長	仙台市宮城野区港3-1-3 仙台塩釜港湾事務所内
	防災石巻港湾	陸上移動局	石巻港湾事務所長	石巻市中島町17-2 石巻港湾事務所内
	防災中南部下水	陸上移動局	中南部下水道事務所長	多賀城市大代6-4-1 中南部下水道事務所内
	防災県南浄化センター	陸上移動局	中南部下水道事務所長	岩沼市下野郷字赤江川1-3 中南部下水道事務所 県南浄化センター内
	防災東部下水	陸上移動局	東部下水道事務所長	石巻市蛇田字新ベ切5-2 東部下水道事務所内
	防災仙台ダム総合	固定局	仙台地方ダム総合事務所長	仙台市泉区将監10-37-4 仙台地方ダム総合事務所内
	防災樽水	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字長畑72 仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所内
	防災大倉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字高畑34-12 仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所内
	防災七北田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字蒜但木向1-83 仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所内
	防災南川	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字恵田西63-4 仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所内
	防災宮床	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉195-21 仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所内
	防災惣の関	陸上移動局	仙台地方ダム総合事務所 惣の関ダム管理事務所長	宮城県利府町森郷字名古曾87-6 仙台地方ダム総合事務所 惣の関ダム管理事務所内
	防災大崎ダム総合	固定局	大崎地方ダム総合事務所長	加美郡加美町城生字前田20 大崎地方ダム総合事務所内
	水防宮城414	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所長	加美郡加美町城生字前田20 大崎地方ダム総合事務所内
	防災漆沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森1-17 大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所内
	水防長谷地	基地局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町原長谷1-37 長谷地中継所内
	水防宮城 641, 642, 261～263	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森1-17 大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所内
	防災化女沼	固定局	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所長	大崎市古川小野字遠沢2-2 大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所内
	水防宮城415	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所長	大崎市古川小野字遠沢2-2 大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V98	地球局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川45 大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所内
局	水防上大沢ダム 101～103	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川45 大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所内
	防災花山	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内
	水防花山	基地局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
地方局	水防宮城661, 662 271～273	陸上移動局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内
	防災荒砥沢	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢57 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	水防荒砥沢ダム 10, 11	陸上移動局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢57 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	防災小田	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字川台53-12 栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所内
	水防小田ダム 10, 11	陸上移動局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字川台53-12 栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所内
観測局・警報局	水防大倉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字高畑34-12 仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所内
	水防白髪	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字横川岳国有林 白髪雨量観測所内
	水防十里平	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字横川岳23地内 十里平雨量観測所内
	水防定義	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字定義地内 定義水位観測所内
	水防白沢	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字赤生木地内 白沢水位観測所内
	水防下倉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字堰下12-9 下倉警報所内
	水防大原	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字大原新田29-2 大原警報所内
	水防倉内	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字遠の原31-4 倉内警報所内
	水防鳴合	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字松原27-5 鳴合警報所内
	水防愛子	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字北原60-8 愛子警報所内
	水防滝ノ瀬	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区芋沢字滝ノ瀬15-2 滝ノ瀬警報所内
	水防郷六	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区郷六字岩下7-1の内 郷六水位観測警報所内
	水防折立	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区郷六字滝沢1-1 折立警報所内
	水防放山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区八幡7-41-30 放山警報所内
	水防三居沢	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区荒巻字三居沢8-2 三居沢警報所内
	水防澱	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区角五郎1-114地内 澱警報所内
	水防仲の瀬	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区桜ヶ岡公園3外区内 仲の瀬警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防霊屋	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区霊屋下104-2地先 霊屋警報所内
	水防愛宕	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市太白区越路21-22の内 愛宕警報所内
	水防宮沢	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市太白区根岸町303-1の内 宮沢警報所内
	水防松原	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市若林区若林4-4-3 松原警報所内
	水防三橋	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市若林区沖野字河原65-1の内 三橋警報所内
	水防日辺	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市若林区日辺字宅地152-2 日辺警報所内
	水防落合	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市太白区四郎丸字落合60-1 落合警報所内
	水防黒森山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区芋沢字横向山164 黒森山中継所内
	水防大崎	固定局	大崎地方ダム総合事務所長	加美郡加美町城生字前田20 大崎地方ダム総合事務所内
	水防漆沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森1-17 大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所内
	水防宇津野	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢長坂1-1 宇津野警報所内
	水防門沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字門沢宿18-3 門沢水位観測警報所内
	水防三本松	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町芋沢柳沢9-3 三本松警報所内
	水防上野目	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字芋沢岩城11-3 上野目警報所内
	水防味ヶ袋	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字明神下1 味ヶ袋警報所内
	水防原町	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字大宮地内 原町警報所内
	水防城内	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字南小路12-2 城内警報所内
	水防下町	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字寺西7-21 下町警報所内
	水防月崎	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字神山西地内 月崎警報所内
	水防下野目	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字下野目前田上地内 下野目警報所内
局	水防藤沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字前田下地内 藤沢警報所内
	水防上河原	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字一本柳68-3 上河原警報所内
	水防並柳	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字並柳地内 並柳警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防四日市場	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町四日市場字宿前75-3 四日市場警報所内
	水防下新田	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町下新田字伊達塚26-1 下新田警報所内
	水防小泉	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町小泉字中島西23-2 小泉水位観測所内
	水防野田橋	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	大崎市松山字千石阿弥陀地内 野田橋水位観測所内
	水防朝日	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町鹿原岳山1-1(37林班) 朝日雨量観測所内
	水防辻倉	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町鹿原岳山1-1(33林班) 辻倉雨量観測所内
	水防唐府	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢高畑1-21 唐府雨量水位観測所内
	水防長谷地	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町原長谷1-37 長谷地中継所内
	水防大水門	固定局	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所長	大崎市田尻中目字下田14-5 大水門水位観測局内
	水防上大沢ダム	固定局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川45-2 大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所内
	水防田沢川	固定局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉上大沢34-6 田沢川水位観測局内
	水防橋元	固定局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉地先 橋元水位観測局内
	水防七北田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字蒜但木向1-83 仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所内
	水防小角	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区実沢字新坂沢3 小角雨量水位観測所内
	水防市名坂	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区八乙女中央3-15 市名坂水位観測所内
	水防岩切	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市宮城野区岩切字三所北地内 岩切水位観測所内
	水防芳の平	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字嶽山5-1 芳の平雨量観測所内
	水防蒜但木	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字蒜但木向1-5 蒜但木警報所内
	水防杉崎	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字下蒜1-5 杉崎警報所内
	水防平場	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字平場27 平場警報所内
	水防高梨	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字高梨11-1 高梨警報所内
	水防川崎	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字北泉31-2 川崎水位観測所内
	水防南川	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字悪田西63-4 仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防担の原	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字高山28-5 担の原雨量観測所内
	水防八合田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字麓北16-2 八合田水位観測所内
	水防落合	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町鶴巣字砂金沢 落合水位観測所内
	水防釜房	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字釜房北28-5 釜房警報所内
	水防玉ヶ池西	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字宝ヶ池西32-20 玉ヶ池西警報所内
	水防玉ヶ池東	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字宝ヶ池東13-6 玉ヶ池東警報所内
	水防一本杉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字一本杉15-2 一本杉警報所内
	水防笹倉山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2 笹倉山中継所内
	水防宮城 901～904, 311～338	陸上移動局	原子力センター所長	牡鹿郡女川町女川浜字伊勢12-7 原子力センター内
	水防宮床	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉195-21 仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所内
	水防九ノ森	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	仙台市泉区朴沢字九ノ森2-2 九ノ森雨量観測所内
	水防一ノ関	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町字山田下22-2 一ノ関水位観測所内
	水防摺萩	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字妖女鬼沢8-11 摺萩警報所内
	水防中野	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字長倉13-2 中野警報所内
	水防花山	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内
	水防温湯	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢岳山国有林 37ハ林小班 温湯雨量観測所内
	水防山内	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字水無地内 山内水位観測所内
	水防若柳	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市若柳字川北堤下 若柳水位観測所内
	水防滝野	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字川口鍛冶屋12-5 滝野警報所内
	水防川口	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字嶋舩北川原14 川口警報所内
	水防嶋舩	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字嶋舩川面前7-5 嶋舩警報所内
	水防上川原	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字真坂上川原55-1 上川原警報所内
	水防広川原	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字真坂館下24-1 広川原警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防曽根	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字柳の目曽根地内 曽根警報所内
	水防千刈畑	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字柳の目一ノ坪90-2 千刈畑警報所内
	水防左足	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市築館字左足下45 左足警報所内
	水防留場	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市築館字留場遠ノ木地内 留場水位観測所内
	水防湯浜	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字須金岳国有林 119イ林小班 湯浜雨量観測所内
	水防荒砥沢	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	水防荒砥沢ダム	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	水防荒砥沢前	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字山下78
	水防上向	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字上向34-1
	水防余手焼	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字余手焼4
	水防別当	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字別当下7
	水防深山岳	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒字深山岳1-1
	水防樽水	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字長畑72 仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所内
	水防中薬師	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字中薬師 中薬師観測所内
	水防上増田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市飯野坂字鹿島田63 上増田警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局	水防川上	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字八反57 川上警報所内
	水防元中田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館吉田字中在家82 元中田警報所内
	水防手倉田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市手倉田字堰根469 手倉田警報所内
	水防耕谷	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市下増田字田吾作165 耕谷警報所内
	水防寺野	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市杉ヶ袋字寺野6 寺野警報所内
	水防栗駒	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉玉山1 北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所内
	水防耕英	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉栗駒463-3 耕英雨量積雪観測所内
	水防洞万	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉西沼ヶ森17 洞万水位観測所内
	水防滝ノ原	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉量石42-2 滝ノ原警報所内
	水防佐野	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉畑中26-3 佐野警報所内
	水防貴船	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉馬場50-3 貴船警報所内
	水防大町	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒松倉新大町81 大町警報所内
	水防上河原	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒中野上河原39 上河原警報所内
	水防前田	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒松倉前田48 前田雨量観測警報所内
	水防中野	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒中野要害前36 中野警報所内
	水防諏訪	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒猿飛来諏訪72-1 諏訪警報所内
	水防新山	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市若柳字川南上堤179-3 新山警報所内
	水防鳴屋敷	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市金成大原木鳴屋敷34-92
	水防小田ダム	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字川台53-12 栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防大平	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市花山字草木沢大平30-1 大平雨量水位観測局内
	水防御崎	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字新三嶋142 御崎水位観測局内
	水防川台	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎川台38-1 川台警報局内
	水防小僧	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎下大土2-6 小僧警報局内
	水防大栗	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎大栗38-1 大栗警報局内
	水防佐野原	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎切瀬7-2 佐野原警報局内
	水防上久保	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎梶屋敷4-1 上久保警報局内
	水防小田一本杉	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎一本杉721-5 一本杉警報局内
	水防長崎	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎一本杉61-3 長崎警報局内
	水防高橋上	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎中島274地先 高橋上警報局内
	水防坂下西	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎山崎2-2地先 坂下西警報局内
	防災東北電力宮城	固定局	防災推進課長	仙台市青葉区中央4-6-1
	防災多賀城自衛隊	固定局	多賀城駐屯地司令	多賀城市丸山2-1-1
	防災船岡自衛隊	固定局	船岡駐屯地業務隊長	柴田郡柴田町船岡字大沼端1-1
	防災第二管区海保	固定局	第二管区海上保安本部長	塩竈市貞山通3-4-1
	防災宮城県医師会	固定局	社団法人宮城県 医師会会長	仙台市青葉区大手町1-5
	防災N T T 宮城	固定局	東日本電信電話株式会社	仙台市若林区五橋3-2-1
	防災仙台气象台	固定局	仙台管区气象台長	仙台市宮城野区五輪1-3-15
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード可 搬地球(N)	地球局	陸上自衛隊仙台駐屯地 防衛課長	仙台市宮城野区南目館1-1
	防災仙台市	陸上移動局	市町村長の指名する者	仙台市青葉区国分町3-7-1
局	防災七ヶ宿	陸上移動局	市町村長の指名する者	刈田郡七ヶ宿町字関126 七ヶ宿町役場構内
	防災角田	陸上移動局	市町村長の指名する者	角田市角田字大坊41 角田市役所構内
	防災村田	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡村田町大字村田字迫6 村田町役場構内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	防災川崎	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場構内
	防災丸森	陸上移動局	市町村長の指名する者	伊具郡丸森町字鳥屋120 丸森町役場構内
	防災白石市	陸上移動局	市町村長の指名する者	白石市大手町1-1 白石市役所構内
	防災柴田	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 柴田町役場構内
	防災蔵王	陸上移動局	市町村長の指名する者	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10 蔵王町役場構内
	防災大河原町	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡大河原町字新南19 大河原町役場構内
	防災名取	陸上移動局	市町村長の指名する者	名取市増田字柳田80 名取市役所構内
市町村等局	防災亘理	陸上移動局	市町村長の指名する者	亘理郡亘理町字下小路7-4 亘理町役場構内
	防災岩沼	陸上移動局	市町村長の指名する者	岩沼市桜1-6-20 岩沼市役所構内
	防災山元	陸上移動局	市町村長の指名する者	亘理郡山元町浅生原字作田山32 山元町役場構内
	防災大和	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡大和町吉岡字町裏16 大和町役場構内
	防災大郷	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8 大郷町役場構内
	防災富谷	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡富谷町富谷字坂松田30 富谷町役場構内
	防災大衡	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡大衡村大衡字平林62 大衡村役場構内
	防災多賀城	陸上移動局	市町村長の指名する者	多賀城市中央2-1-1 多賀城市役所構内
	防災塩釜市	陸上移動局	市町村長の指名する者	塩竈市旭町1-1 塩竈市役所構内
	防災松島	陸上移動局	市町村長の指名する者	宮城郡松島町高城字町10 松島町役場構内
	防災七ヶ浜	陸上移動局	市町村長の指名する者	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 七ヶ浜町役場構内
	防災利府	陸上移動局	市町村長の指名する者	宮城郡利府町利府字新並松4 利府町役場構内
	防災大崎市	陸上移動局	市町村長の指名する者	大崎市古川七日町1-1 大崎市役所構内
	防災加美町	陸上移動局	市町村長の指名する者	加美郡加美町字西田三番5 加美町役場構内
	防災涌谷	陸上移動局	市町村長の指名する者	遠田郡涌谷町字新町裏153-2 涌谷町役場構内
	防災美里	陸上移動局	市町村長の指名する者	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町役場構内
	防災色麻	陸上移動局	市町村長の指名する者	加美郡色麻町四竈字北谷地41 色麻町役場構内

河川・海岸別 水防警報・洪水特別警戒水位 到達情報の出し方

1	阿武隈川（国管理区間）	323
2	白石川（国管理区間）	323
3	白石川（県管理区間）	325
4	斎川（県管理区間）	327
5	荒川（県管理区間）	329
6	小田川（県管理区間）	331
7	雉子尾川（県管理区間）	333
8	内川（県管理区間）	335
9	坂元川（県管理）	337
10	増田川（県管理区間）	339
11	川内沢川（県管理区間）	341
12	川内沢川放水路（県管理区間）	341
13	名取川（国管理区間）	343
14	広瀬川（国管理区間）	343
15	策川（国管理区間）	343
16	広瀬川（県管理区間）	345
17	旧策川（県管理区間）	347
18	七北田川（県管理赤生津大橋上流）	349
19	七北田川（県管理赤生津大橋下流）	351
20	梅田川（県管理）	353
21	砂押川（県管理）	355
22	高城川（県管理）	357
23	鶴田川（県管理）	359
24	鳴瀬川（国管理区間）	361
25	多田川（国管理区間）	361
26	鞍坪川（国管理区間）	361
27	鳴瀬川（県管理区間）	363
28	多田川（県管理区間）	365
29	名蓋川（県管理区間）	367
30	渋井川（県管理区間）	369
31	吉田川（県管理区間）	371
32	吉田川（国管理区間）	373
33	竹林川（国管理区間）	373
34	善川（国管理区間）	375
35	北上川（国管理区間）	377
36	二股川（国管理区間）	377
37	二股川（県管理区間）	379
38	旧北上川（国管理区間）	381
39	江合川（国管理区間）	383
40	新江合川（国管理区間）	383

41	江 合 川 (県管理区間)	385
42	迫川上流 (県管理区間)	387
43	三 迫 川 (県管理区間)	387
44	迫川下流 (県管理区間)	389
45	夏 川 (県管理区間)	389
46	小山田川 (県管理区間東北本線上流)	391
47	旧 迫 川 (県管理区間)	393
48	小山田川下流 (県管理区間東北本線下流)	393
49	瀬 峰 川 (県管理区間)	393
50	萱 刈 川 (県管理区間)	393
51	大水門川 (県管理区間)	393
52	西 川 (県管理区間)	393
53	二 迫 川 (県管理区間)	395
54	田 尻 川 (県管理区間)	397
55	芋 塚 川 (県管理区間)	399
56	出 来 川 (県管理区間石巻線上流)	401
57	出 来 川 (県管理区間石巻線下流)	403
58	大 川 (県管理)	405
59	鹿 折 川 (県管理)	407
60	津 谷 川 (県管理)	409
61	仙台湾南部海岸 (国管理区間)	411

1 阿武隈川(国管理区間)

左岸 丸森町館矢間山田字小原瀬西
右岸 " 字敷文東

海

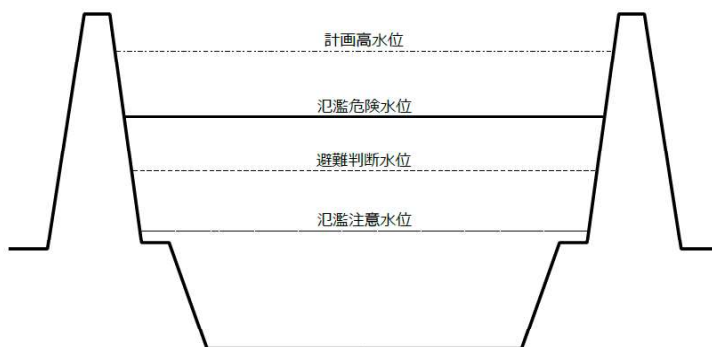
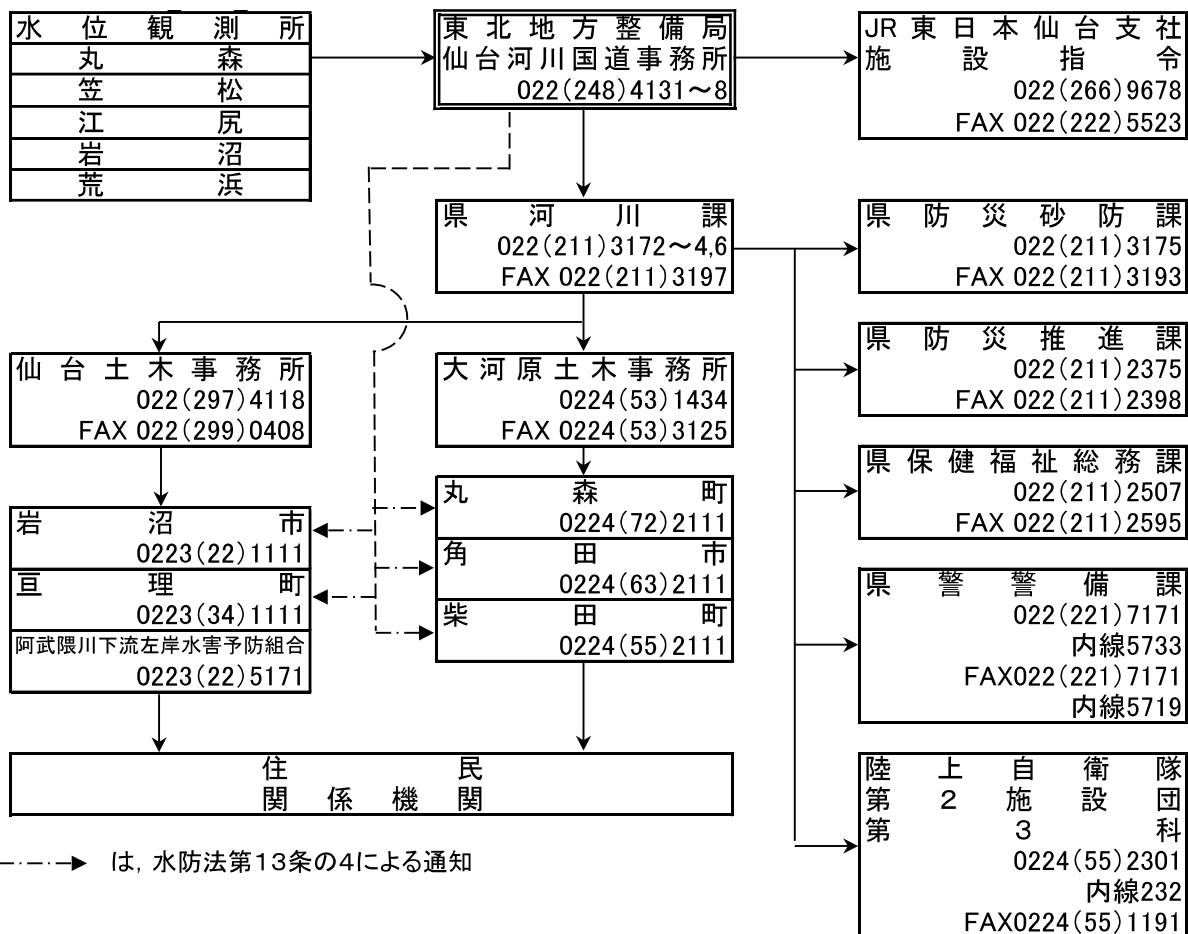
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
丸 森 (仙台河川国道) (事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (18.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (19.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (19.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	丸 森 町 市 角 田 市	丸森鉄道橋 枝 野 橋
笠 松 (")	同上 (13.00m)	同上 (14.50m)	同上 (14.50m)	角 田 市	枝 野 橋 東 根 橋
江 尻 (")	同上 (9.50m)	同上 (10.80m)	同上 (10.80m)	角 柴 岩 亘 田 沼 理 市 町 市 町	東 根 橋 阿 武 隈 橋
岩 沼 (")	同上 (4.00m)	同上 (5.00m)	同上 (5.00m)	岩 沼 市 町	阿 武 隈 橋 亘 理 大 橋
荒 浜 (")	同上 (1.30m)	同上 (1.80m)	同上 (1.80m)	岩 沼 市 町	亘 理 大 橋 河 口

2 白石川(国管理区間)

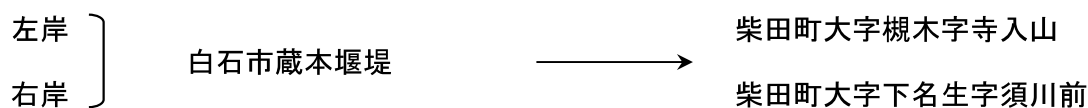
左岸 柴田町大字槻木字寺入山
右岸 " 大字下名生字須川前

阿武隈川合流点

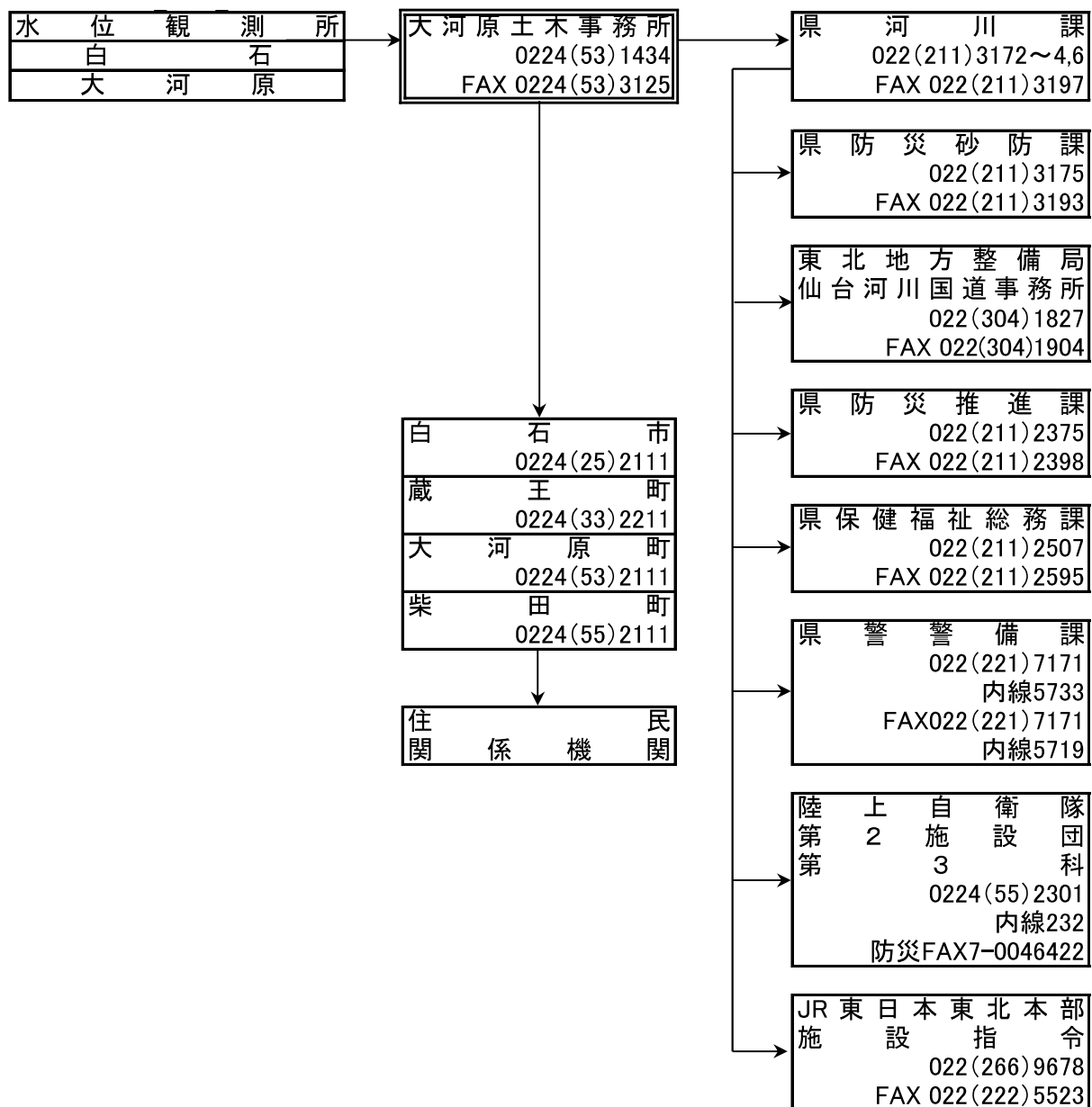
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
江 尻 (仙台河川国道) (事務所)	阿武隈川と 同時発令	同左	同左	角 柴 岩 亘 田 沼 理 市 町 市 町	(左)柴田町 大 字 槻 木 (右)柴田町 大 字 下 名 生 阿 武 隈 川 合 流 点



3 白石川(県管理区間)



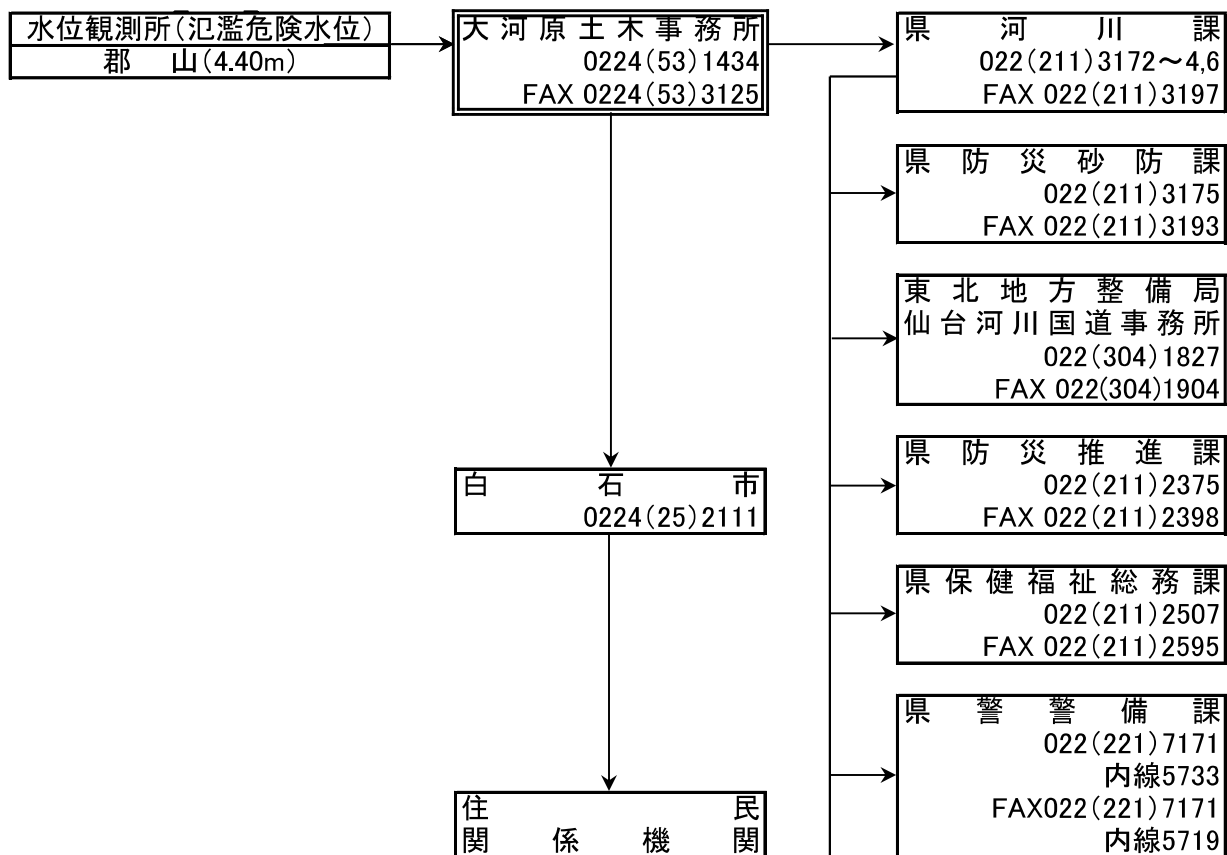
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
白 石 〔七ヶ宿ダム 管 理 所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予測される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	白 石 市 蔵 本 町 大 河 原 町	白石市蔵本 堰堤 北白川橋
大 河 原 〔大 河 原 土 木 事 務 所〕	同上 (14.55m)	同上 (15.20m)	同上 (15.20m)	大 河 原 町 柴 田 町	北白川橋 (左)柴田町 大字槻木 (右)柴田町 大字下名生



4 斎川(県管理区間)



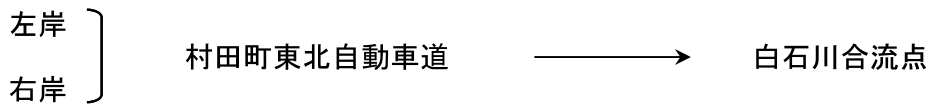
水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
山 原 郡 〔大河原 土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.40m) に達したとき	白 石 市	谷 津 川 合 流 点 白 合 流 点



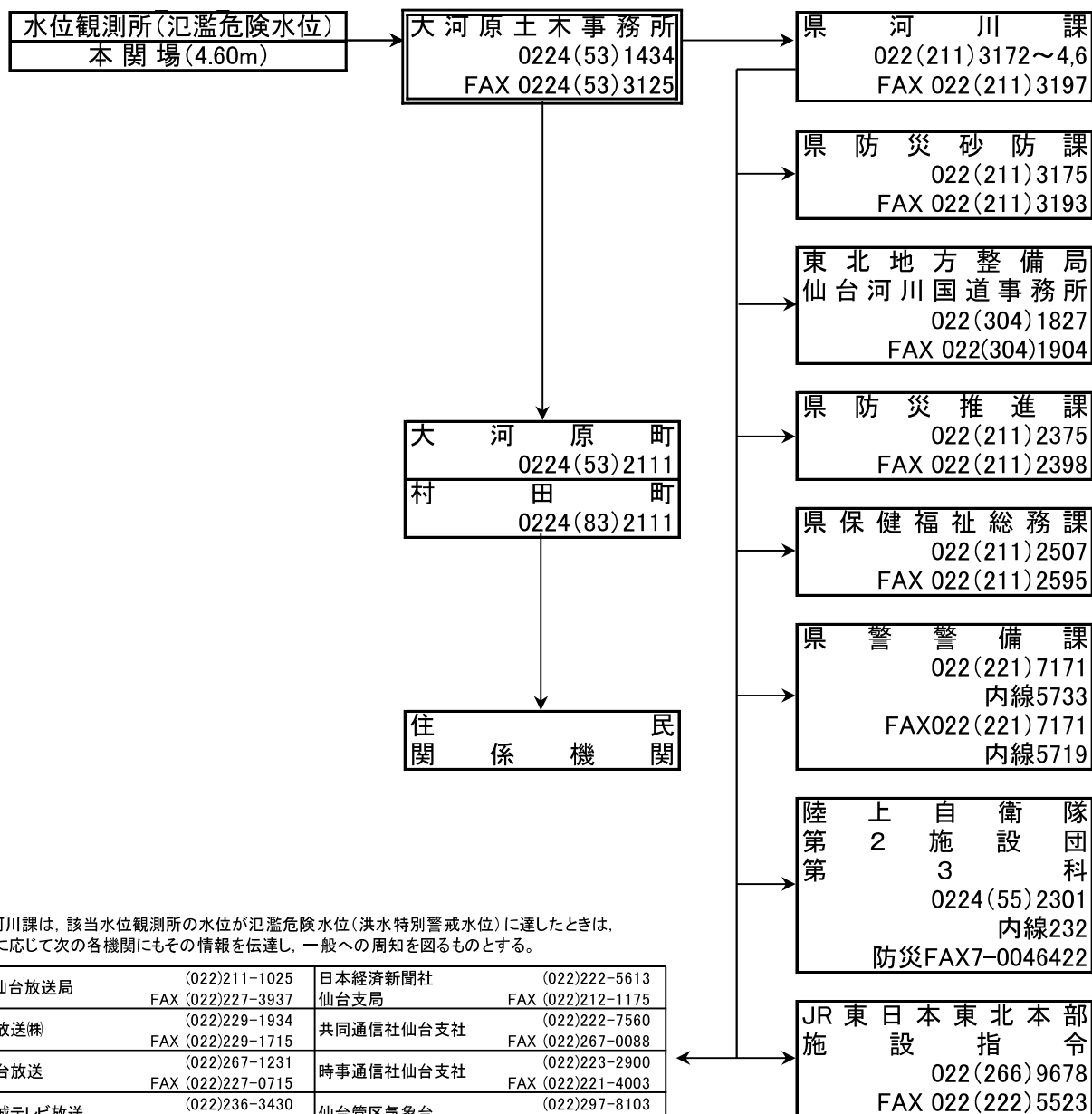
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区気象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

5 荒川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
本 関 場 〔大河原 土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (3.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.60m) に達したとき	村 田 町 大河原町	東 北 自 動 車 道 白 合 石 川 合 流 点



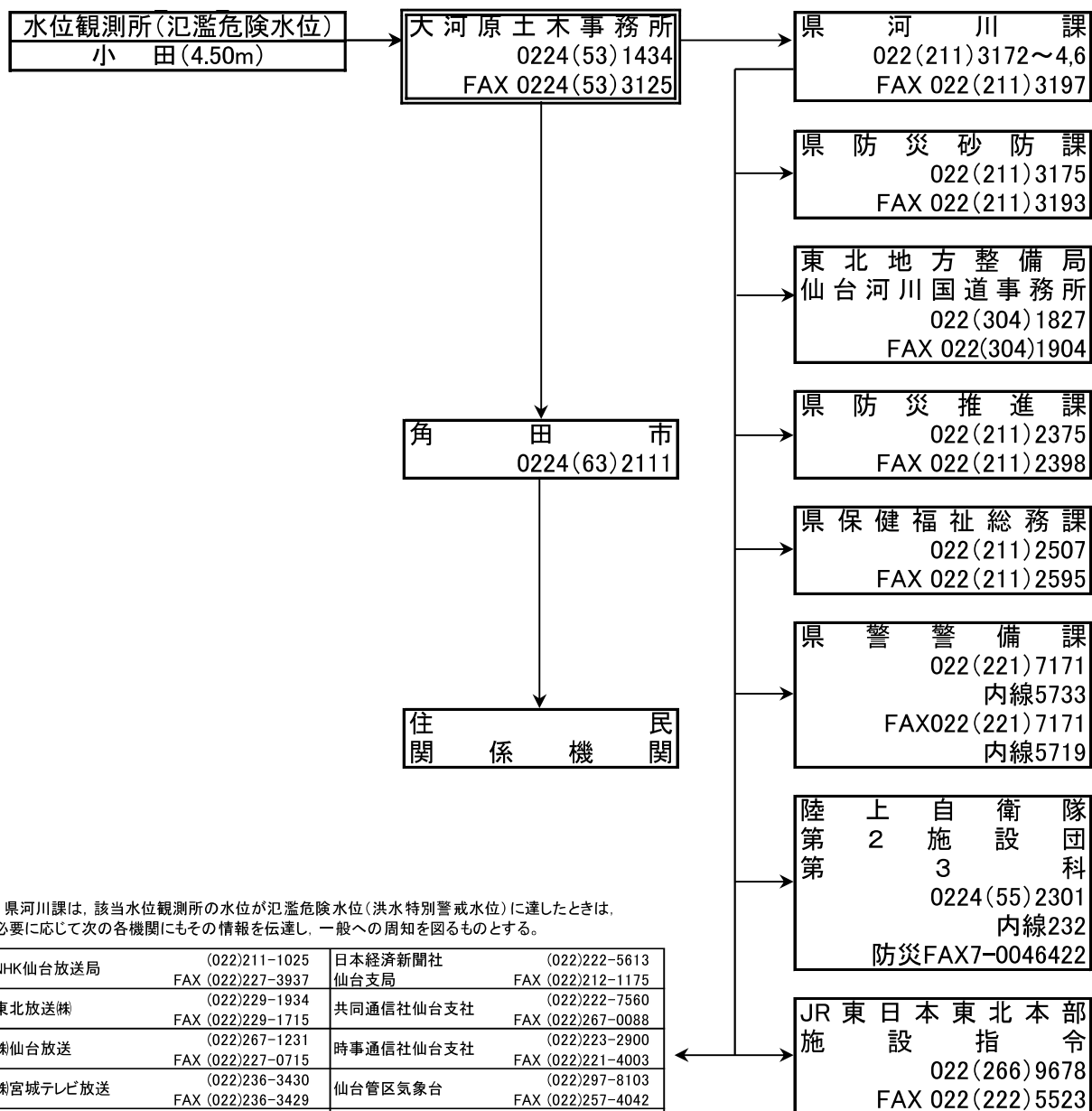
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

6 小田川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
小 田 〔大河原 土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (2.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.30m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.50m) に達したとき	角 田 市	阿武隈急 行 線 阿武隈川 合 流 点



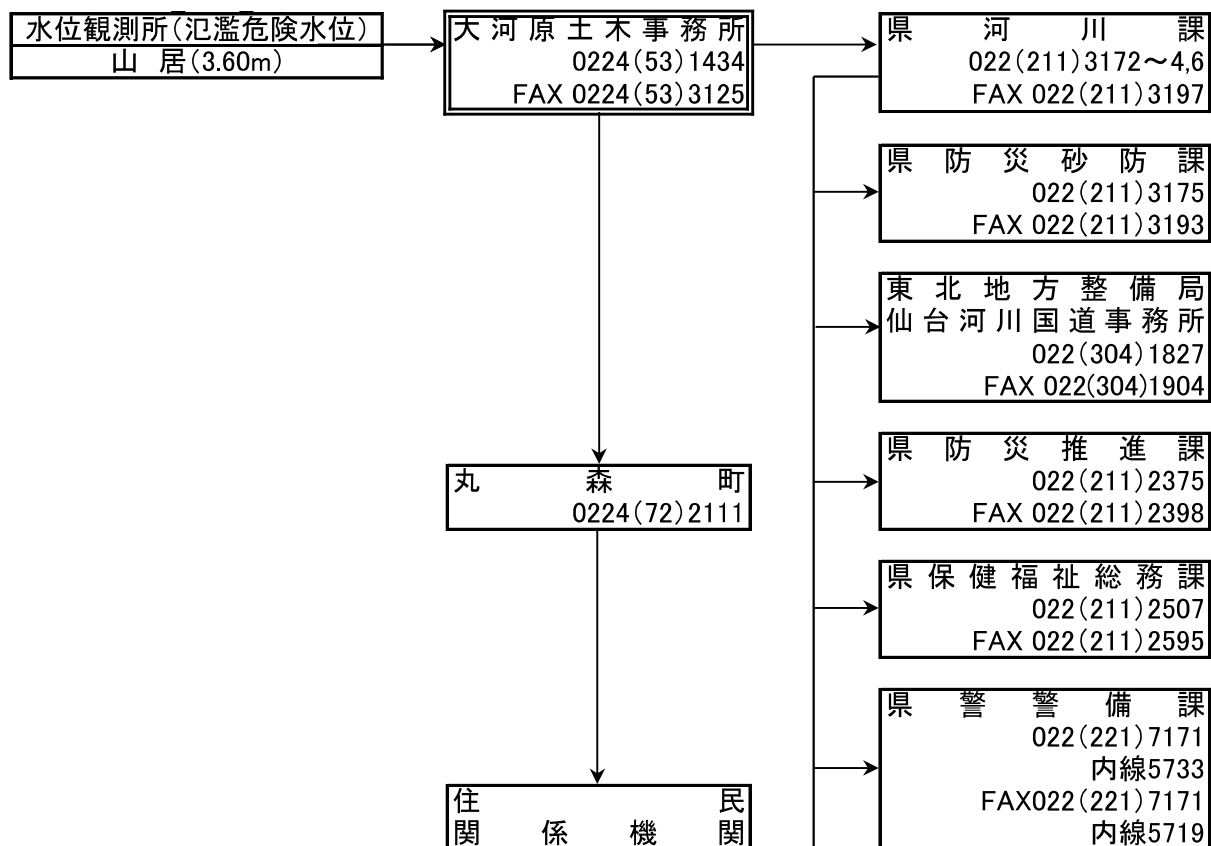
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
榊仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
榊宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
榊東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

7 雉子尾川(県管理区間)

左岸 }
右岸 }

丸森町大内岩城 岩城上橋 → 阿武隈川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
山 居 〔 大 河 原 土 木 事 務 所 〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.60m) に達したとき	丸 森 町	岩城上橋 阿武隈川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

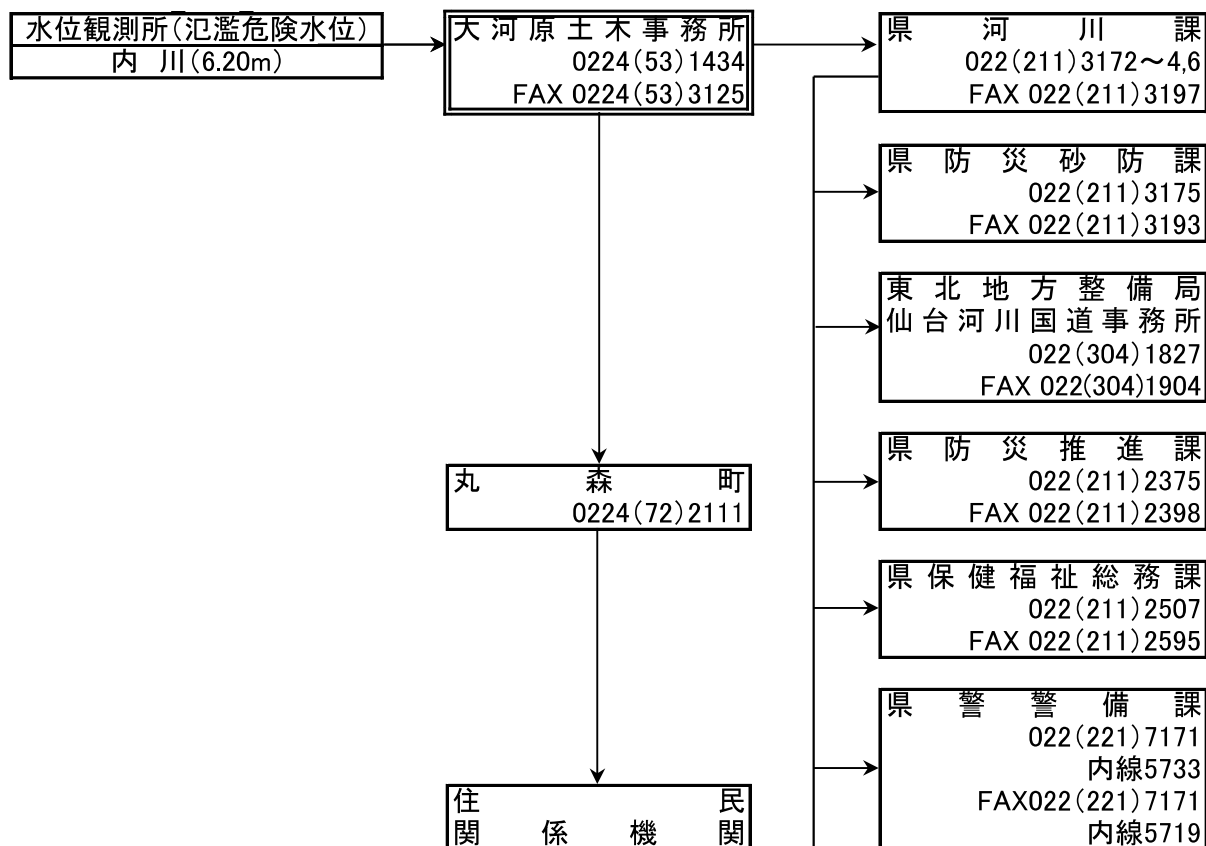
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

8 内川(県管理区間)

左岸 }
右岸 }

丸森町石羽 馬越道大橋 → 阿武隈川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
内 川 〔 大 河 原 土 木 事 務 所 〕	水防団待機 水位(通報水 位) (4.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.10m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (6.20m) に達したとき	丸 森 町	馬 越 道 橋 阿 武 隈 川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

9 坂元川(県管理)

左岸 }
右岸 }

山元町大川橋

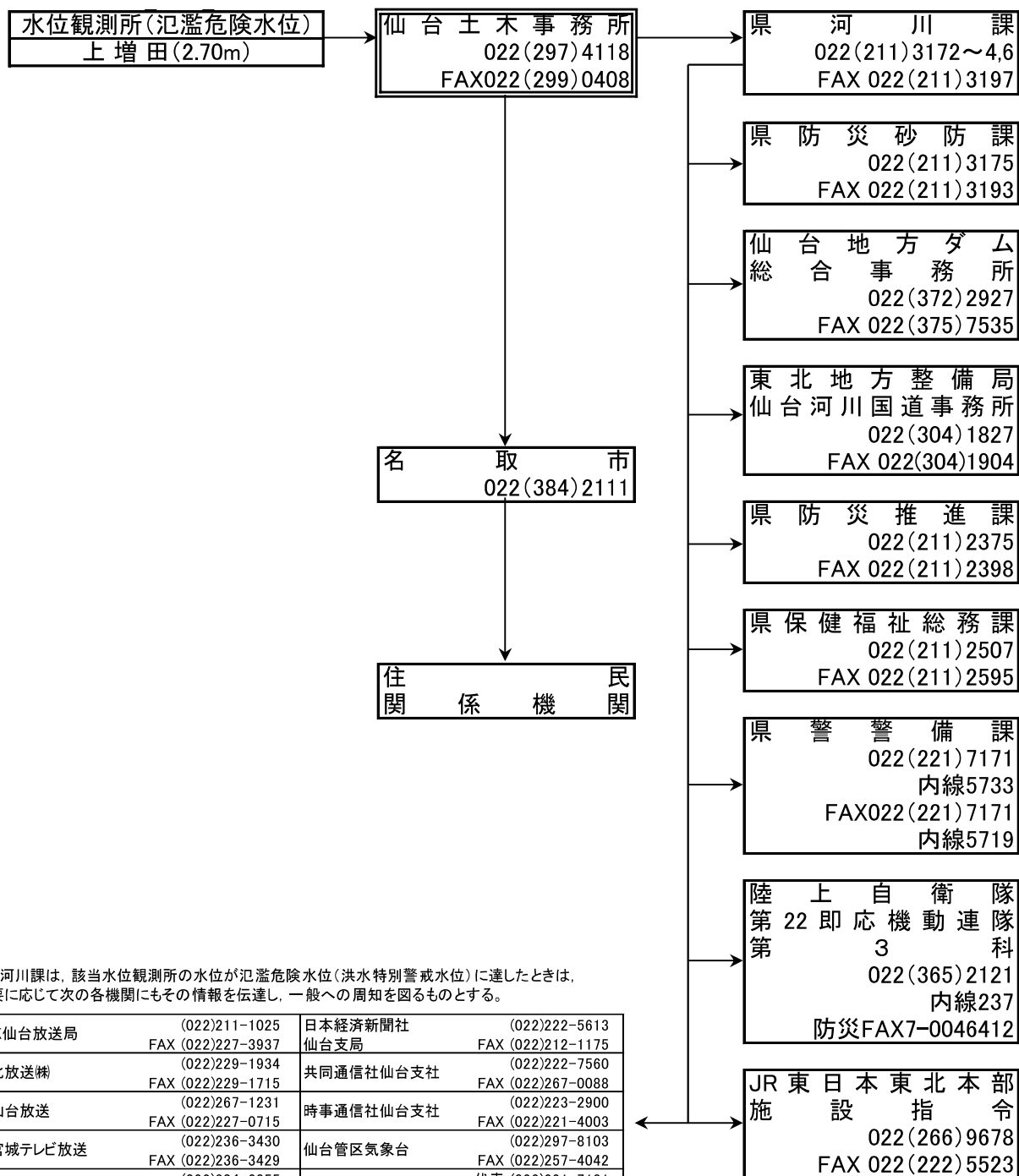
→ 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
道 合 〔仙 台〕 〔土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.10m) に達したとき	山 元 町	大 川 橋 河 口

10 増田川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 上町川合流点 → 海

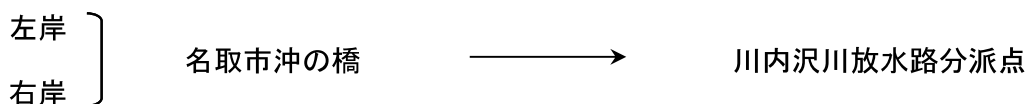
水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
上 増 田 〔仙 台〕 〔土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	名 取 市	上 町 川 合 流 点 河 口



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

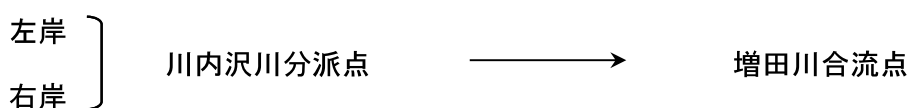
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

11 川内沢川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
館 腰 橋 〔仙 台 土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.10m) に達したとき	名 取 市 岩 沼 市	名 取 市 橋 沖 の 川 内 沢 川 放 水 路 分 派 点

12 川内沢川放水路(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
館 腰 橋 〔仙 台 土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.10m) に達したとき	名 取 市 岩 沼 市	川 内 沢 川 放 水 路 分 派 点 ― 増 田 川 合 流 点

13 名取川(国管理区間)

左岸 仙台市太白区山田(名取川頭首工) }
 右岸 名取市高館熊野堂(") } → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
名 取 橋 (仙台海川国道 事 務 所)	水防団待機 水位(通報水 位) (5.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくな ったとき	仙 台 市	名 取 川 頭 首 工 閑上大橋
閑 上 第 二 (")	同上 (1.50m)	同上 (2.00m)	同上 (2.00m)	仙 台 市	閑上大橋 河 口

14 広瀬川(国管理区間)

左岸 仙台市若林区河原町 (広瀬橋) }
 右岸 仙台市太白区長町字北町(") } → 名取川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
広 瀬 橋 (仙台海川国道) (事 務 所)	水防団待機 水位(通報水 位) (0.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) を下って、水 防作業の必 要がなくな ったとき	仙 台 市	広 瀬 橋 名 取 川 合 流 点

15 笹川(国管理区間)

左岸 仙台市太白区西多賀5丁目 }
 右岸 仙台市太白区富田字八幡東 } → 幹川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
杉 の 下 橋 (仙台海川国道) (事 務 所)	水防団待機 水位(通報水 位) (12.40m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (13.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (13.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくな ったとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (14.20m) に達したとき	仙 台 市	(左)仙台市 太白区西多 賀 5 丁 目 (右)仙台市 太白区富田 字 八 幡 東 幹 川 合 流 点

水位観測所(氾濫危険水位)		
名	取	橋
閑	上	第 二
広	瀬	橋
杉の下橋(14.20m)		

東北地方整備局	
仙台河川国道事務所	
022(248)4131~8	

県防災砂防課	
022(211)3175	
FAX 022(211)3193	

JR東日本仙台支社	
施設指令	
022(266)9678	
* 地下空間管理部局と同一	

仙台地方ダム	
総合事務所	
022(372)2927	
FAX 022(375)7535	

地下空間管理部局	
JR東日本仙台支社	
施設指令	
022(266)9678	
仙台市交通局運転指令区	
022(244)1272	

県河川課	
022(211)3172~4,6	
FAX 022(211)3197	

県防災推進課	
022(211)2375	
FAX 022(211)2398	

県保健福祉総務課	
022(211)2507	
FAX 022(211)2595	

※ ---▶ は、水防法第13条の4による通知

仙台土木事務所	
022(297)4118	
FAX022(299)0408	

県警警備課	
022(221)7171	
内線5733	
FAX022(221)7171	
内線5719	

仙 台 市	
022(234)1111	
名	取
022(384)2111	

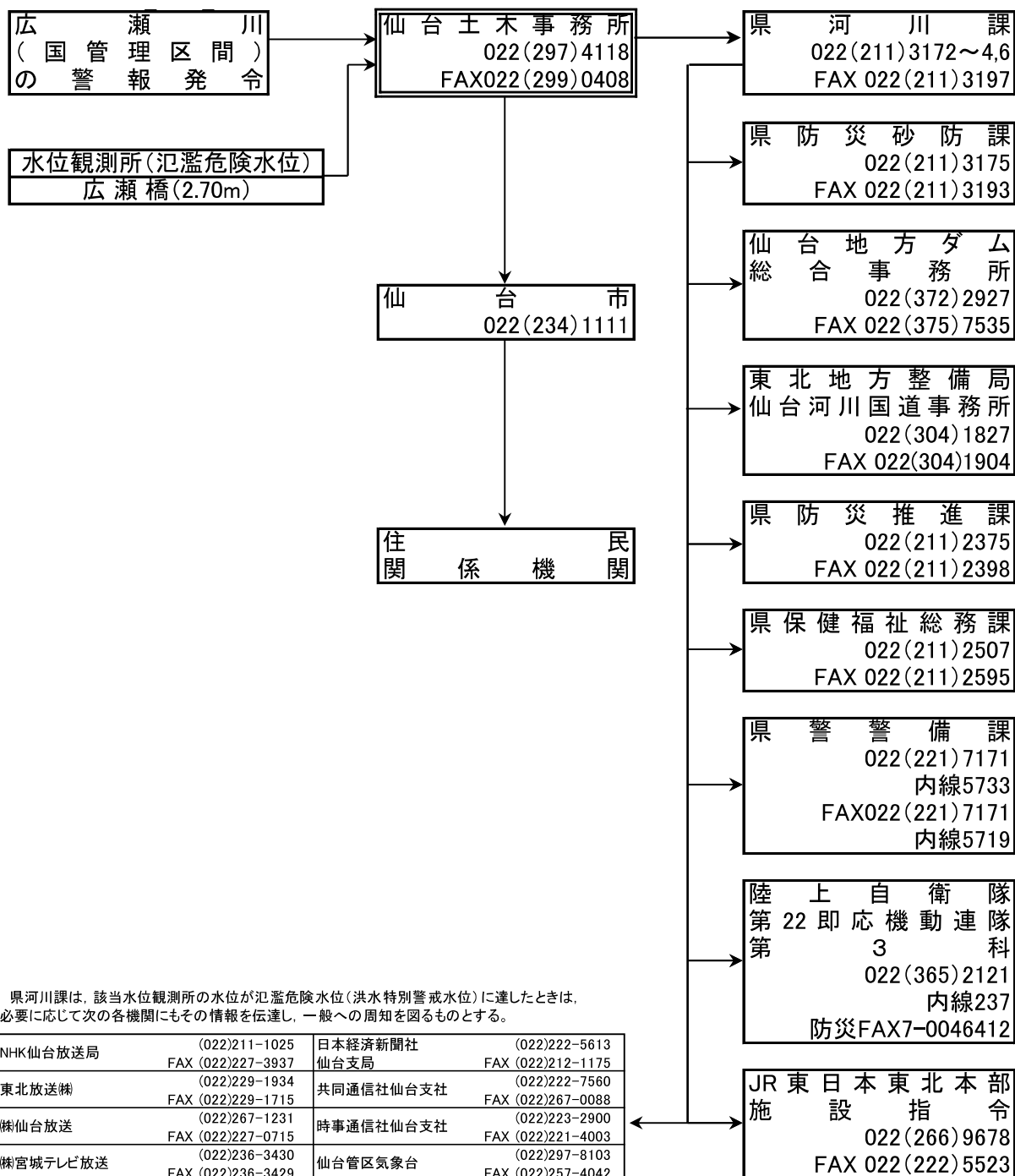
陸上自衛隊	
第22即応機動連隊	
第 3 科	
022(365)2121	
内線237	
FAX022(363)0491	

住	関
関	係
機	関

16 広瀬川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
広 瀬 橋 (仙台河川国道) (事 務 所)	国管理区間 の発令と同 時に出す	同 左	同 左	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	仙 台 市	愛 宕 橋 広 瀬 橋



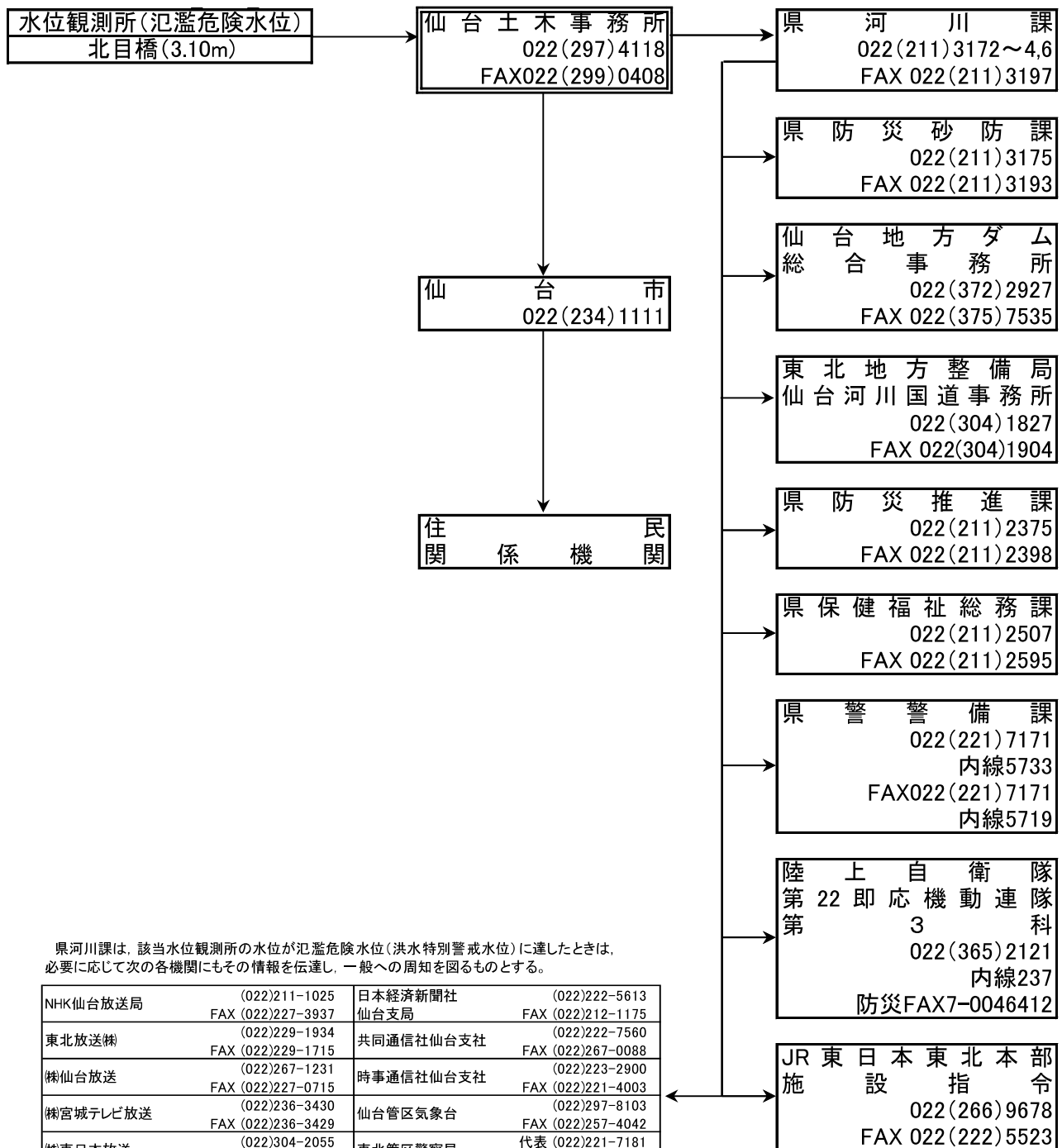
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

17 旧策川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
(北目橋) 仙台土木事務所	水防団待機 水位(通報水 位) (2.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.10m) に達したとき	仙 台 市	策川分派 点 名取川合 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

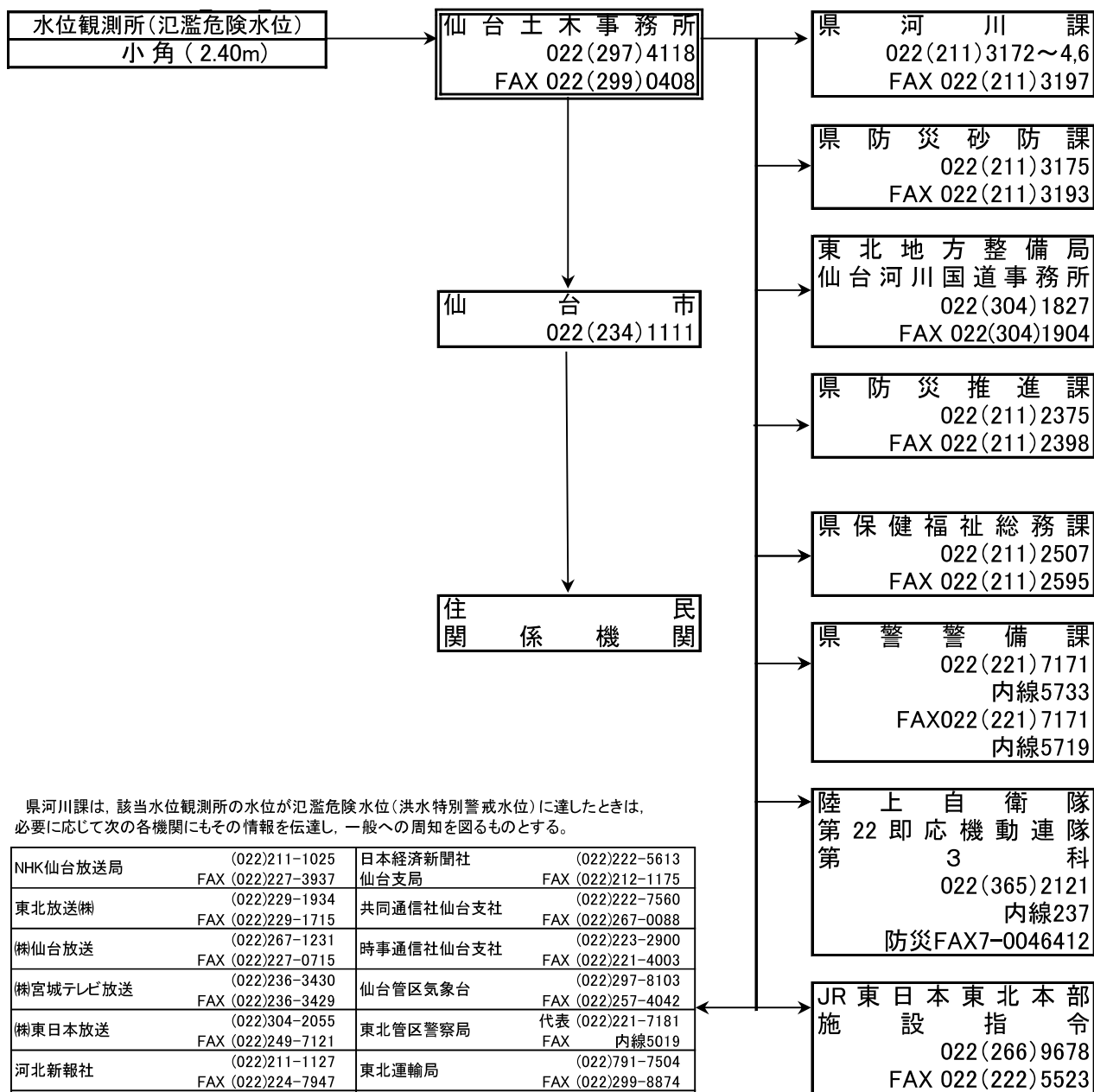
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

18 七北田川(県管理赤生津大橋上流)

左岸 }
右岸 }

仙台市泉区馬橋 —————> 仙台市泉区赤生津大橋

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
小角 (仙台地方ダム 総合事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.65m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.40m) に達したとき	仙 台 市	馬 橋 赤生津大 橋



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

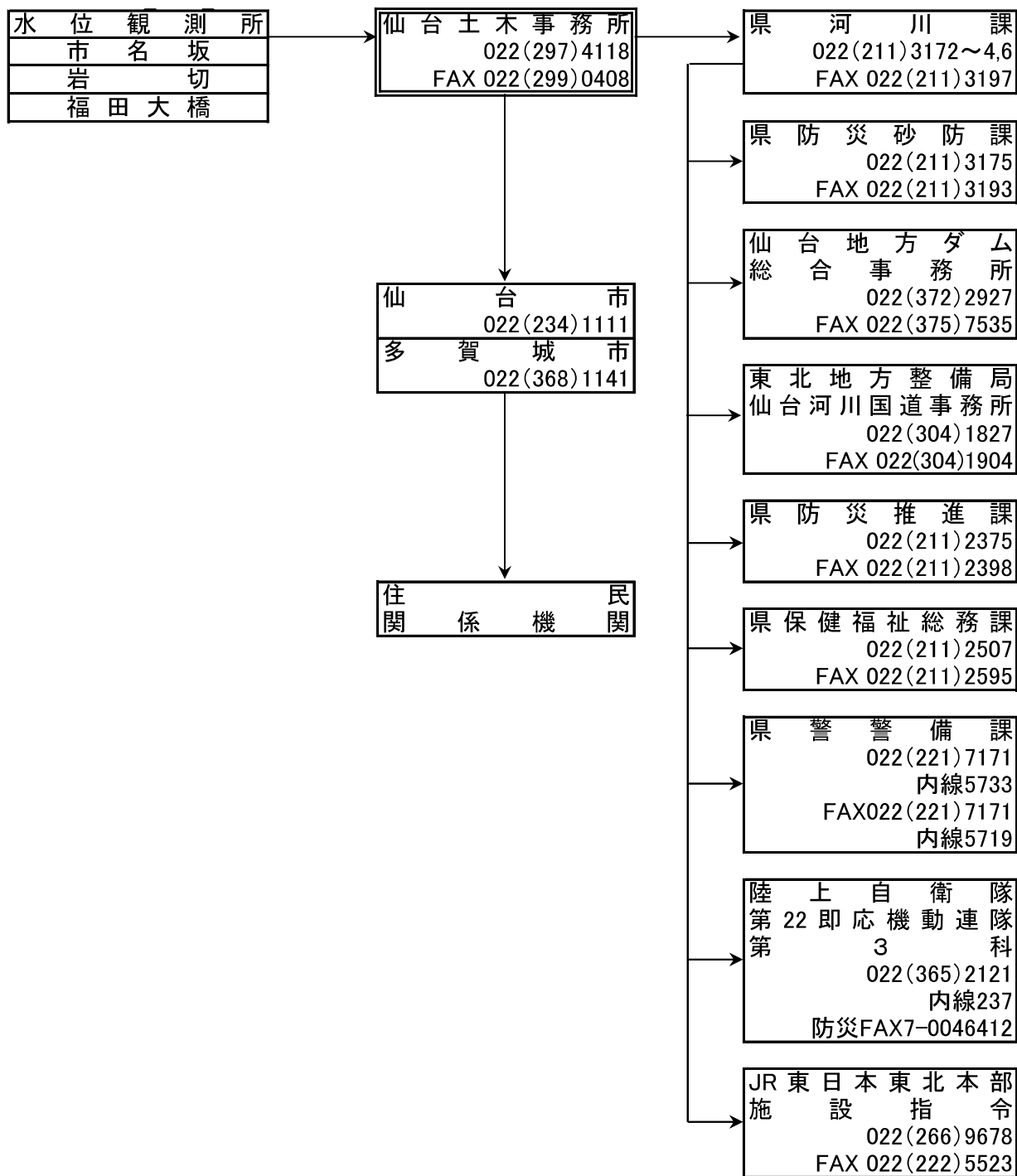
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区気象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248 株式会社宮城事業部
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

19 七北田川(県管理赤生津大橋下流)

左岸 }
右岸 }

仙台市泉区赤生津大橋 → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
市 名 坂 (仙台地方ダム 総合事務所)	市名坂で水 防団待機水 位(通報水 位) (3.35m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	市名坂で氾 濫注意水位 (警戒水位) (4.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	市名坂で氾 濫注意水位 (警戒水位) (4.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	仙 台 市 多 賀 城 市	赤 生 津 大 橋 河 口
岩 切 (仙台地方ダム 総合事務所)				仙 台 市 多 賀 城 市	
福 田 大 橋 (仙台土木事務所)				仙 台 市	

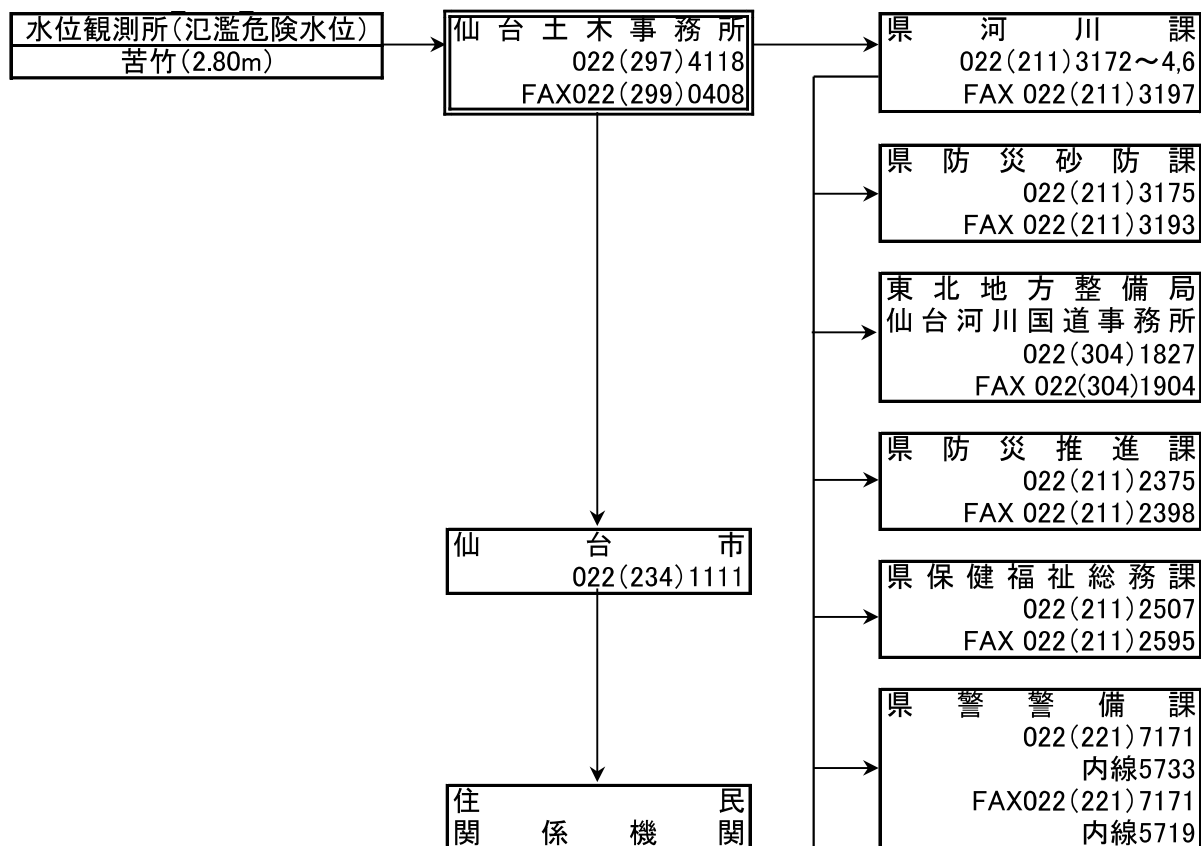


20 梅田川(県管理)

左岸
右岸

仙台市宮城野区原町大田見橋 → 七北田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
苦竹 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.80m) に達したとき	仙 台 市	大田見橋 七北田川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

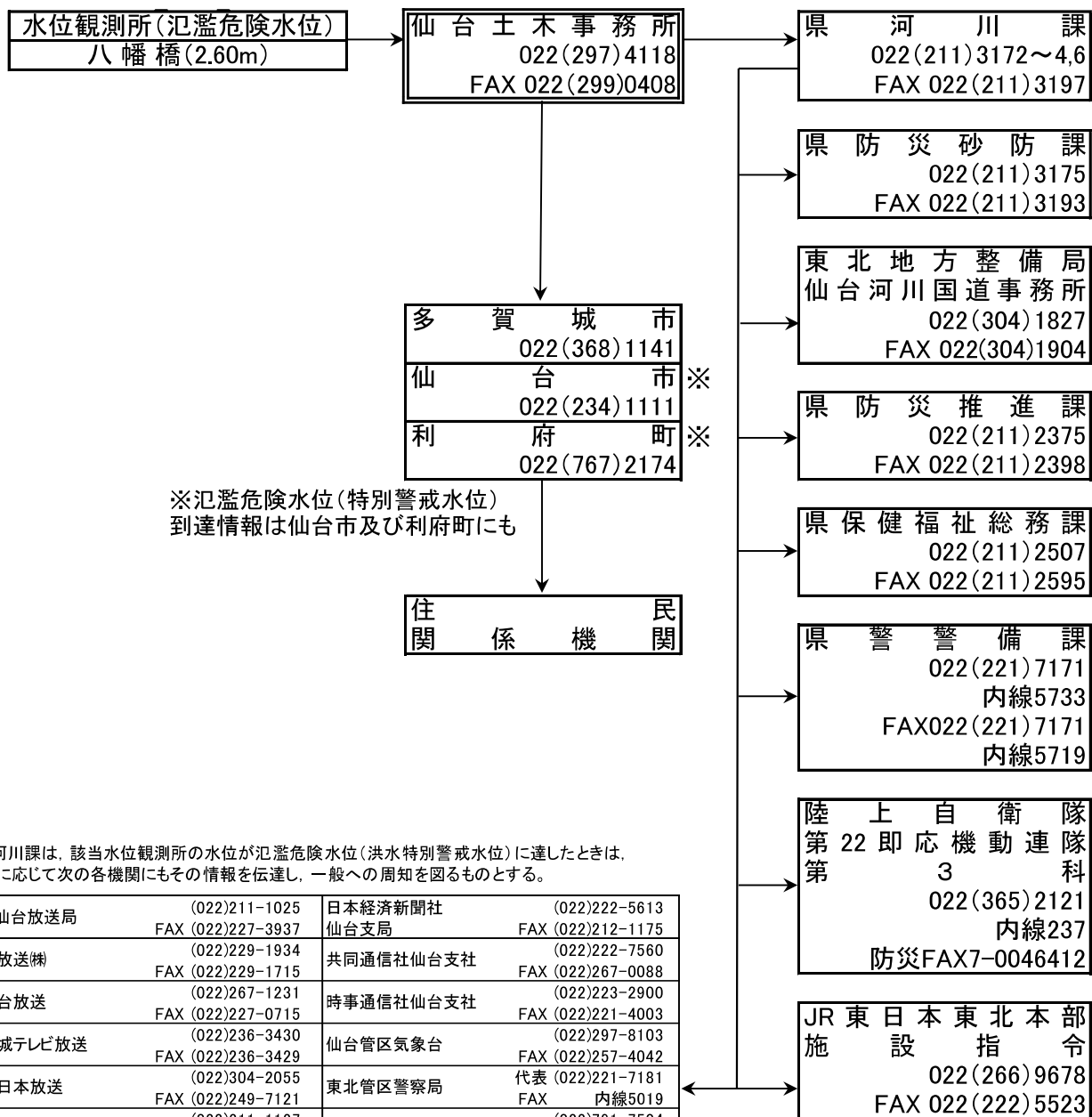
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

21 砂押川(県管理)

左岸 } 多賀城市市川橋 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
八 幡 橋 (仙 台) (土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.40m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.60m) に達したとき	多賀城市 仙台市※ 利府町※	市 川 橋 河 口

※氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達
情報は仙台市及び利府町にも伝達する。



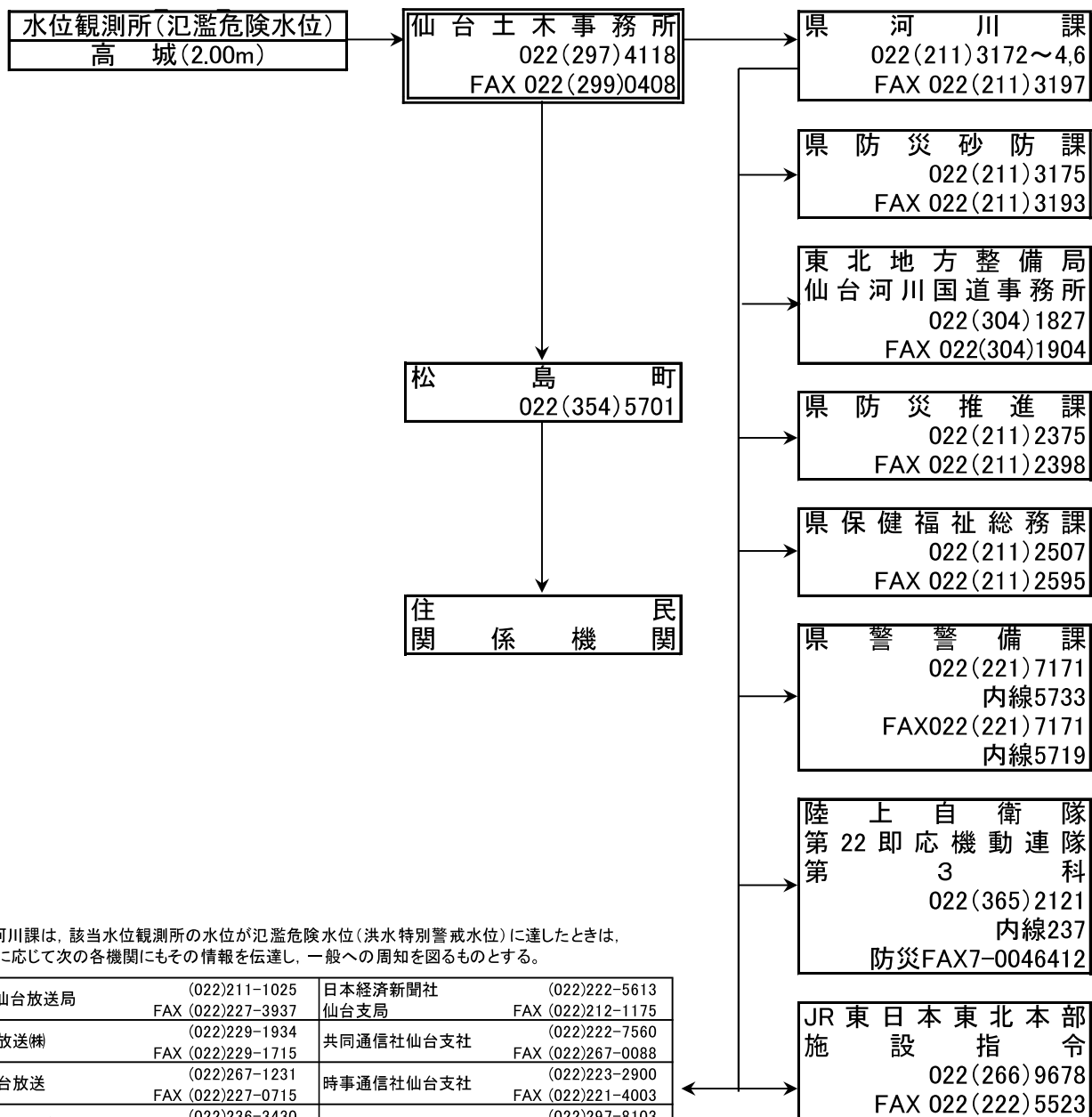
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
榊仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
榊宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
榊東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

22 高城川(県管理)

左岸 }
右岸 } 松島町三陸自動車道 → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
高 城 〔 仙 台 〕 〔 土木事務所 〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.70m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.00m) に達したとき	松 島 町	三 陸 自 動 車 道 ― 河 口



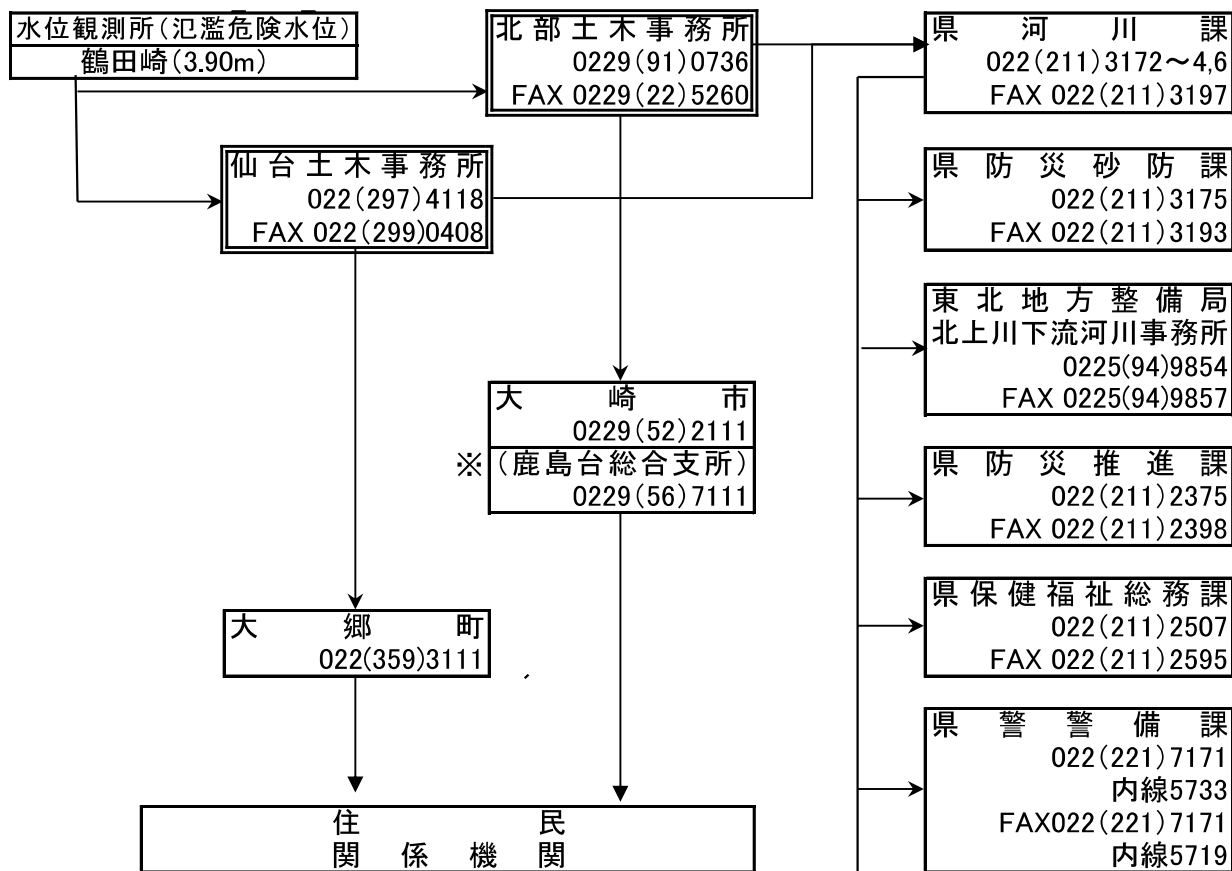
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会	(022)216-4181 東北支局 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	株式会社宮城事業部	FAX (022)223-1443
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211

23 鶴田川(県管理)

左岸 } 黒川郡大郷町宮下橋 —————> 宮城郡松島町幡谷吉田川伏越呑口
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
鶴 田 崎 〔仙 台〕 〔土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.90m) に達したとき	大 崎 市 町 大 郷 町	大 郷 町 橋 宮 下 川 吉 田 川 伏 越 呑 口



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ 鹿島台総合支所に対しては、大崎市から連絡する。

24 鳴瀬川(国管理区間)

左岸 大崎市古川引田字川原

右岸 大崎市三本木齊田字桜館

海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
三 本 木 橋 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (4.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	大 崎 市 (三 本 木) (古 川) (松 山)	(左)大崎市 古川大字 (右)大崎市 三本木齊田 志 田 橋
下 中 ノ 目 (")	同上 (4.00m)	同上 (5.50m)	同上 (5.50m)	大 崎 市 (古 川) (松 山) 美 里 町	志 田 橋 野 田 橋
野 田 橋 (")	同上 (4.00m)	同上 (4.50m)	同上 (4.50m)	大 崎 市 (松 山) (鹿 島 台) 美 里 町 (南 郷) 松 島 町	野 田 橋 (左)美里町 大 橋 (右)松島町 二 子 屋
鹿 島 台 (鳴 (")	同上 (4.50m)	同上 (5.50m)	同上 (5.50m)	美 里 町 (南 郷) 大 崎 市 (鹿 島 台) 松 島 町 東 松 島 市	(左)美里町 大 橋 (右)松島町 二 子 屋 河 口

25 多田川(国管理区間)

左岸 大崎市古川西荒井字東田

右岸 大崎市三本木高柳字横江

鳴瀬川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
三 本 木 橋 (北上川下流 河川事務所)	鳴瀬川と同時 発令	同左	同左	大 崎 市 (三 本 木) (古 川) (松 山)	(左)大崎市 古川西荒井 (右)大崎市 三本木高柳 鳴 瀬 川 合 流 点

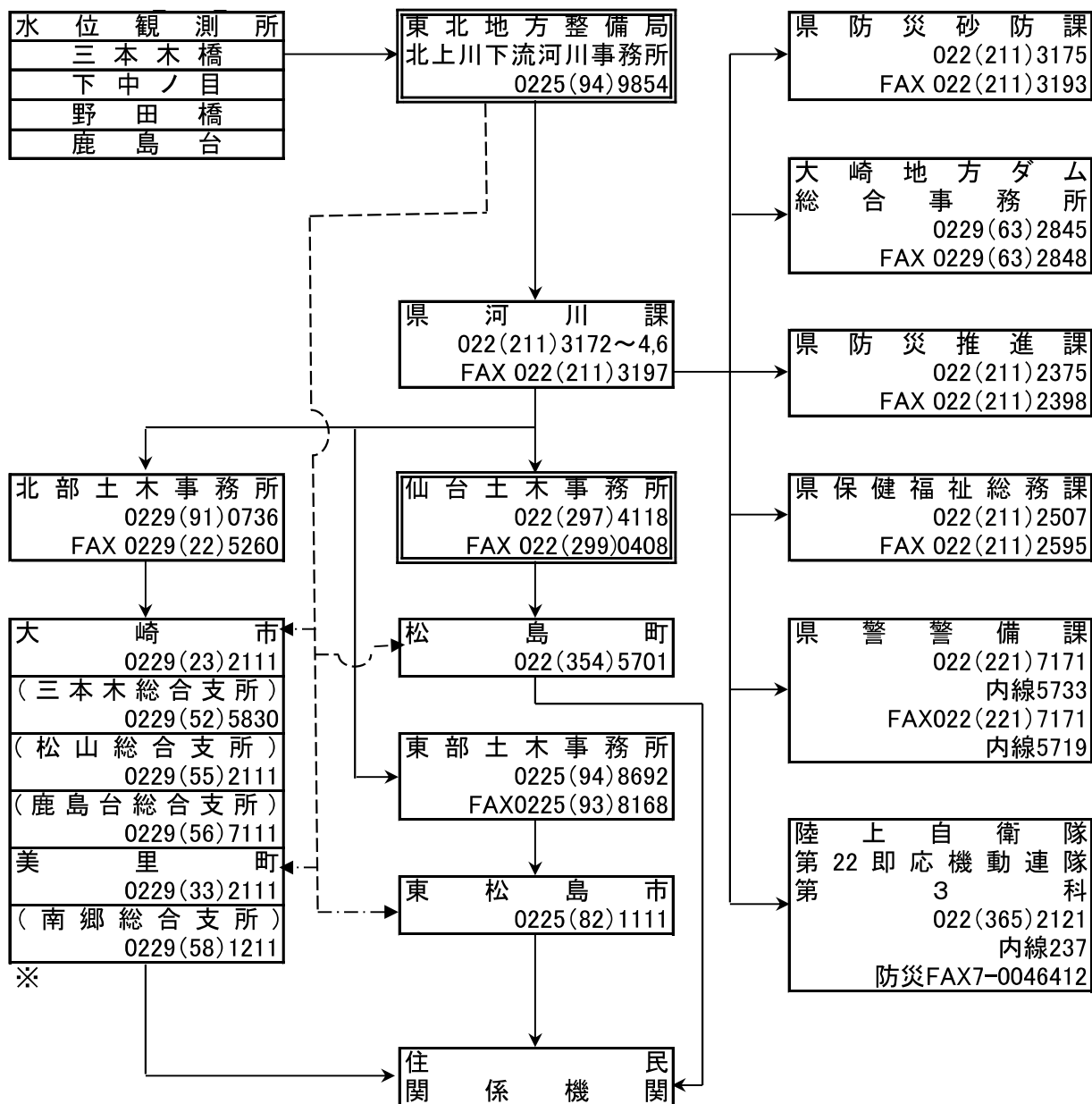
26 鞍坪川(国管理区間)

左岸 東松島市西福田字長峯

右岸 東松島市西福田字長峯

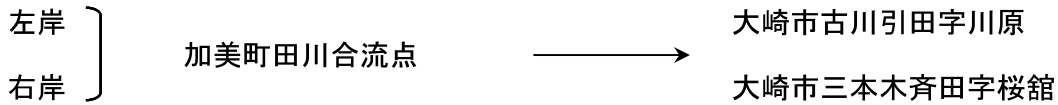
鳴瀬川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
鹿 島 台 (鳴) (北上川下流 河川事務所)	鳴瀬川と同時 発令	同左	同左	東 松 島 市	(左)東松島 市 西 福 田 (右)東松島 市 西 福 田 鳴 瀬 川 合 流 点

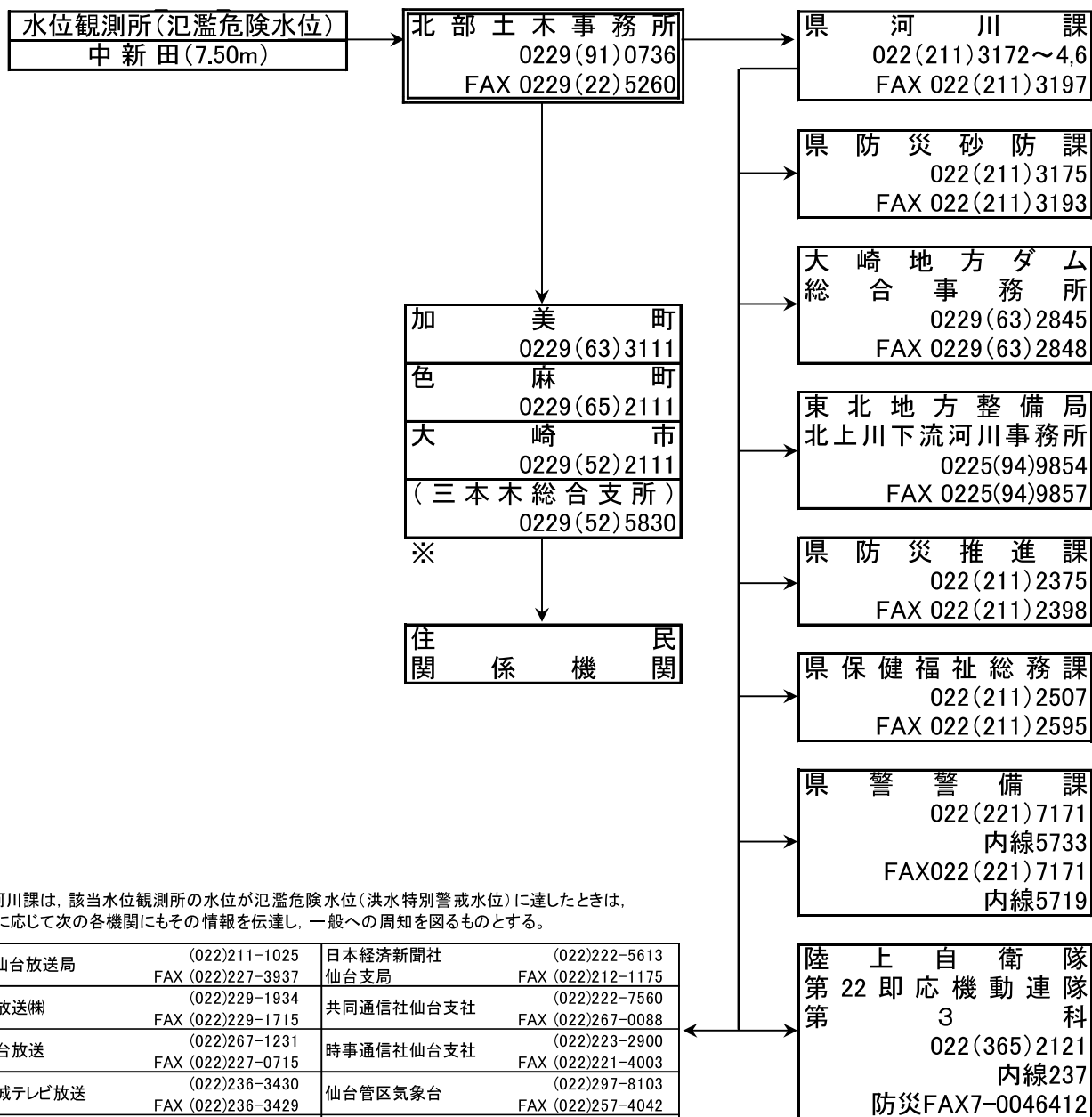


※ ()内の支所に対しては、それぞれの市町から連絡する。
 ※※――▶ は、水防法第13条の4による通知

27 鳴瀬川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
中 新 田 〔漆沢ダム 管理事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (5.55m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.15m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.15m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (7.50m) に達したとき	加 美 町 色 麻 市 大 崎 市 (三本木)	田 川 合 流 点 (左)大崎 市古川大 (右)大崎 市三本木 斉 田



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

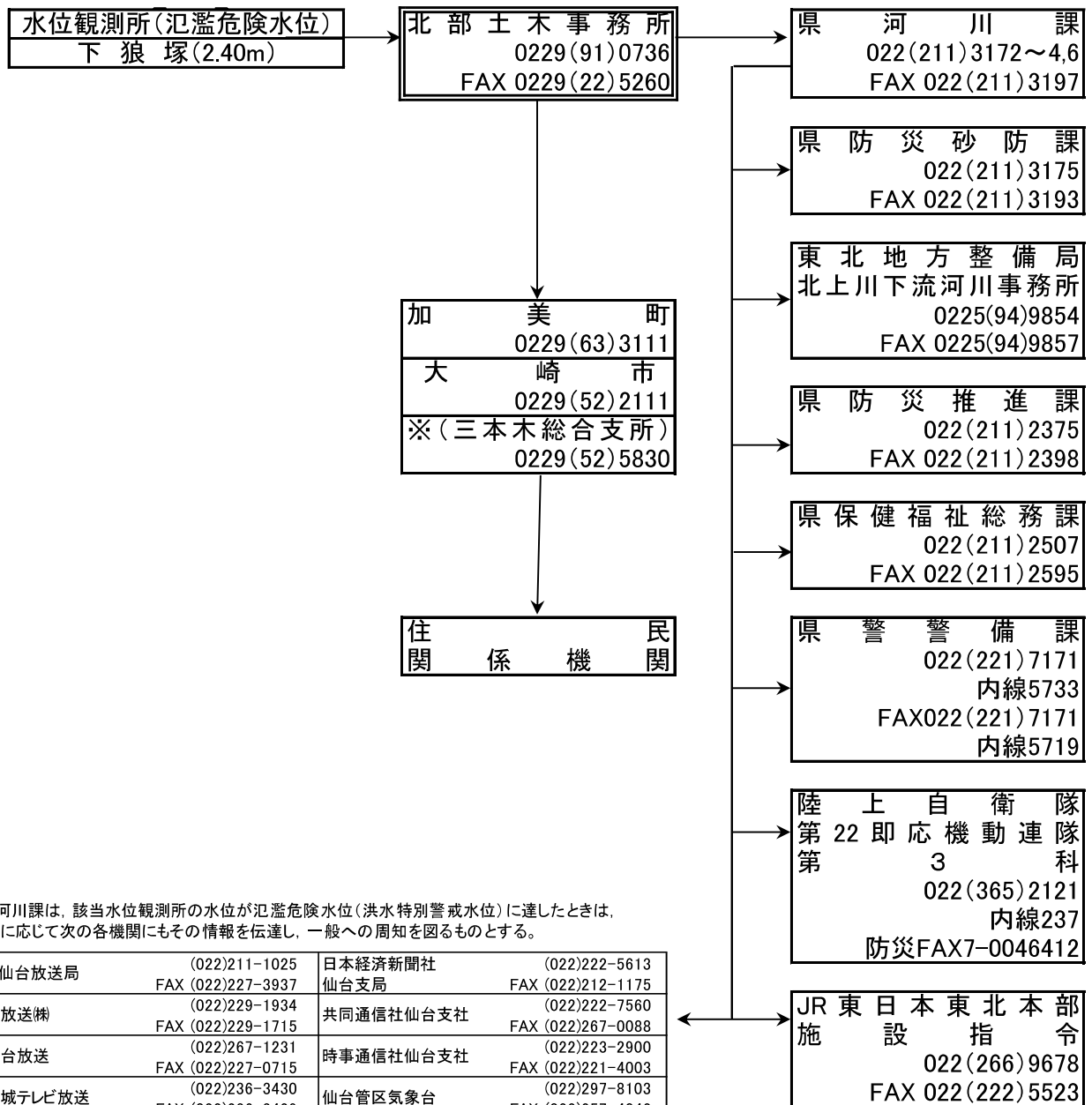
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ 三本木総合支所に対しては、大崎市から連絡する。

28 多田川(県管理区間)

左岸 } 加美町山田橋 → 大臣管理区間境
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
下 狼 塚 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.65m) に達し, なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.85m) に達し, さ らに増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.85m) を下って, 水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.40m) に達したとき	加 美 町 山 大 崎 市 (三 本 木)	山 田 橋 大 臣 管 理 区 間 境



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

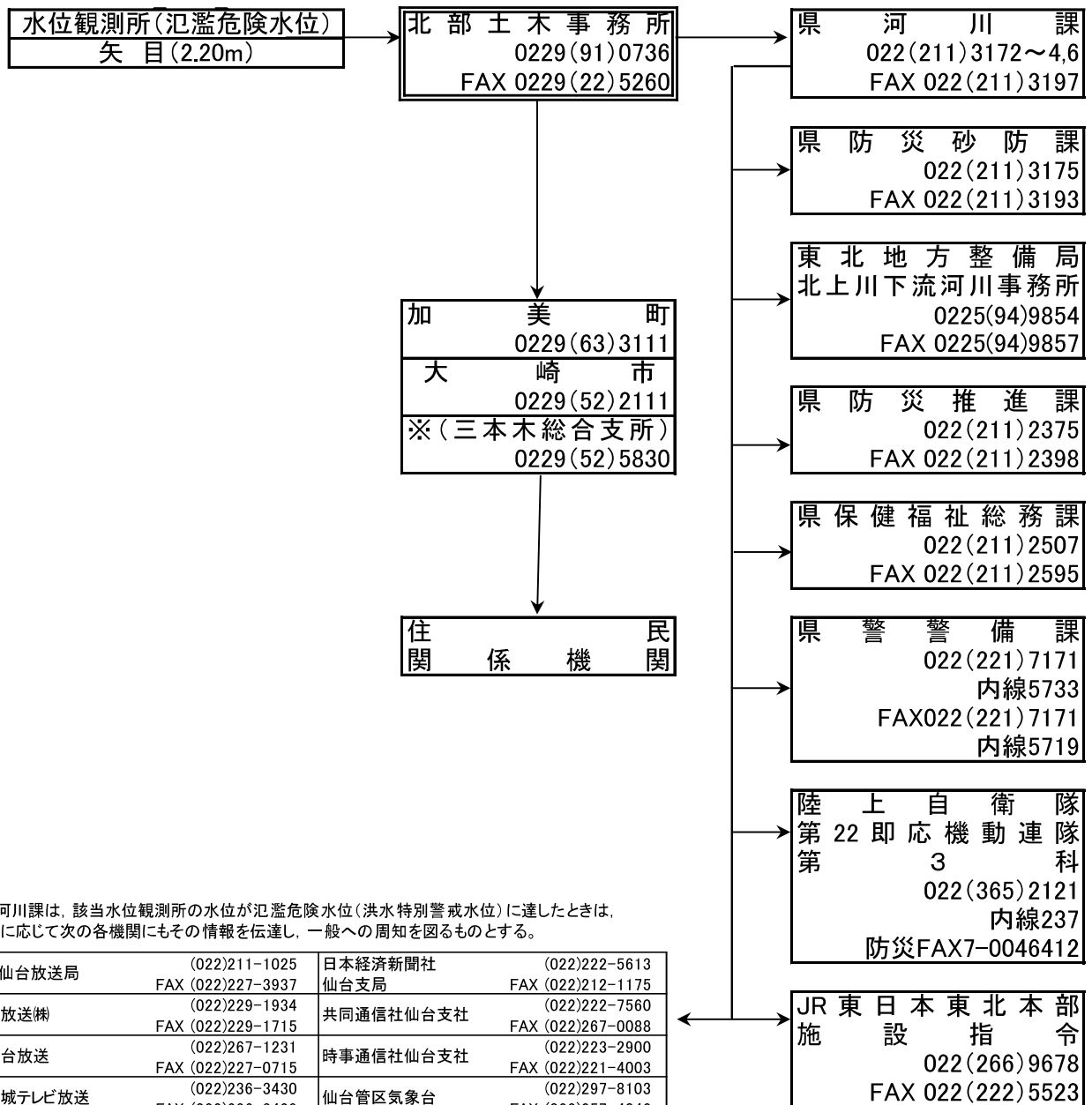
※ 三本木総合支所に対しては、大崎市から連絡する。

29 名蓋川(県管理区間)

左岸 }
右岸 }

加美町名蓋川橋 —————> 多田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
矢 目 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.60m) に達し, なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.80m) に達し, さ らに増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.80m) を下って, 水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.20m) に達したとき	加 美 町 市 大 崎 市 (三 本 木)	名蓋川橋 多田川合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

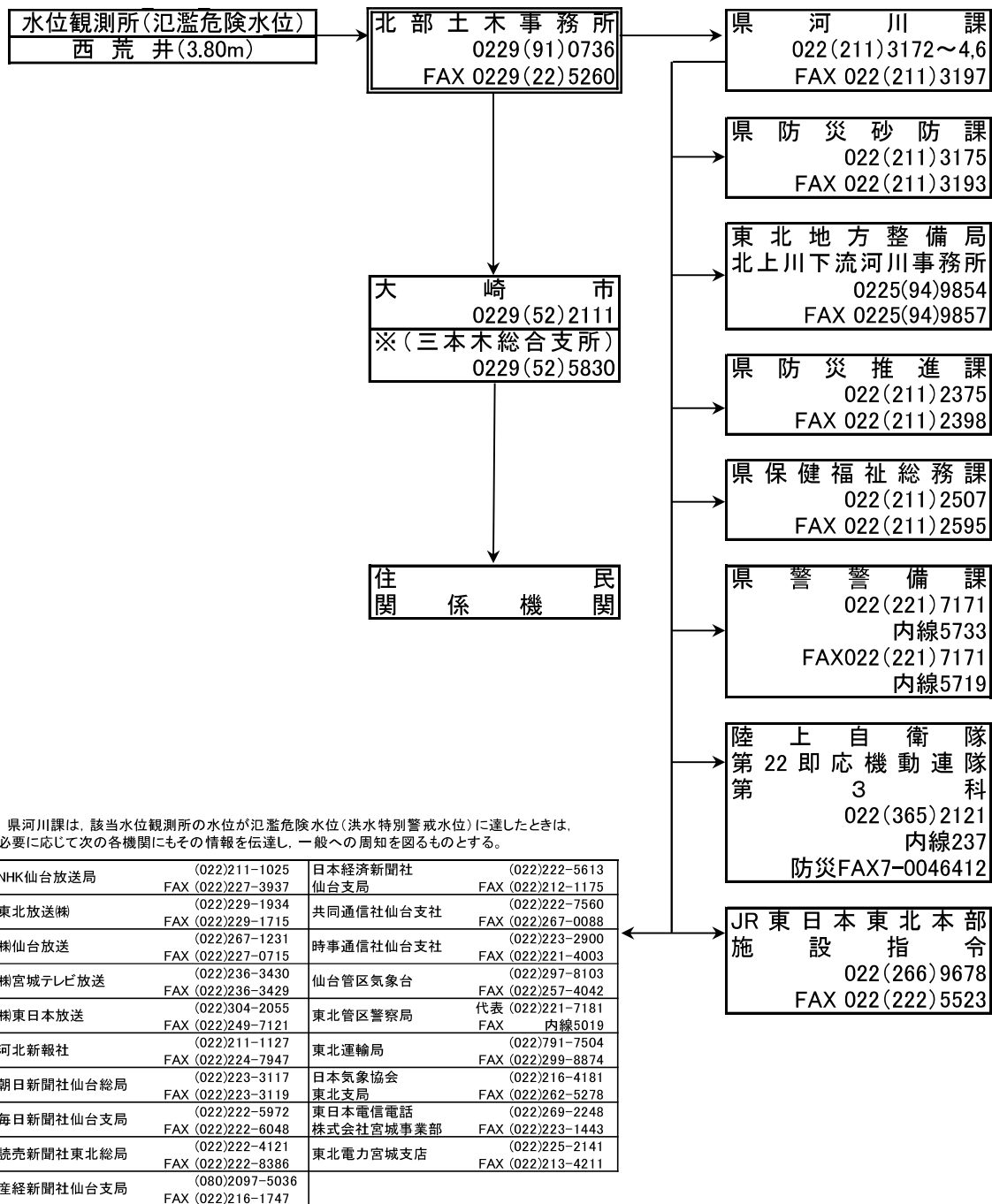
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ 三本木総合支所に対しては、大崎市から連絡する。

30 渋井川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
西 荒 井 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.55m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.05m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.05m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.80m) に達したとき	大 崎 市 (三本木)	台 所 橋 多 田 川 流 合 点

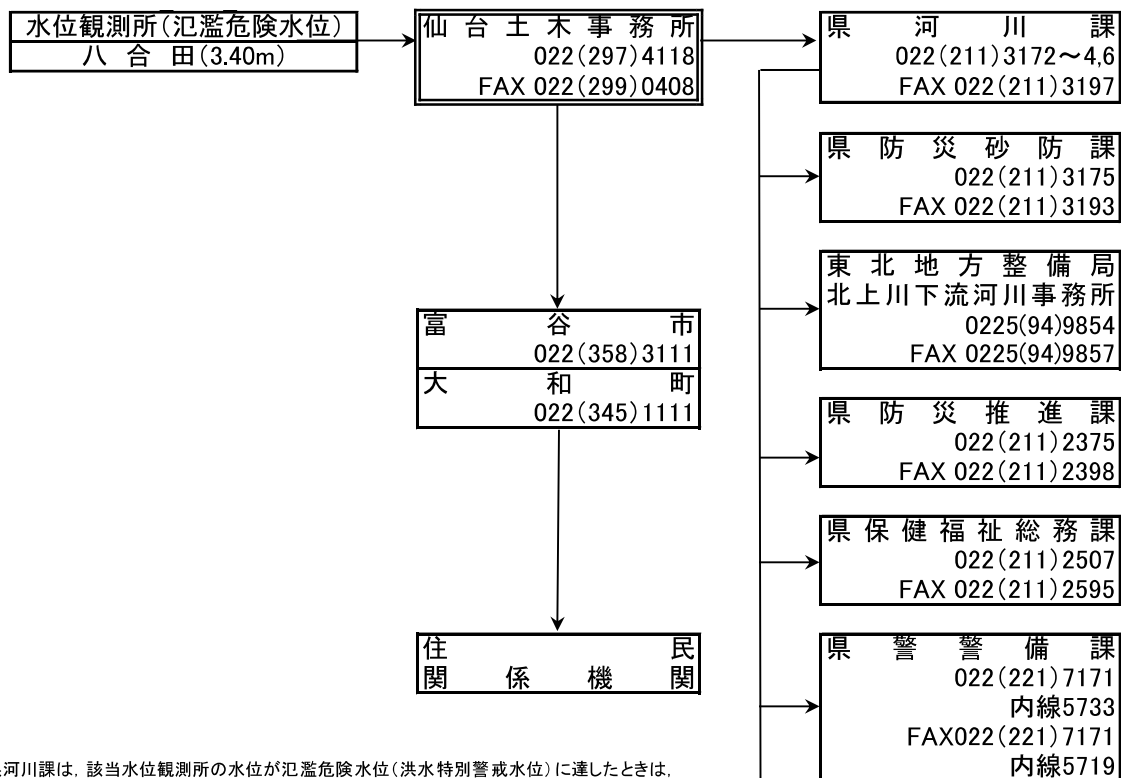


※ 三本木総合支所に対しては、大崎市から連絡する。

31 吉田川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 南川合流点 → 大臣管理区間境

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
八 合 田 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.75m) に達し, なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) に達し, さ らに増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) を下って, 水 防作業の必 要がなくな ったとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.40m) に達したとき	富 谷 市 大 和 町	南川合流 点 大臣管理 区 間 境



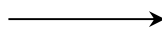
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

32 吉田川(国管理区間)

左岸 大和町落合桧和田川前

右岸 " 落合舞野字一本杉園



鳴瀬川合流点

平成25年7月1日から摘要

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
落 合 〔北上川下流 河川事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (4.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) を下って、再 び増水のお それがないと	大 和 町 富 谷 市 大 郷 町	高 田 橋 粕 川 橋
粕 川 (")	同上 (4.00m)	同上 (5.70m)	同上 (5.70m)	大 郷 町 大 崎 市 (鹿島台) 松 島 町	粕 川 橋 二子屋橋
鹿 島 台 (吉) (")	同上 (4.00m)	同上 (5.80m)	同上 (5.80m)	松 島 町 東 松 島 市	二子屋橋 鳴 瀬 川 合 流 点

33 竹林川(国管理区間)

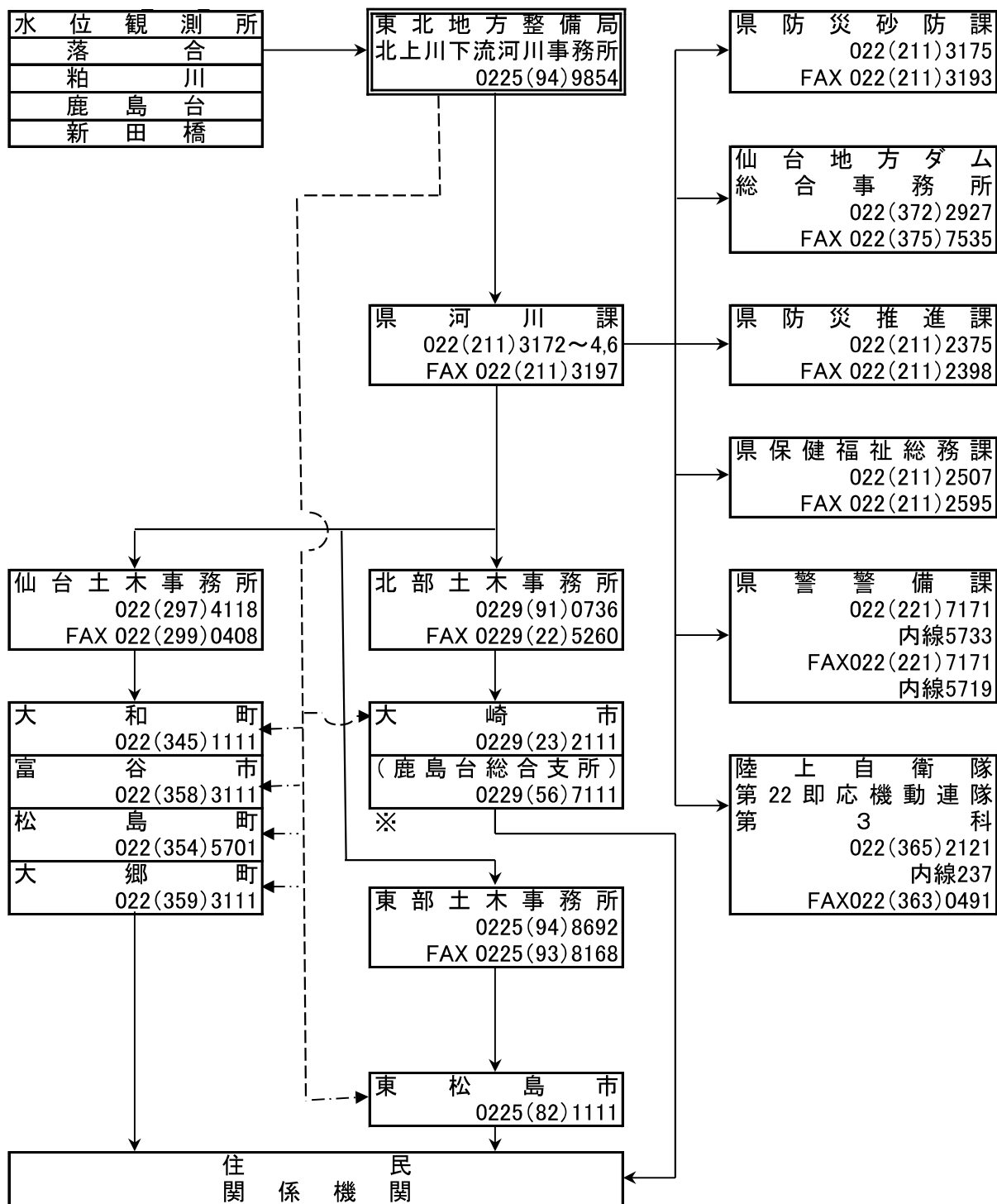
左岸

富谷市三ノ関字太子堂



吉田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
新田橋 〔北上川下流 河川事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位)(1.30m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位)(1.80m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位)(1.80m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	大 和 町 富 谷 市	新 田 橋 吉 田 川 合 流 点



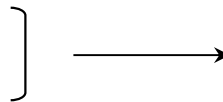
※ 鹿島台総合支所に対しては、大崎市から連絡する。

※※-----▶ は、水防法第13条の4による通知

34 善川(国管理区間)

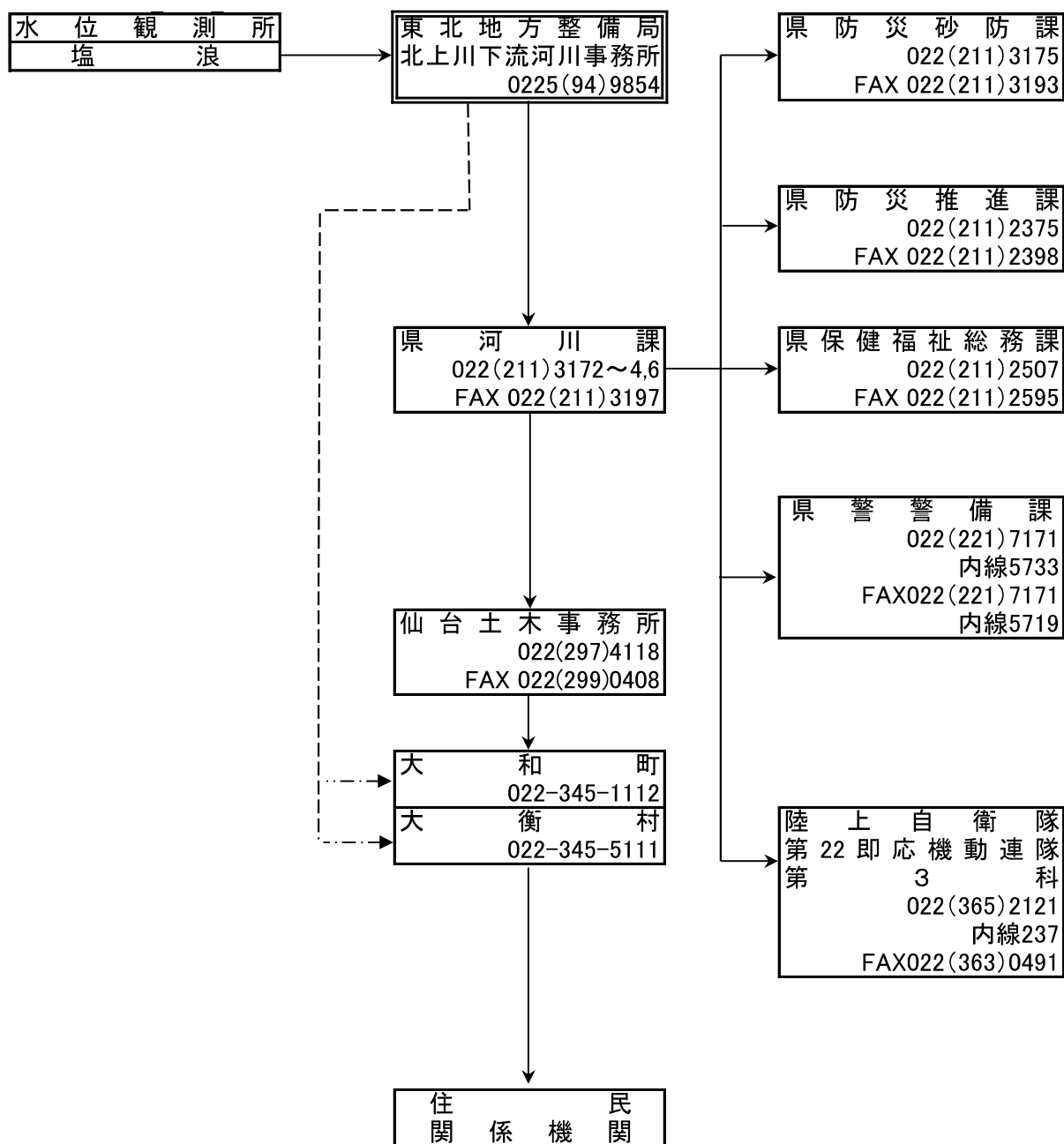
左岸 大衡村大衡字稻荷前

右岸 大衡村古館下



吉田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
塩 浪 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.90m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.60m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.60m) を下って、再 び増水のお それがないと	大 和 町 大 衡 村	高 田 橋 古 館 橋



※※――▶ は、水防法第13条の4による通知

35 北上川(国管理区間)

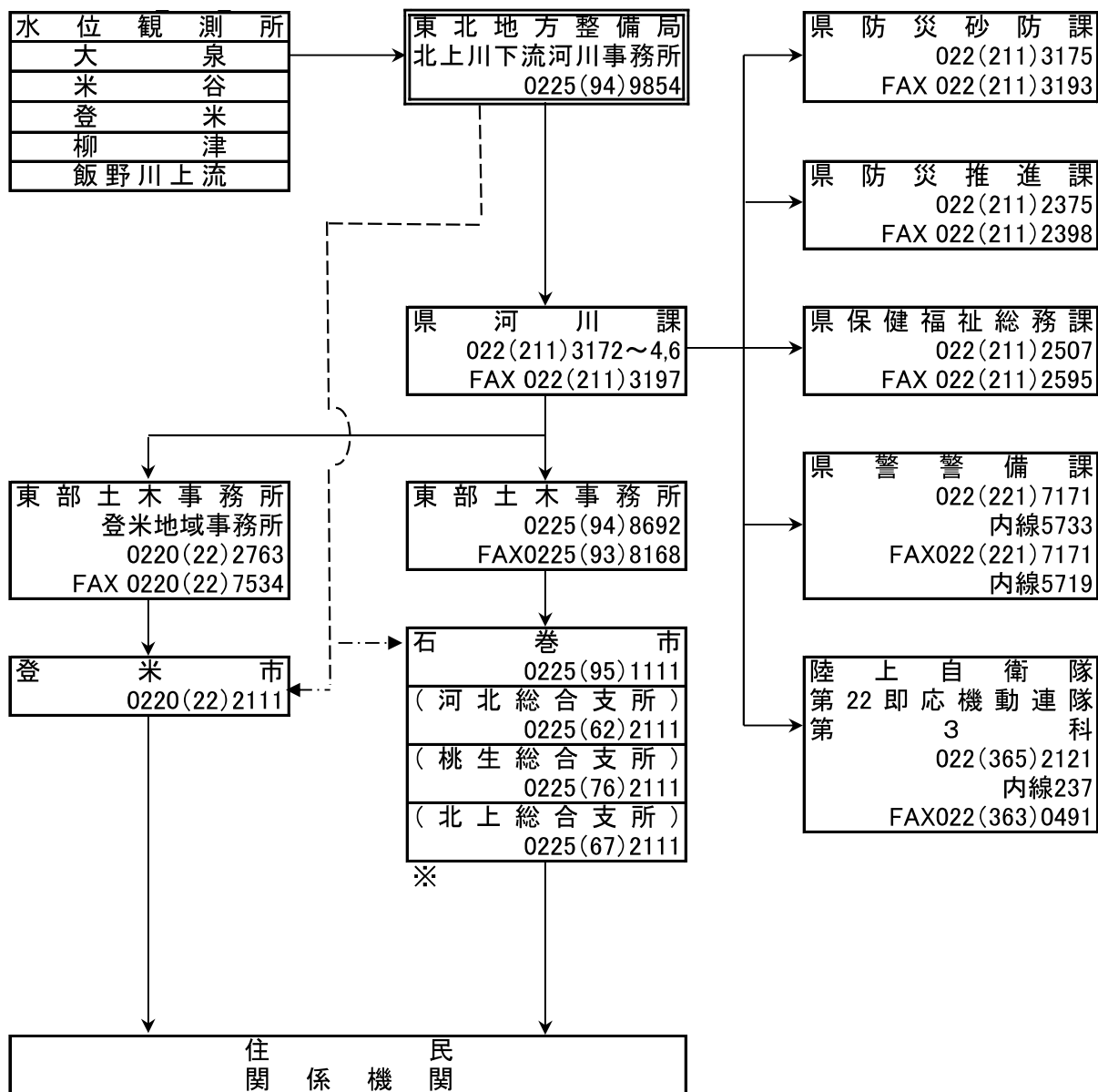
左岸 } 岩手県境 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報				通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 待機の発令	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
大 泉 (北上川下流 河川事務所)	上流の降雨状況により、氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達すると思われる、待機の必要を認めたとき	水防団待機水位(通報水位)(8.50m)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を突破すると予想されるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を下って、水防作業の必要がなくなったとき	登 米 市	岩手県境 米谷大橋
米 谷 (")	同上 (11.40m)	同上 (10.00m) (11.40m)	同上 (11.40m)	同上 (11.40m)	登 米 市	米谷大橋 登米大橋
登 米 (")	同上 (9.00m)	同上 (8.00m) (9.00m)	同上 (9.00m)	同上 (9.00m)	登 米 市	登米大橋 柳津大橋
柳 津 (")	同上 (8.40m)	同上 (7.00m) (8.40m)	同上 (8.40m)	同上 (8.40m)	登 米 市 (石巻市 (河北) (桃生))	柳津大橋 新飯野川 橋
飯野川上流 (")	同上 (5.50m)	同上 (4.40m) (5.50m)	同上 (5.50m)	同上 (5.50m)	石 巻 市 (河 北) (北 上)	新飯野川 橋 河 口

36 二股川(国管理区間)

左岸 登米市東和町米谷字森合 } 北上川合流点
右岸 登米市東和町米谷字大沢 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報				氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)到達 情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 待機の発令	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
大 泉 (北上川下流 河川事務所)	北上川と同時に 発令	同左	同左	同左	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(10.80m)に達したとき	登 米 市	登米市東和町米谷 北上川合流点



※ ()内の支所に対しては、石巻市から連絡する。

※※---▶ は、水防法第13条の4による通知

37 二股川(県管理区間)

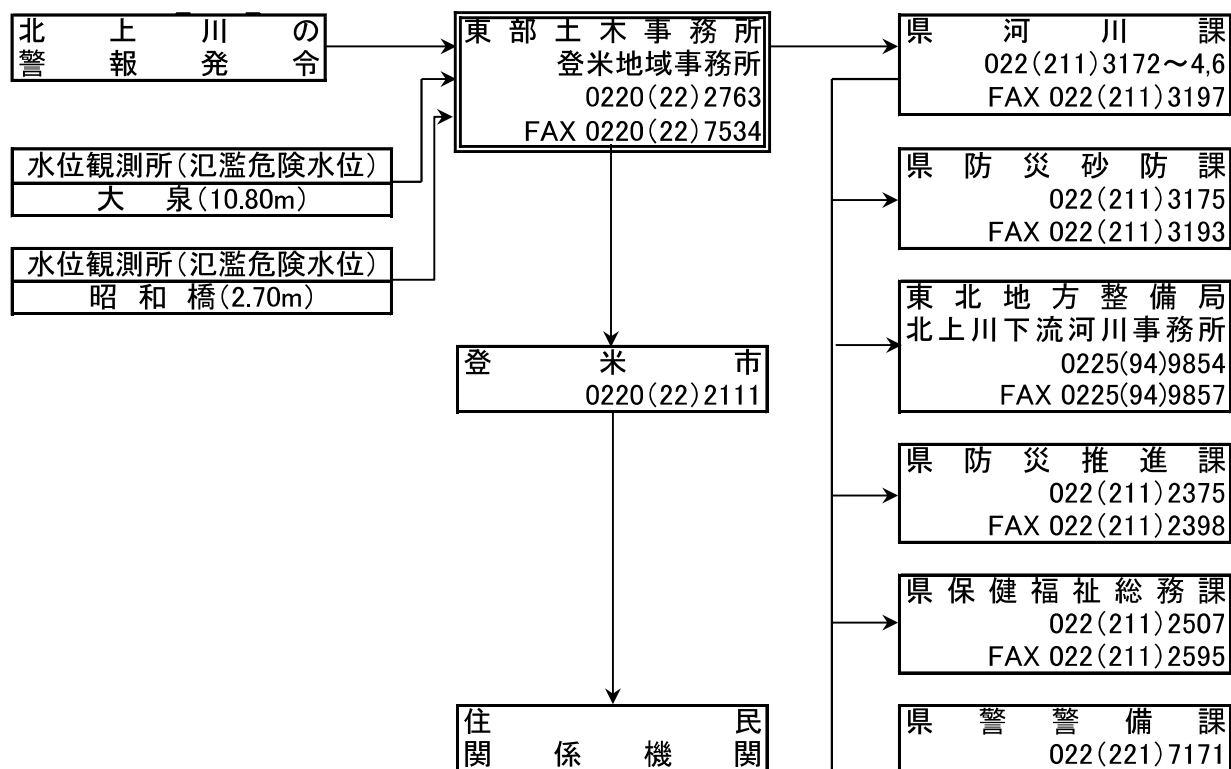
登米市東和町米谷字森合

左岸
右岸

登米市東和町米川西上沢 芽倉橋 →

登米市東和町米谷字大沢

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
昭 和 橋 (東部土木事務所 登米地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	登 米 市	芽 倉 橋 ― 淵 川 点 合 流
大 泉 (北上川下流) (河川事務所)	北上川と同 時発令 (北上川の 逆水によ ることも ある。)	同 左 (同 左)	同 左 (同 左)	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (10.80m) に達したとき	登 米 市	淵 川 点 ― 米 市 町 谷 和 登 東 米 合 流



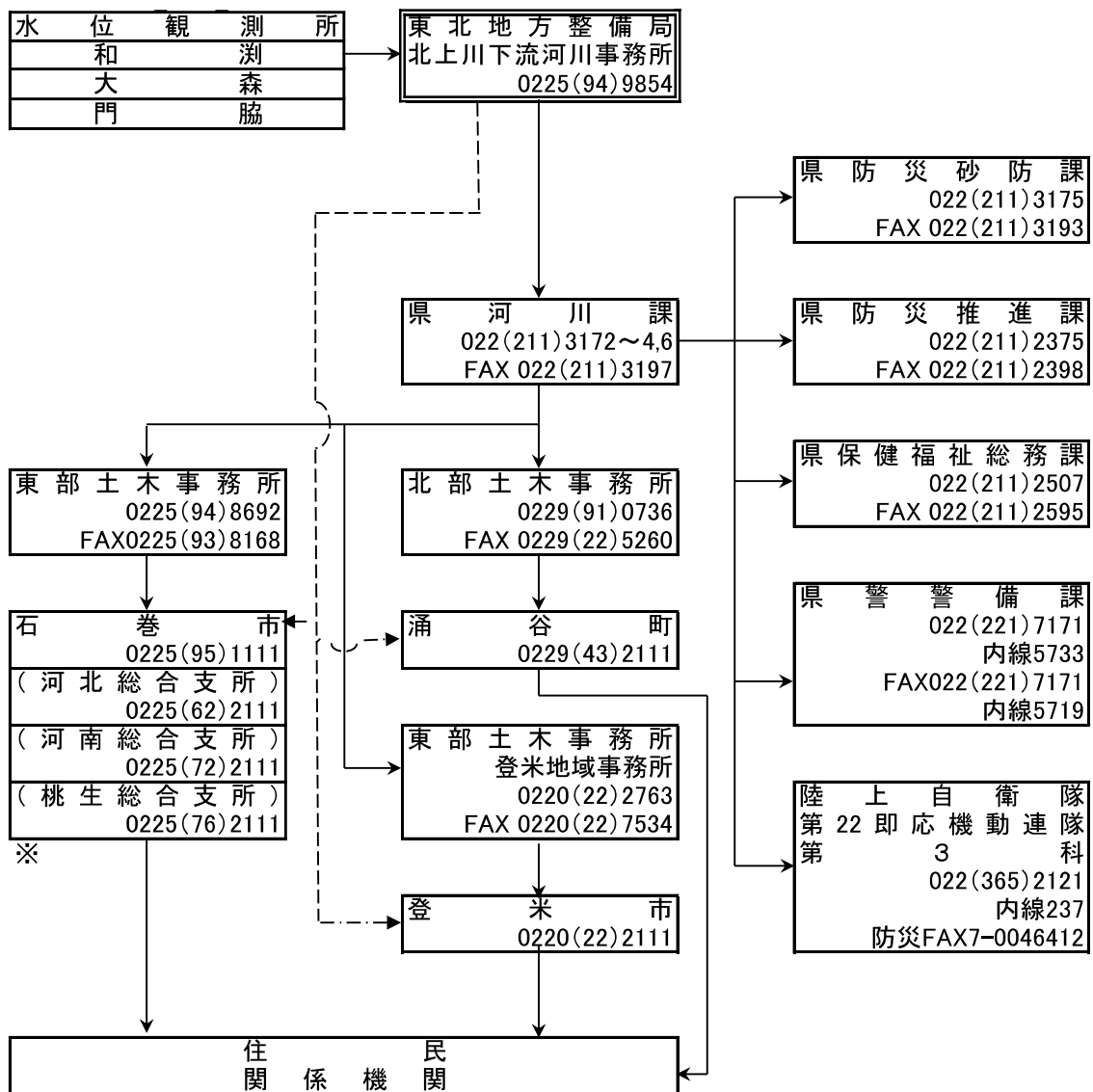
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

38 旧北上川(国管理区間)

左岸 } 北上川分派点 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報				通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 待機の発令	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
和 瀨 (北上川下流) (河川事務所)	上流の降雨状況により、氾濫注意水位(警戒水位)(5.30m)に達すると思われる、待機の必要を認めたとき	水防団待機水位(通報水位)(4.30m)に達し、はん濫注意水位(警戒水位)(5.30m)を突破すると予想されるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(5.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位(警戒水位)(5.30m)を下って、水防作業の必要がなくなったとき	涌谷町市 登米市 石巻市 (河北) (河南) (桃生)	川点橋 上派王 北分天
大 森 (")	同上 (3.60m)	同上 (3.00m) (3.60m)	同上 (3.60m)	同上 (3.60m)	石巻市 (石巻) (河北) (河南) (桃生)	天 王 橋 河 口
門 脇 (")	—	同上 (-) (3.10m)	同上 (3.10m)	同上 (3.10m)	石巻市 (石巻)	天 王 橋 河 口



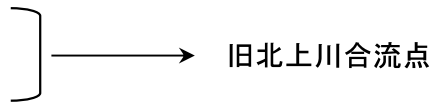
※ ()内の支所に対しては、石巻市から連絡する。

※※-----▶ は、水防法第13条の4による通知

39 江合川(国管理区間)

左岸 大崎市古川桜ノ目字下川原

右岸 " 小泉字内高畑



水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
荒 雄 〔北上川下流〕 河川事務所	水防団待機水位(指定水位) (2.50m) に達し、氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m) を突破すると予想されるとき	氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m) に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m) を下って、再び増水のおそれがないと思われたとき	大 崎 市 (古 川)	(左)大崎市古川 桜ノ目 (右)大崎市古川 小泉 新江合川分 派 点
下 谷 地 (")	同上 (1.00m) (2.40m)	同上 (2.40m)	同上 (2.40m)	大 崎 市 (古 川) (美 田 里 町) (涌 谷 町)	新江合川分 派 点 涌 谷 大 橋
涌 谷 (")	同上 (3.20m) (4.20m)	同上 (4.20m)	同上 (4.20m)	涌 谷 町 (石 巻 市) (河 南)	涌 谷 大 橋 及 川 橋
短 台 (")	同上 (2.00m) (3.50m)	同上 (3.50m)	同上 (3.50m)	涌 谷 町 (石 巻 市) (河 南)	及 川 橋 旧北上川合 流 点

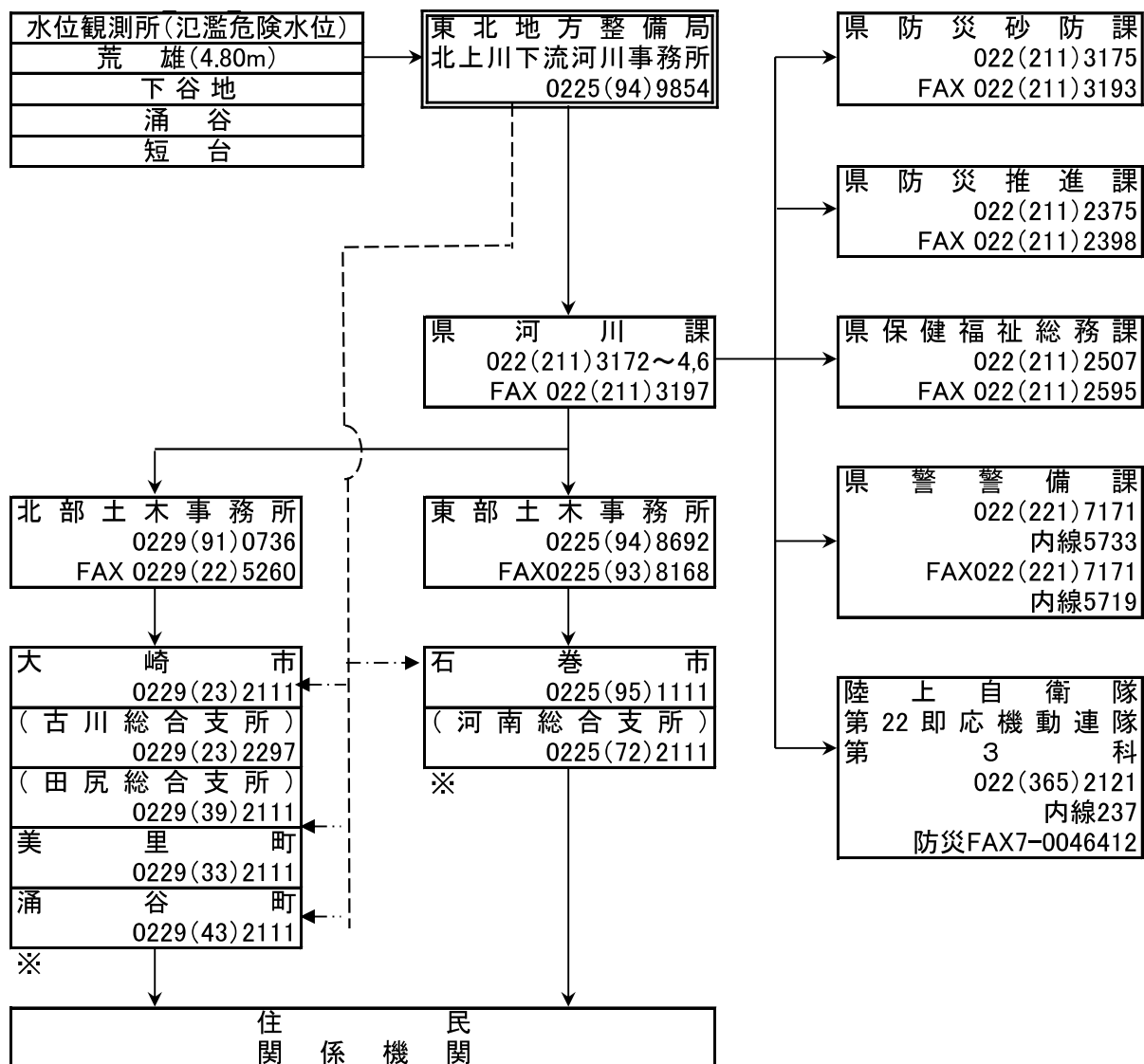
40 新江合川(国管理区間)

左岸
右岸

江合川分派点



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
荒 雄 〔北上川下流〕 河川事務所	水防団待機水位(通報水位) (2.50m) に達し、氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m) を突破すると予想されるとき	氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m) に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m) を下って、再び増水のおそれがないと思われたとき	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) (4.80m) に達したとき	大 崎 市 (古 川)	江 合 川 点 分 派 点 鳴 瀬 川 点

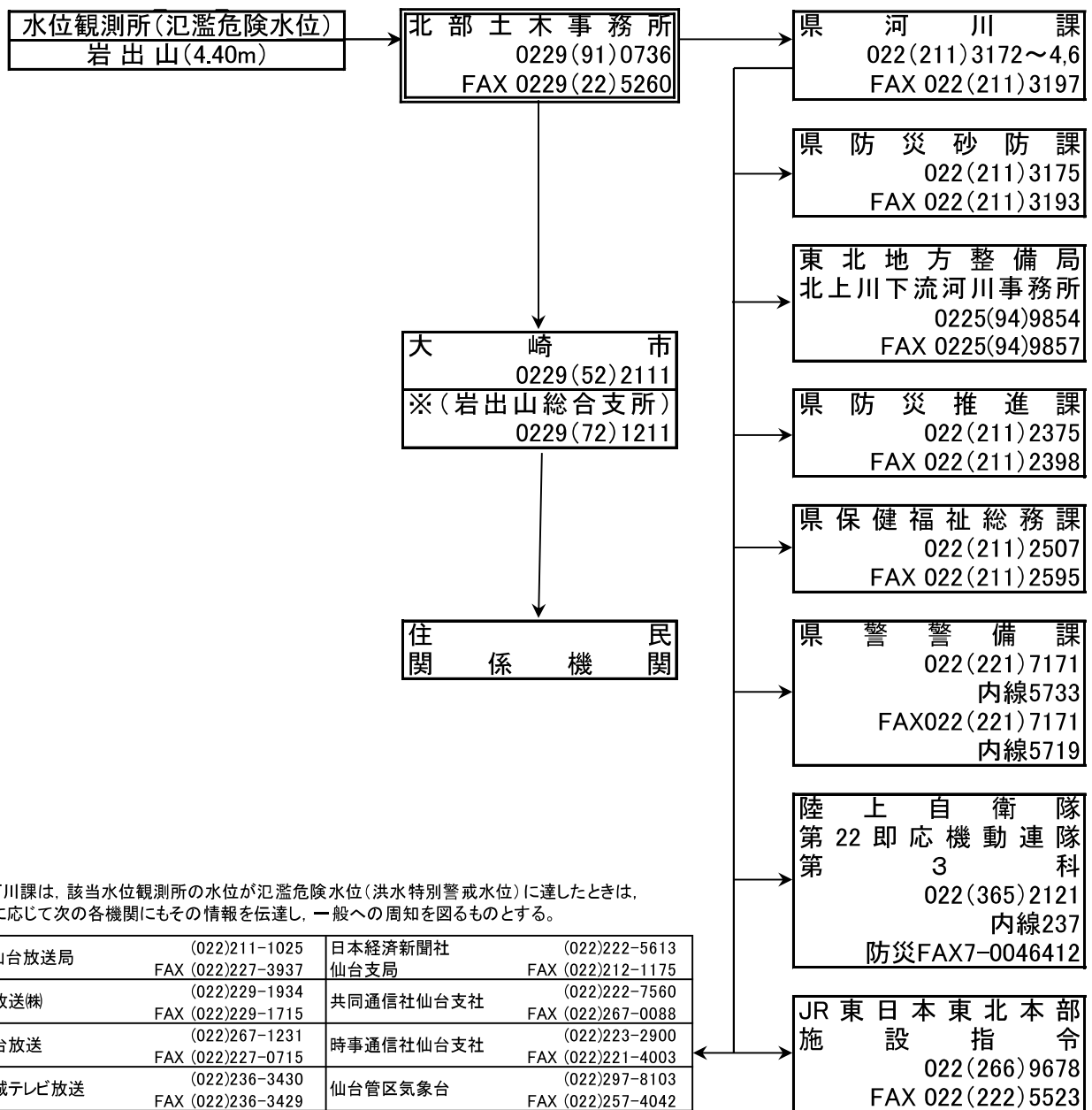


※ ()内の支所に対しては、それぞれの市から連絡する。
 ※※-----▶ は、水防法第13条の4による通知

41 江合川(県管理区間)

左岸 } 大崎市岩出山ニツ石堰 → 大崎市古川大字桜ノ目字下河原
 右岸 } 大崎市古川大字小泉字内高畑

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
岩 出 山 〔北上川下流 河川事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達したとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) を下って、水 防作業の必要 がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.40m) に達したとき	大 崎 市 (岩出山)	ニツ石堰 (左)大崎 市古川桜 目 (右)大崎 市古川小 泉



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ ()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

42 迫川上流(県管理区間)

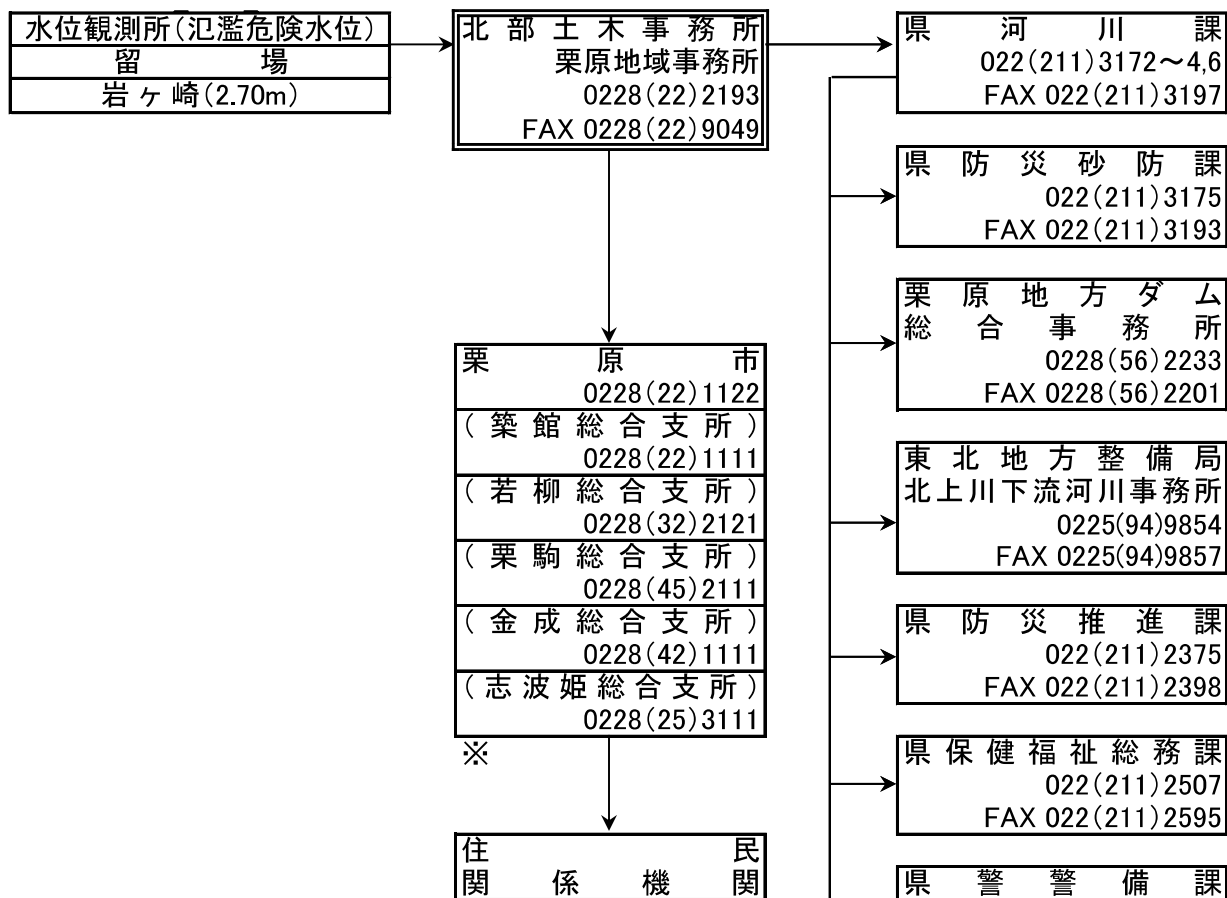
左岸 } 栗原市築館留場橋 → 三迫川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
留 場 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(指定水 位) (3.90m) に達したとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.45m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.45m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	栗 原 市 (築 館) (若 柳) (志 波 姫)	留 場 橋 三 迫 川 合 流 点

43 三迫川(県管理区間)

左岸 } 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋 → 迫川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
岩 ケ 崎 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	栗 原 市 (若 柳) (栗 駒) (金 成)	阿 弥 陀 堂 橋 迫 川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ ()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

44 迫川下流(県管理区間)

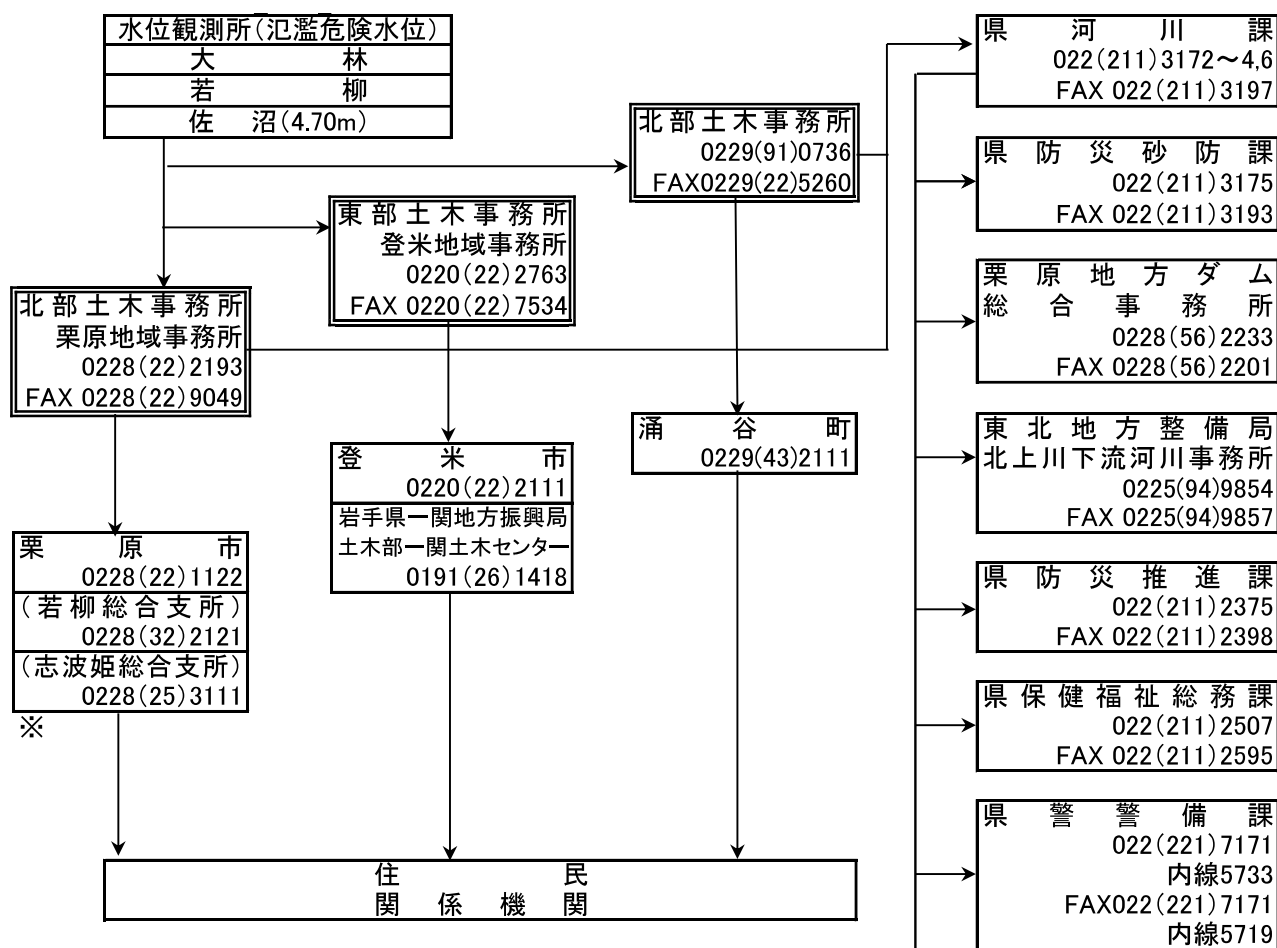
左岸 } 栗原市三迫川合流点 → 旧北上川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
大 林 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (15.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (15.45m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (15.45m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	栗 原 市 (若 柳) (志 波 姫)	三 迫 川 合 流 点 若 柳 大 橋
若 柳 (花 山 ダ ム) (管理事務所)	同上 (4.80m)	同上 (5.30m)	同上 (5.30m)	栗 原 市 (若 柳) 登 米 市	若 柳 大 橋 登 米 市 迫 町 錦 橋
佐 沼 (東部土木事務所 登米地域事務所)	同上 (3.60m)	同上 (4.20m)	同上 (4.20m)	登 米 市 涌 谷 町	登 米 市 迫 町 錦 橋 旧 北 上 川 合 流 点

45 夏川(県管理区間)

左岸 } 登米市中田町糠塚(岩手県境) → 迫川合流点
右岸 } 登米市石越町小谷地(栗原市境)

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (特別警戒水位) 到達情報	通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
佐 沼 (東部土木事務所 登米地域事務所)	迫川と同時 発令 (迫川の逆 水による こともあ る。)	同 左 (同 左)	同 左 (同 左)	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.70m) に達したとき	登 米 市	(左) 岩 手 県 境 (右) 栗 原 市 境 迫 川 合 流 点



(注)下記の取扱いは夏川についてのみ

県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

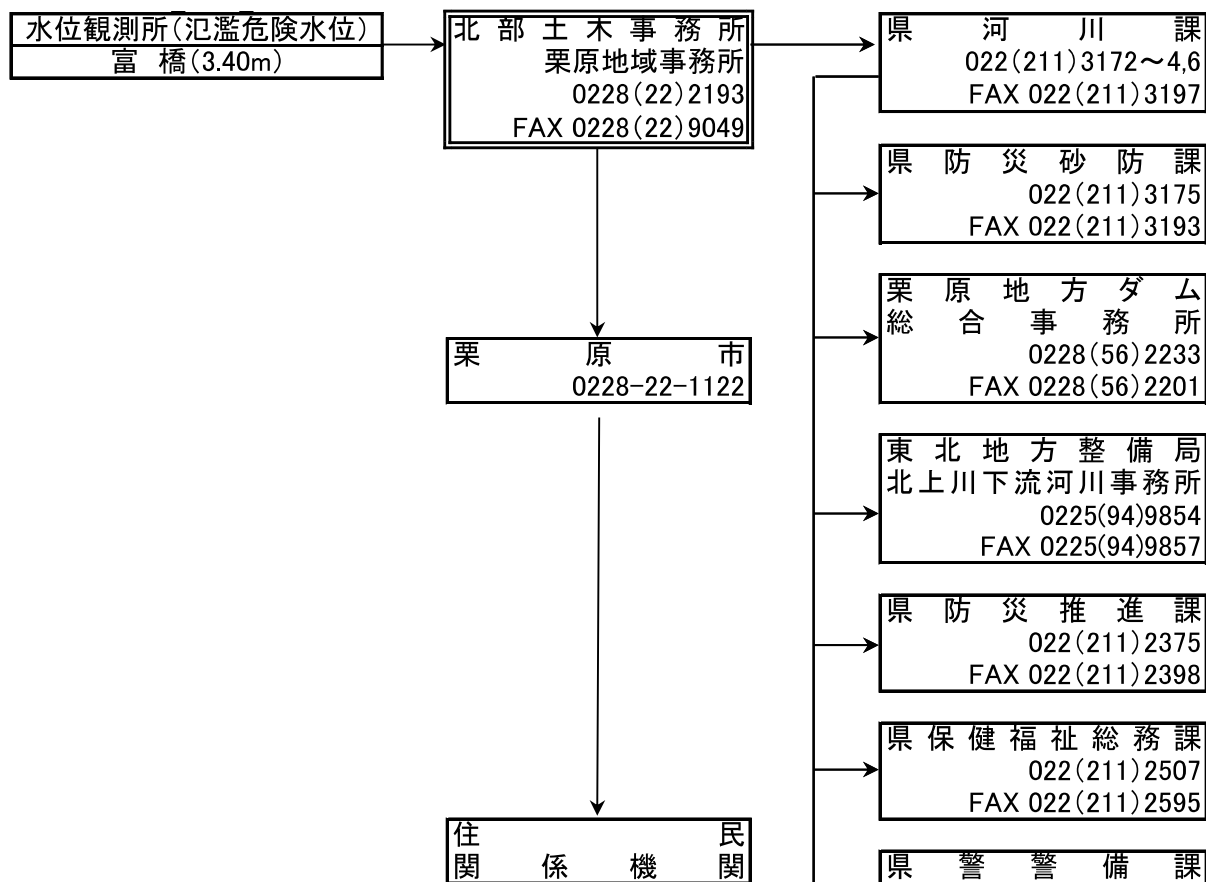
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	株式会社宮城事業部	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

46 小山田川(県管理区間東北本線上流)

左岸 } 栗原市高清水広畑 国道四号橋 → 栗原市瀬峰 東北本線
 右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
富 橋 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.20m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.40m) に達したとき	栗 原 市	国 道 橋 四 号 橋 東 北 本 線



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ ()内の支所に対しては、栗原市、大崎市から連絡する。

47 旧迫川(県管理区間)

左岸 } 小山田川合流点 → 旧北上川合流点
右岸 } (大崎市(田尻)・涌谷町・登米市)

48 小山田川下流(県管理区間東北本線下流)

左岸 } 栗原市瀬峰東北本線 → 旧迫川合流点
右岸 } (栗原市(瀬峰)・大崎市(田尻)・登米市)

49 瀬峰川(県管理区間)

左岸 } 栗原市瀬峰根川橋 → 小山田川合流点
右岸 } (栗原市(瀬峰)・大崎市(田尻))

50 萱刈川(県管理区間)

左岸 } 栗原市瀬峰東北本線 → 小山田川合流点
右岸 } (栗原市(瀬峰)・大崎市(田尻))

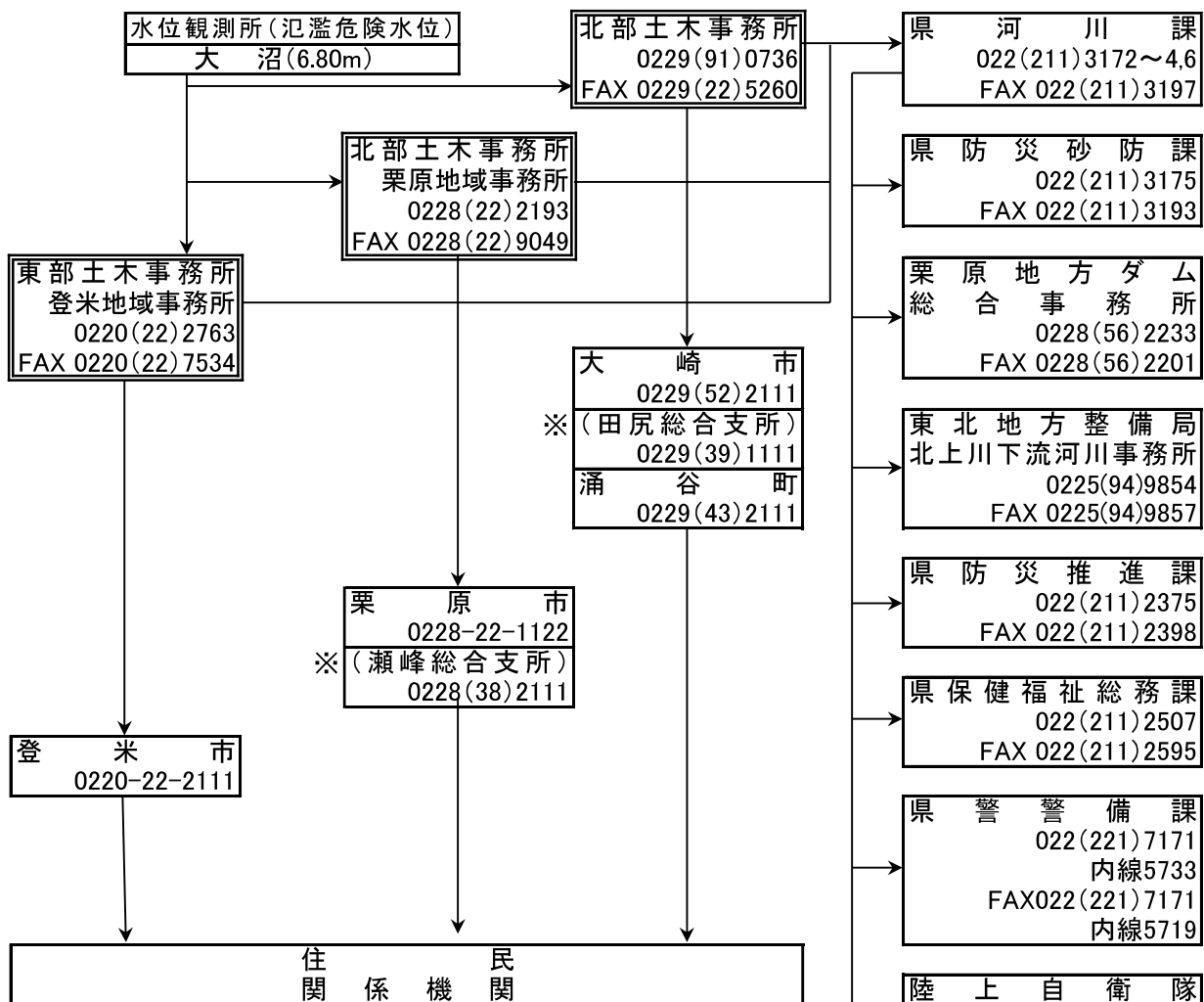
51 大水門川(県管理区間)

左岸 } 栗原市瀬峰東北本線 → 萱刈川合流点(栗原市(瀬峰))
右岸 }

52 西川(県管理区間)

左岸 } 大崎市田尻市道橋 → 萱刈川合流点(大崎市(田尻))
右岸 }

対象河川	水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (特別警戒水位) 到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村
		水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
上記6河 川同時発 令	大 沼 (東部土木事務所 登米地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (5.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (6.80m) に達したとき	大 崎 市 (田 尻) 涌 谷 町 栗 原 市 (瀬 峰) 登 米 市

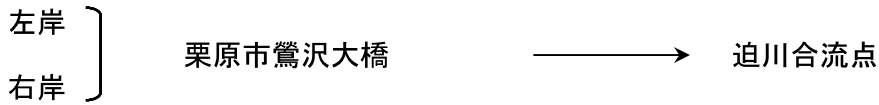


県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

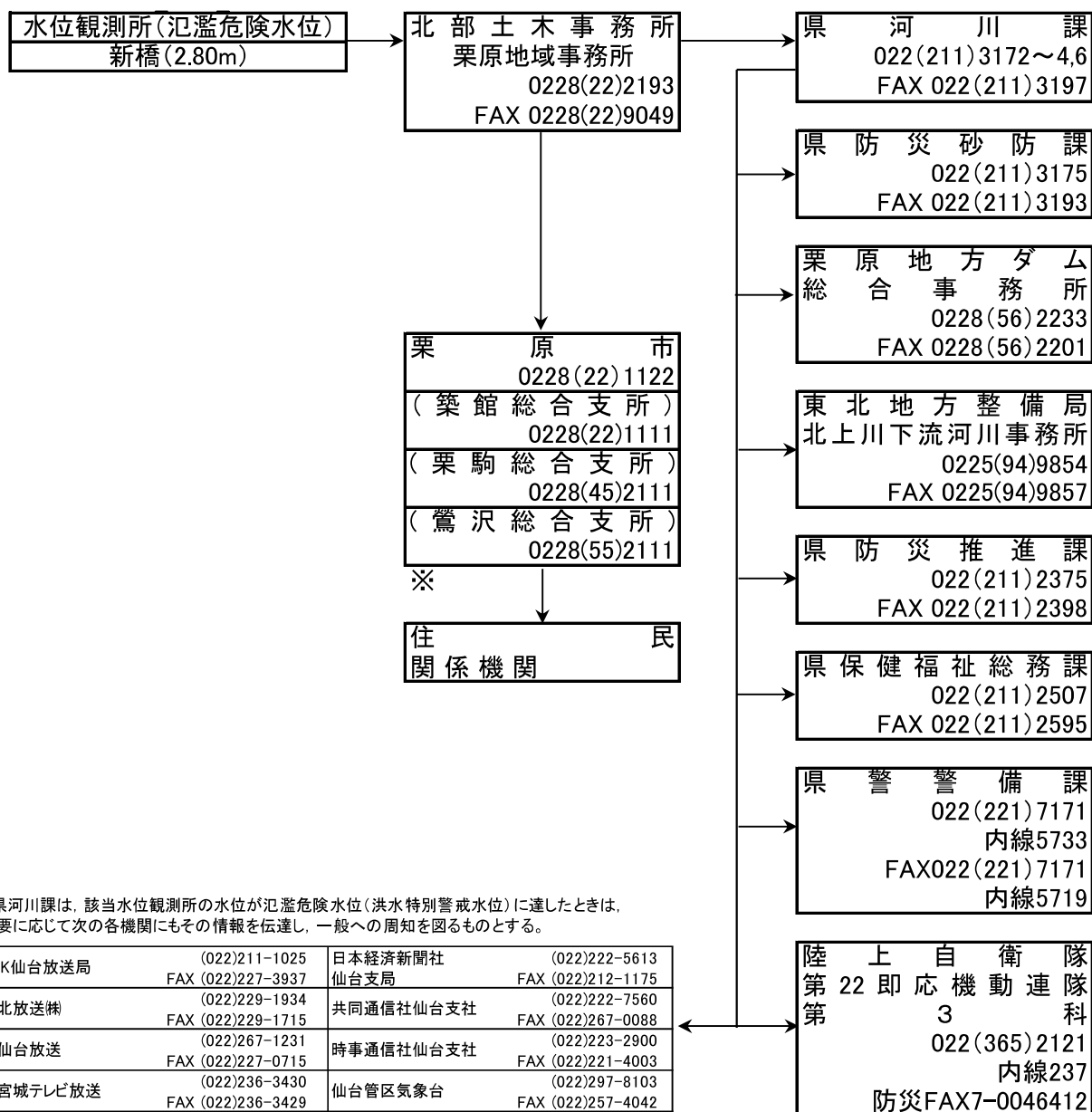
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ ()の支所に対しては、それぞれの市から連絡する。

53 二迫川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
新 橋 (北部土木事務所 (栗原地域事務所))	水防団待機 水位(通報水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.10m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.80m) に達したとき	栗 原 市 (築 館) (栗 駒) (鶯 沢)	鶯沢大橋 迫川合流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	株式会社宮城事業部	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

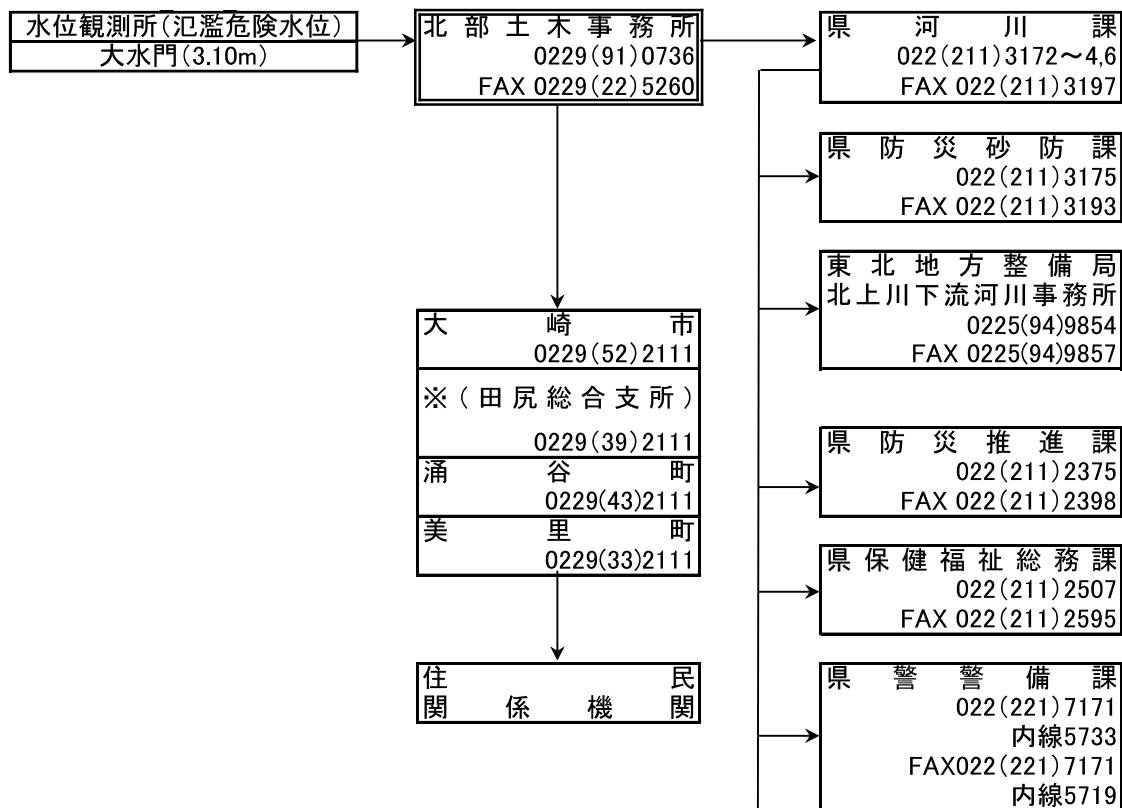
※()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

54 田尻川(県管理区間)

左岸 }
右岸 }

大崎市国道四号橋 —————> 江合川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
大水門 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.10m) に達したとき	大 崎 市 (田 尻) 涌 谷 町 美 里 町	大崎市国 道四号橋 江合川合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

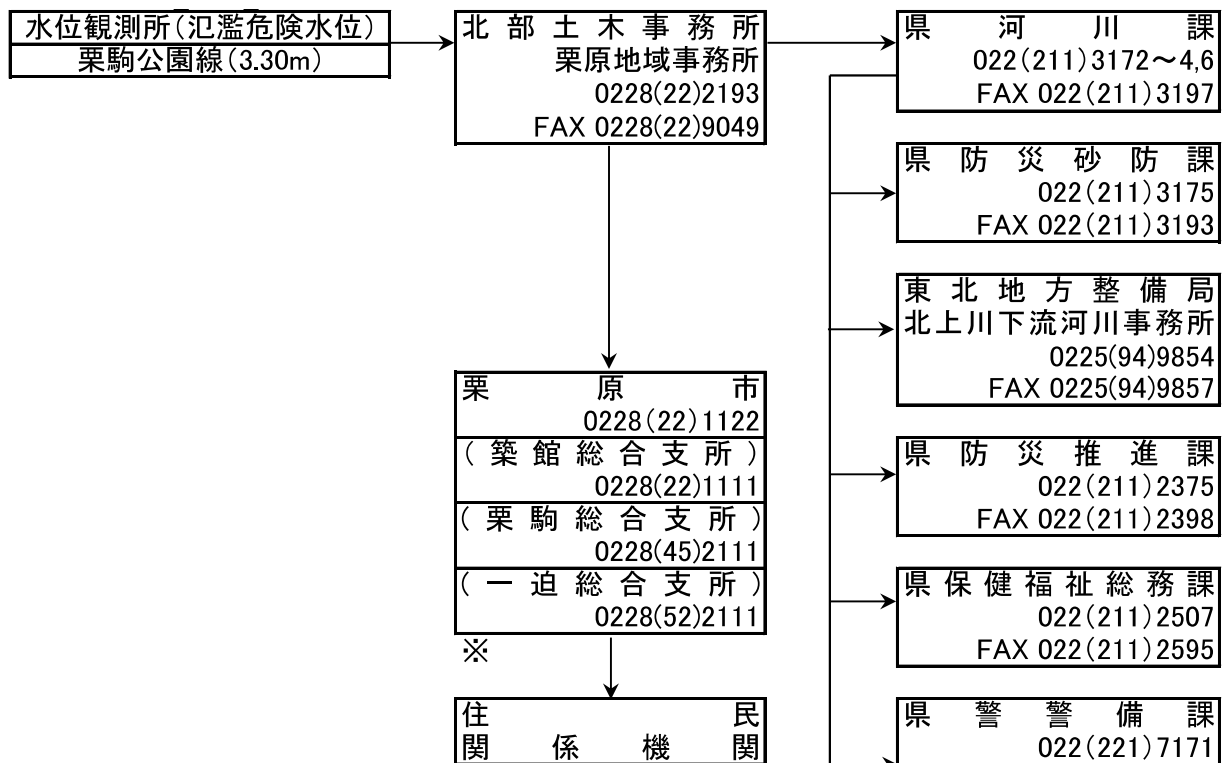
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	株式会社宮城事業部	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※ ()の支所に対しては、大崎市から連絡する。

55 芋埵川(県管理区間)

左岸 } 栗原市忠兵衛浦橋 —————> 二迫川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
栗駒公園線 (北部土木事務所 (栗原地域事務所))	水防団待機 水位(通報水 位) (2.35m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.30m) に達したとき	栗 原 市 (築 館) (栗 駒) (一 迫)	忠 兵 衛 橋 二 迫 川 合 点 流



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

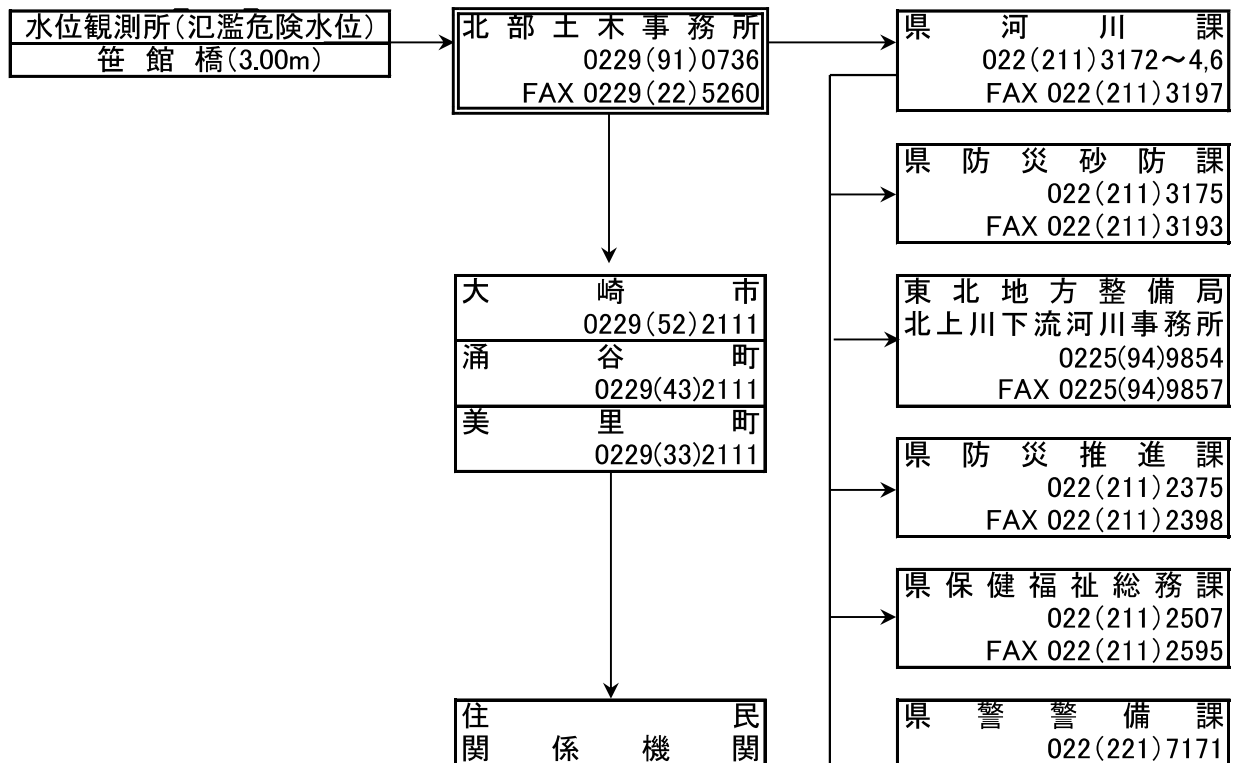
※()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

56 出来川(県管理区間石巻線上流)

左岸 }
右岸 }

美里町北浦新前田 前田橋 —————→ 美里町南小牛田信 石巻線

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
笹 館 橋 (北 部) 土木事務所	水防団待機 水位(通報水 位) (2.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.00m) に達したとき	大 崎 市 美 里 町 涌 谷 町	前 田 橋 石 巻 線



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区気象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

57 出来川(県管理区間石巻線下流)

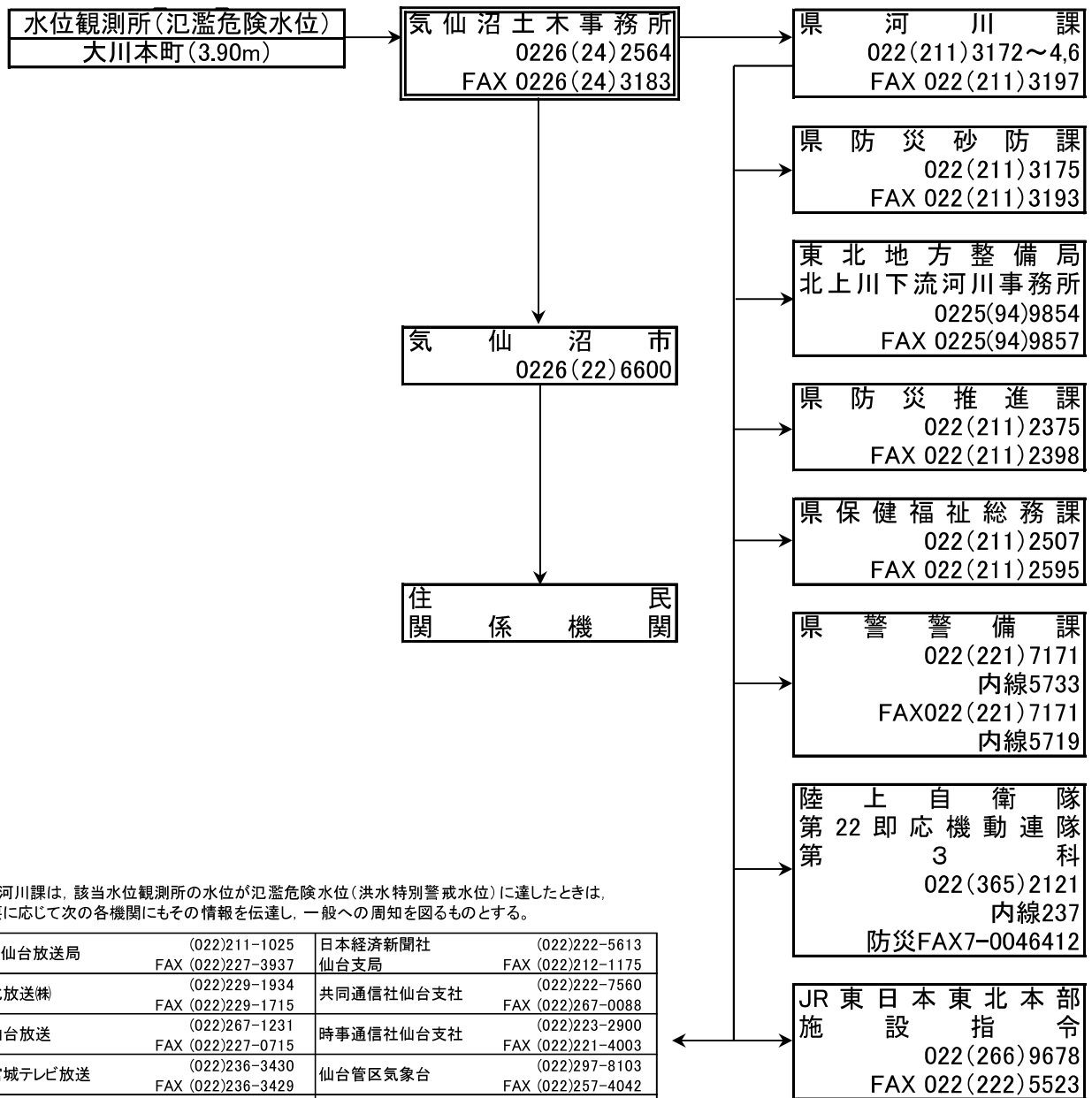
左岸 }
右岸 } 美里町南小牛田信 石巻線 —————> 江合川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
名 緒 (北 部 土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.80m) に達したとき	美 里 町 涌 谷 町	石 巻 線 江 合 川 合 流 点

58 大川(県管理)

左岸 } 気仙沼市平前橋 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
大 川 本 町 (気 仙 沼) (土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.95m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.90m) に達したとき	気仙沼市	平 前 橋 河 口



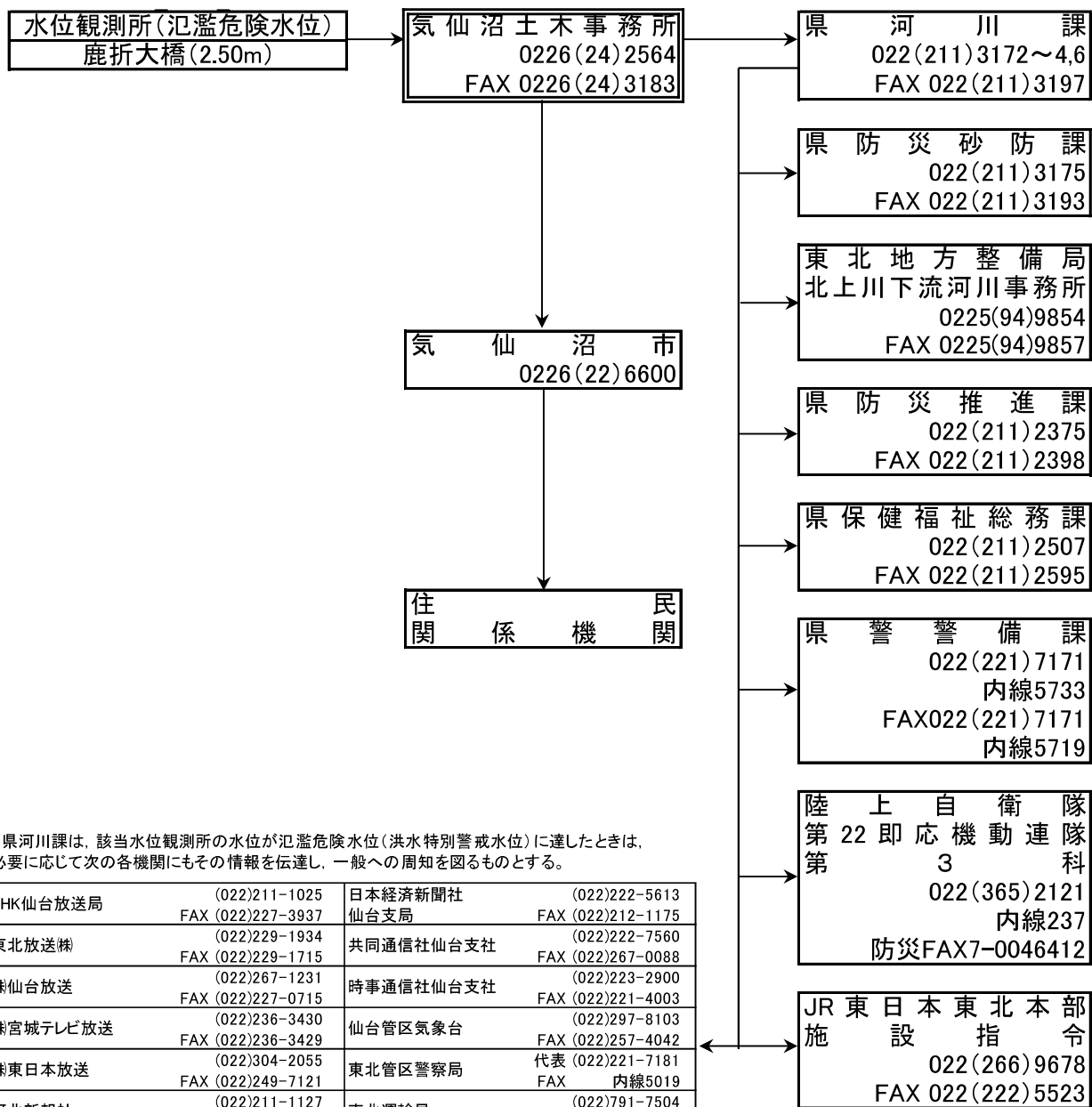
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

59 鹿折川(県管理)

左岸 } 気仙沼市大船渡線 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
鹿折大橋 (気仙沼) (土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.50m) に達したとき	気仙沼市	大船渡線 海



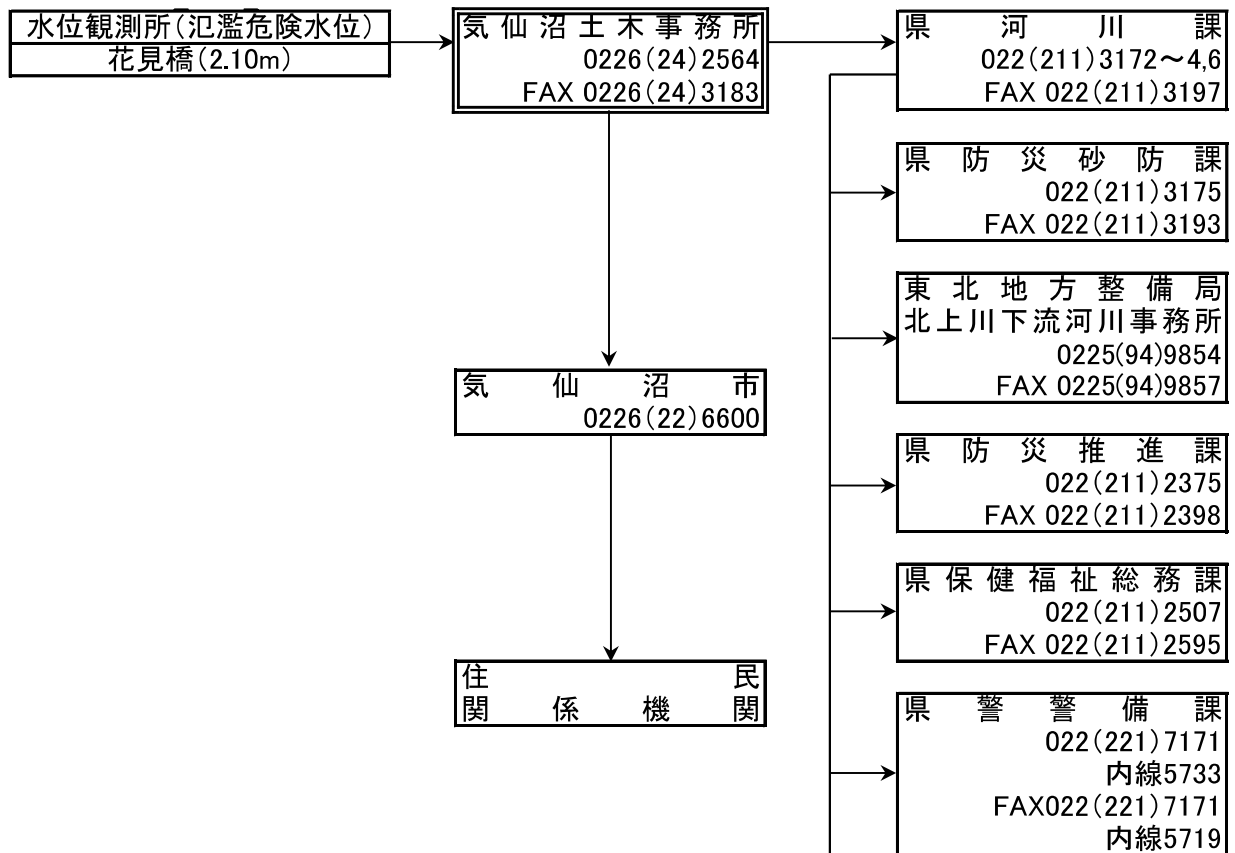
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

60 津谷川(県管理)

左岸 } 気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
花見橋 (気仙沼) (土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.10m) に達したとき	気仙沼市	鼻 向 頭 工 首 海



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、必要に応じて次の各機関にもその情報を伝達し、一般への周知を図るものとする。

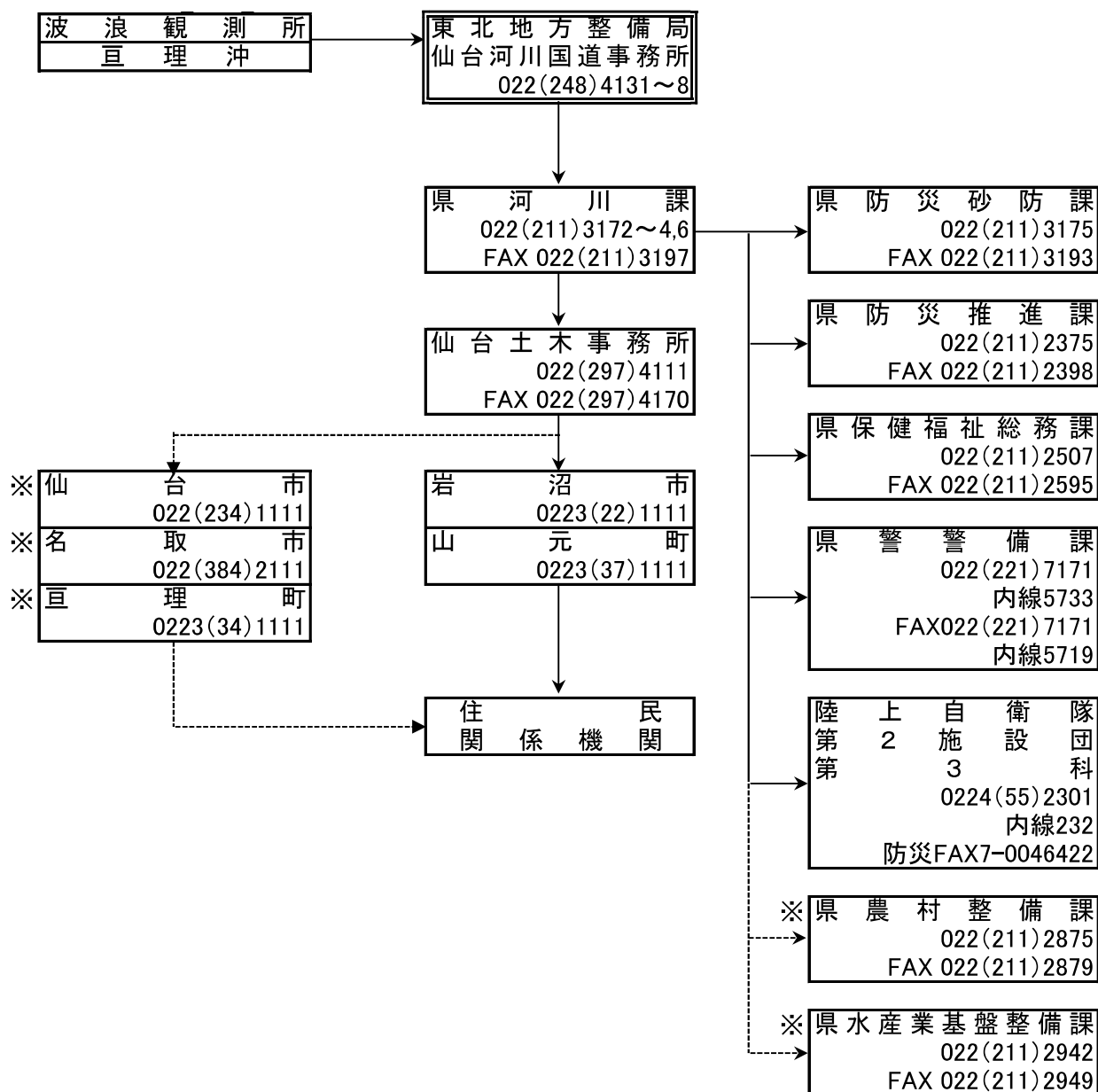
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送株	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5972 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

61 仙台湾南部海岸(国管理区間)

- (1) 蒲崎海岸
岩沼市早股字前川 —————→ 岩沼市寺島字川向
- (2) 山元海岸
山元町山寺字須賀 —————→ 山元町坂元字浜

令和2年6月1日から適用

海岸名	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団)待機・準備の発令	水防団(消防団)出動の発令	警報解除の発令		
蒲崎海岸	気象庁から管内に高潮注意報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	気象庁から管内に高潮警報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ気象情報での波高の再上昇が予想されないとき。かつ避難活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。	岩 沼 市	岩 沼 市 早 股 市 寺 島 市
山元海岸	気象庁から管内に高潮注意報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	気象庁から管内に高潮警報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ気象情報での波高の再上昇が予想されないとき。かつ避難活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。	山 元 町	山 元 町 山 寺 町 坂 元 町



※ 仙台湾南部海岸水防・災害情報連絡会における情報提供機関